

## 【法的措置関係参考法令等】

一	司法試験法（昭和二十四年法律第四百十号）	1
二	法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成十四 年法律第三百三十九号）	7
三	学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）	9
四	学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）	31
五	大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）	75
六	専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）	83
七	専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成十五年文部 科学省告示第五十三号）	89
八	学校教育法第一百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要 な細目を定める省令（平成十六年文部科学省令第七号）	91
九	教育基本法（平成十八年法律第二百十号）	95
十	法科大学院に係る認証評価の見直しに関する留意事項	97

※ 出典（七及び十を除く。）法務省大臣官房編「現行日本法規」（株式会社ぎょうせい）



### 第五節 法曹養成

#### ○司法試験法

(昭和二十四年五月三十一日法律第百四十四号)

改正

昭和二十七年七月三十一日法律第百六十八号	平成三年四月三十一日法律第百三十四号
同二十八年七月三十一日法律第百八十五号	同十一年五月三十一日法律第百四十八号
同三十三年二月二十五日法律第百一八〇号	同十二年七月二十六日法律第百二〇三号
同五十五年四月二十四日法律第百二十七号	同二十二年二月二十二日法律第百二六〇号
同五十六年五月二十九日法律第百四十五号	同二十四年二月六日法律第百三十八号
同五十八年二月二日法律第百七十八号	同十九年六月二十七日法律第百九十六号
同五十九年五月二日法律第百二十三号	同二十六年六月四日法律第百五十五号
平成三年四月二日法律第百二十三号	

司法試験法をここに公布する。

#### 司法試験法

目次

第一章 司法試験等 (第一条―第十一号)

第二章 司法試験委員会 (第十二号―第十六号)

第三章 補則 (第十七号)

附則

第一章 司法試験等 (第一四法二三八・章名追加・改称)

(司法試験の目的等)

第一条 司法試験は、裁判官、検察官又は弁護士とならうとする者

第九編 司法 (司法試験法)

第九編 司法 (司法試験法)

2 論文式による筆記試験は、裁判官、検察官又は弁護士とならうとする者に必要な専門的な学識並びに法的な分析、構成及び論述の能力を有するかどうかを判定することを目的とし、次に掲げる科目について行う。

- 一 公法系科目 (憲法及び行政法に関する分野の科目をいう。)
- 二 民事系科目 (民法、商法及び民事訴訟法に関する分野の科目をいう。)
- 三 刑事系科目 (刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)
- 四 専門的な法律の分野に関する科目として法務省令で定める科目のうち受験者のあらかじめ選択する一科目

3 前二項に掲げる試験科目については、法務省令により、その全部又は一部について範囲を定めることができる。

4 司法試験においては、その受験者が裁判官、検察官又は弁護士とならうとする者に必要な学識及びその応用能力を備えているかどうかを適確に評価するため、知識を有するかどうかの判定に偏することなく、法律に関する理論的かつ実践的な理解力、思考力、判断力等の判定に意を用いなければならない。

(第一四法二三八・令改 平二六法五二・一部改正)

(司法試験の受験資格等)

第四条 司法試験は、次の各号に掲げる者が、それぞれ当該各号に定める期間において受けることができる。

一 法科大学院 (学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号) 第

に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする国家試験とする。

2 裁判所法 (昭和二十二年法律第五十九号) 第六十六条の試験は、この法律により行う。

3 司法試験は、第四条第一項第一号に規定する法科大学院課程における教育及び司法修習生の修習との有機的連携の下に行うものとする。

(第一四法二三八・一部改)

(司法試験の方法等)

第二条 司法試験は、短答式 (択一式を含む。以下同じ。) 及び論文式による筆記の方法により行う。

2 司法試験の合格者の判定は、短答式による筆記試験の合格に必要な成績を得た者につき、短答式による筆記試験及び論文式による筆記試験の成績を総合して行うものとする。

(第一四法二三八・令改)

(司法試験の試験科目等)

第三条 短答式による筆記試験は、裁判官、検察官又は弁護士とならうとする者に必要な専門的な法律知識及び法的な推論の能力を有するかどうかを判定することを目的とし、次に掲げる科目について行う。

- 一 憲法
- 二 民法
- 三 刑法

三六〇一

三六〇二

九十九条第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。) の課程 (次項において「法科大学院課程」という。) を修了した者 その修了の日後の最初の四月一日から五年を経過するまでの期間

1 司法試験予備試験に合格した者 その合格の発表の日後の最初の四月一日から五年を経過するまでの期間

2 前項の規定により司法試験を受けた者は、その受験に係る受験資格 (同項各号に規定する法科大学院課程の修了又は司法試験予備試験の合格をいう。以下この項において同じ。) に対応する受験期間 (前項各号に定める期間をいう。) においては、他の受験資格に基づいて司法試験を受けることはできない。

(第一四法二三八・令改 平一九法九六・平二六法五二・一部改正)

(司法試験予備試験)

第五条 司法試験予備試験 (以下「予備試験」という。) は、司法試験を受けようとする者が前条第一項第一号に掲げる者と同等の学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的とし、短答式及び論文式による筆記並びに口述の方法により行う。

2 短答式による筆記試験は、次に掲げる科目について行う。

- 一 憲法
- 二 行政法
- 三 民法

- 四 商法
- 五 民事訴訟法
- 六 刑法
- 七 刑事訴訟法
- 八 一般教養科目

3 論文式による筆記試験は、短答式による筆記試験に合格した者につき、次に掲げる科目について行い。

- 一 前項各号に掲げる科目
- 二 法律実務基礎科目（法律に関する実務の基礎的養育（実務の経験により修得されるものを含む。）についての科目をいう。次項において同じ。）

4 口述試験は、筆記試験に合格した者につき、法的な推論、分析及び構成に基づいて弁論をする能力を有するかどうかの判定に意を用い、法律実務基礎科目について行い。

5 前三項に規定する試験科目については、法務省令により、その全部又は一部について範囲を定めることができる。

（平一四法二三八・令改）

（司法試験委員会の意見の聴取）

第六条 法務大臣は、第三条第二項第四号若しくは第三項又は前条第五項の法務省令を制定し、又は改廃しようとするときは、司法試験委員会の意見を聴かなければならない。

（平一四法二三八・追加・旧第六条の二繰上・一部改正）

（司法試験等の実施）

第九編 司法（司法試験法）

第九編 司法（司法試験法）

実費を動案して政令で定める額の受験手数料を納付しなければならない。

2 前項の規定により納付した受験手数料は、当該試験を受けなかった場合においても返還しない。

（昭二八法八五・昭五三法七・昭五九法三三・平一四法

三三八・一部改正）

第二章 司法試験委員会（平一四法二三八・署名追加）

（司法試験委員会の設置及び所掌事務）

第十二条 法務省に、司法試験委員会（以下この章において「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 司法試験及び予備試験を行うこと。
- 二 法務大臣の諮問に応じ、司法試験及び予備試験の実施に関する重要事項について調査審議すること。
- 三 司法試験及び予備試験の実施に関する重要事項に関し、法務大臣に意見を述べること。
- 四 その他法律によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 委員会は、その所掌事務を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関又は関係のある公私の団体に対し、必要な資料の提供その他の協力を求めることができる。

（平一四法二三八・令改・一部改正）

（委員）

第七条 司法試験及び予備試験は、それぞれ、司法試験委員会が毎年一回以上行い、その期日及び場所は、あらかじめ官報をもつて公告する。

（平一四法二三八・一部改正）

（合格者の決定方法）

第八条 司法試験の合格者は司法試験考査委員の合議による判定に基づき、予備試験の合格者は司法試験予備試験考査委員の合議による判定に基づき、それぞれ司法試験委員会が決定する。

（平三三法四・平一四法二三八・一部改正）

（合格証書）

第九条 司法試験又は予備試験に合格した者には、それぞれ当該試験に合格したことを証する証書を授与する。

（平一四法二三八・一部改正）

（合格の取消し等）

第十条 司法試験委員会は、不正の手段によつて司法試験若しくは予備試験を受け、若しくは受けようとした者又はこの法律若しくはこの法律に基づく法務法令に違反した者に対しては、その試験を受けることを禁止し、合格の決定を取り消し、又は情状により五年以内の期間を定めて司法試験若しくは予備試験を受けることができないものとする。ことができる。

（平一四法二三八・一部改正）

（受験手数料）

第十一条 司法試験又は予備試験を受けようとする者は、それぞれ

三六〇三

三六〇四

第十三条 委員会は、委員七人をもつて組織する。

2 委員は、裁判官、検察官、弁護士及び学識経験を有する者のうちから、法務大臣が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、非常勤とする。

（平一四法二三八・令改）

（委員長）

第十四条 委員長は、委員の互選に基づき、法務大臣が任命する。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に故障のある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならない。

（昭二七法二六八・平一四法二三八・一部改正）

（司法試験考査委員等）

第十五条 委員会に、司法試験における問題の作成及び採点並びに合格者の判定を行わせるため司法試験考査委員を置き、予備試験における問題の作成及び採点並びに合格者の判定を行わせるため司法試験予備試験考査委員（以下この条及び次条において「予備試験考査委員」という。）を置く。

2 司法試験考査委員及び予備試験考査委員は、委員会の推薦に基づき、当該試験を行うについて必要な学識経験を有する者のうちから、法務大臣が試験ごとに任命する。

3 司法試験審査委員及び予備試験審査委員は、非常勤とする。

(平一四法二三八・令改・一部改正)

(政令への委任)

第十六条 第十二条から前条までに定めるもののほか、委員会の委員、司法試験審査委員及び予備試験審査委員に関する事項その他委員会に關し必要な事項は、政令で定める。

(平一四法二三八・令改・一部改正)

第三章 補則 (平一四法二三八・署名追加)

(法務省令への委任)

第十七条 この法律に定めるもののほか、司法試験及び予備試験の実施に關し必要な事項は、法務省令で定める。

(平一四法二三八・令改・一部改正)

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 旧高等試験令(昭和四年勅令第十五号)による高等試験司法科試験に合格した者は、この法律による司法試験に合格した者とみなす。

(平三法三四・旧第五項繰下、平一四法二三八・旧第六項繰上、旧第三項繰上、一部改正)

附則 (昭和二十七年七月三日法律第二六八号) 抄

1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

3 従前の機関及び職員は、この法律に基く相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

第九編 司法 (司法試験法)

第九編 司法 (司法試験法)

五条及び第六条の規定、第十九条中特許法第七百七条第一項の改正規定、第二十条中実用新案法第三十一条第一項の改正規定、第二十一条中意匠法第四十二条第一項及び第二項の改正規定、第二十一条中商標法第四十条第一項及び第二項の改正規定、第二十九条中通訳案内業法第五条第二項の改正規定並びに第三十条の規定は、昭和五十六年六月一日から施行する。

(経過措置)

2 次に掲げる受験手数料等については、なお従前の例による。

一 略

二 司法試験法第十一条第一項の改正規定の施行前に実施の公告がされた司法試験を受けようとする者が納付すべき受験手数料

附則 (昭和五十八年二月二日法律第七八号)

1 この法律(第一条を除く)は、昭和五十九年七月一日から施行する。

2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づき政令(以下「関係政令」という)の規定により置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に關し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附則 (昭和五十九年五月一日法律第三号) 抄

(施行期日)

附則 (昭和二十七年七月五日法律第八五号)

この法律は、昭和二十九年一月一日から施行する。

附則 (昭和三十三年二月五日法律第八八号) 抄

1 この法律は、昭和三十六年一月一日から施行する。

附則 (昭和五十二年四月二日法律第二七号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中不動産の鑑定評価に關する法律第十一条第一項の改正規定、第二条、第三条、第五条及び第六条の規定、第十九条中特許法第七百七条第一項の改正規定、第二十条中実用新案法第三十一条第一項の改正規定、第二十一条中意匠法第四十二条第一項及び第二項の改正規定、第二十一条中商標法第四十条第一項及び第二項の改正規定、第二十八条中通訳案内業法第五条第二項の改正規定並びに第二十九条及び第三十条の規定は、昭和五十二年五月一日から施行する。

(経過措置)

2 次に掲げる受験手数料等については、なお従前の例による。

一 司法試験法第十一条第一項の改正規定の施行前に実施の公告がされた司法試験を受けようとする者が納付すべき受験手数料

附則 (昭和五十六年五月一九日法律第四五号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中不動産の鑑定評価に關する法律第十一条第一項の改正規定、第二条、第

三六〇五

三六〇六

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(経過措置)

2 次に掲げる受験手数料等については、なお従前の例による。

一 司法試験法第十一条第一項の改正規定の施行前に実施の公告がされた司法試験を受けようとする者が納付すべき受験手数料

附則 (平成三年四月二日法律第三号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成三年七月一日から施行する。

附則 (平成三年四月三日法律第三四号)

この法律は、平成四年一月一日から施行する。

(平一四法二三八・旧第一項・一部改正)

附則 (平成一〇年五月六日法律第四八号)

この法律は、平成十二年一月一日から施行する。

附則 (平成二年七月二六日法律第二〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日)平成三年一月六日

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

○中央省庁等改革関係法施行法(平成一一法律一六

〇)抄

(処分、申請等に関する経過措置)

第十三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律(以下「改革関係法等」と総称する。)の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関

第九編 司法(司法試験法)

第九編 司法(司法試験法)

号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第十三百五条、第十三百六条、第十三百二十四条第二項、第十三百二十六条第二項及び第十三百四十四条の規定公布の日

附則(平成四年二月六日法律第二三八号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第二条並びに附則第七条第一項及び第二項、第八条から第十条まで並びに第十九条から第二十八条までの規定(平成十七年十二月一日

(司法試験管理委員会規則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に効力を有する司法試験管理委員会規則であつて第一条の規定による改正前の司法試験法第四条第一項第四号及び第六条第四項の規定に基づきものは、この法律の施行後は、第一条の規定による改正後の司法試験法の相当規定に基づき法務省令としての効力を有するものとする。

(司法試験管理委員会の行為等に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前に、第一条の規定による改正前の司法試験法の規定に基づいて司法試験管理委員会がした処分その他の行

係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(従前の例による処分等に関する経過措置)

第十三百二条 なお従前の例によることとする法令の規定により、従前の国の機関がすべき免許、許可、認可、承認、指定その他の処分若しくは通知その他の行為又は従前の国の機関に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の規定に基づくその任務及び所掌事務の区分に応じ、それぞれ、相当の国の機関がすべきものとし、又は相当の国の機関に対してすべきものとする。

(政令への委任)

第十三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第十三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則(平成二年二月三日法律第一六〇号)抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各

三六〇七

三六〇八

為は、この法律の施行後は、同条の規定による改正後の司法試験法の相当規定に基づいて司法試験委員会がした処分その他の行為とみなす。

2 前項に定めるもののほか、この法律の施行前に、法令の規定により司法試験管理委員会又はその委員長がした処分その他の行為は、この法律の施行後は、当該法令の相当規定により法務大臣がした処分その他の行為とみなす。

3 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の司法試験法の規定に基づいて司法試験管理委員会に対してされている出願その他の行為は、この法律の施行後は、同条の規定による改正後の司法試験法の相当規定に基づいて司法試験委員会に対してされた出願その他の行為とみなす。

4 前項に定めるもののほか、この法律の施行の際現に法令の規定により司法試験管理委員会又はその委員長に対してされている請求その他の行為は、この法律の施行後は、当該法令の相当規定により法務大臣に対してされた請求その他の行為とみなす。

5 この法律の施行の際現に司法試験考査委員である者は、この法律の施行の日、第一条の規定による改正後の司法試験法第十五条の規定により、司法試験考査委員として任命されたものとみなす。

(不正受験者に対する措置に関する経過措置)

第四条 司法試験委員会は、この法律の施行前に行われた司法試験を不正の手段によつて受けた者又は第一条の規定による改正前の司法試験法若しくは同法に基づき司法試験管理委員会規則に違反

した者に対しては、司法試験管理委員会がした合格の決定を取り消すことができる。

(沖縄の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法の規定の読替)

第五条 この法律の施行後に行われる沖縄の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法(昭和四十五年法律第三十三号)第四条第三項の規定による合格の決定の取消しについては、同項中「司法試験管理委員会」とあるのは、「司法試験委員会」とする。

(新司法試験の実施のために必要な行為に関する経過措置)

第六条 法務大臣は、第二条の規定による改正後の司法試験法(以下「新法」という。)第三条第二項第四号又は第三項の法務省令を制定しようとするときは、第二条の規定の施行の日前においても、司法試験委員会の意見を聴くことができる。

2 法務大臣は、第二条の規定の施行の日前においても、新法第十五条の規定の例により、新法の規定による司法試験(以下「新司法試験」という。)に係る司法試験考査委員を任命することができる。

3 新司法試験の実施に必要な公告その他の準備行為は、第二条の規定の施行の日前においても、行うことができる。

(旧司法試験の実施)

第七条 司法試験委員会は、平成十八年から平成二十三年までの間においては、新司法試験を行うほか、従前の司法試験(平成二十二年においては、平成二十二年の第二次試験の筆記試験に合格し

第九編 司法(司法試験法)

第九編 司法(司法試験法)

備試験考査委員」という。)を置く」とあるのは「置く」とする。

3 前条の規定は、旧司法試験について準用する。この場合において、同条第一項中「第二条の規定による改正後の司法試験法(以下「新法」という。)第三条第二項第四号又は第三項」とあるのは「次条第一項の規定によりなお効力を有するものとされる第二条の規定による改正前の司法試験法第四条第一項第四号又は第六条第四項」と、同条第二項中「新法第十五条」とあるのは「次条第二項の規定により読み替えて適用される第二条の規定による改正後の司法試験法第十五条」と読み替えるものとする。

経過 効力特異分については、本條に登載した「改正前の司法試験法」を参照

(新司法試験及び旧司法試験の受験)

第八条 平成十八年から平成二十三年までの各年においては、法務省令で定める手続に従い、あらかじめ選択して出願するところにより、新司法試験又は旧司法試験のいずれか一方のみを受けることができる。

2 新法第四条第一項第一号の受験資格(同号に規定する法科大学院課程の修了をいう。以下この条において同じ。)に基づいて新司法試験を受けようとする者が、その受験前に旧法の規定による司法試験の第二次試験又は旧司法試験の第二次試験の受験(当該新司法試験の受験に係る受験資格を得る前の受験については、当該受験資格を得た日前二年間のものに限る。以下この条において「旧司法試験等の受験」という。)をしているときは、その旧司

法試験等の受験(次項の規定により他の受験資格に基づく新司法試験の受験とみなされたものを除く。)を、当該受験資格に基づいて既にした新司法試験の受験とみなして、新法第四条第一項の規定を適用する。

2 前項の規定により行われる司法試験(以下「旧司法試験」という。)については、新法第一条第一項及び第二項、第七条から第十一条まで並びに第二章及び第三章の規定を適用する。この場合において、新法第一条第一項中「司法試験」とあるのは「司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律(平成十四年法律第百三十八号)附則第七条第一項の規定により行われる司法試験(以下「旧司法試験」という。)」と、新法第七条中「司法試験及び予備試験は、それぞれ」とあるのは「旧司法試験は」と、新法第八条中「司法試験の」とあるのは「旧司法試験の」と、「予備試験の合格者は司法試験予備試験考査委員の合議による判定に基づき、それぞれ司法試験委員会」とあるのは「司法試験委員会」と、新法第九条及び第十一条第一項中「司法試験又は予備試験」とあるのは「旧司法試験の各試験」と、新法第十条中「司法試験若しくは」とあるのは「旧司法試験、司法試験若しくは」と、新法第十一条第二項第一号から第三号まで及び第十七条中「司法試験及び予備試験」とあるのは「旧司法試験」と、新法第十五条第一項中「司法試験に」とあるのは「旧司法試験に」と、置き、予備試験における問題の作成及び採点並びに合格者の判定を行わせるため司法試験予備試験考査委員(以下この条及び次条において「予

法試験等の受験(次項の規定により他の受験資格に基づく新司法試験の受験とみなされたものを除く。)を、当該受験資格に基づいて既にした新司法試験の受験とみなして、新法第四条第一項の規定を適用する。

3 前項に規定するものは、新法第四条第一項第一号の受験資格に基づいて新司法試験を受けた者については、当該新司法試験の受験前の旧司法試験等の受験及び当該新司法試験の受験後の旧司法試験の第二次試験の受験を、当該受験資格に基づく新司法試験の受験とみなして、同条の規定を適用する。

(予備試験の実施時期)

第九条 新法第五条に規定する予備試験は、新法第七条の規定にかかわらず、平成二十三年から行いものとする。

(旧法の規定による司法試験又は旧司法試験に合格した者に関する経過措置)

第十条 旧法の規定による司法試験の第二次試験又は旧司法試験の第二次試験に合格した者は、新司法試験に合格した者とみなす。

附則 (平成一九年六月二十七日法律第九六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一九年政令第三六二号で平成一九年二月二六日から施行)

附則 (平成二六年六月四日法律第五二号)

この法律は、平成二十六年十月一日から施行する。

○平成十四年法律第百三十八号による改正前の司法試験法(抄)

(平成十四年法律第百三十八号附則第七条の規定により同法による改正前の司法試験法第二条等の規定は、なおその効力を有するとされる。)

(司法試験の種類)

第二条 司法試験を分けて、第一次試験及び第二次試験とする。

(第一次試験)

第三条 第一次試験は、第二次試験を受けるのに相当な教養と一般的学力を有するかどうかを判定することをもつてその目的とし、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に定める大学卒業程度において一般教養科目について短答式(択一式を含む。以下同じ。)及び論文式による筆記の方法により行ふ。

(昭三三法一八〇・一部改正)

(第一次試験の免除)

第四条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、第一次試験を免除する。

- 一 学校教育法に定める大学において学士の学位を得るのに必要な一般教養科目の学習を終わった者
二 旧高等学校令(大正七年勅令第三百八十九号)による高等学校高等科、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大

第九編 司法 (司法試験法)

第九編 司法 (司法試験法)

三 刑法

2 論文式による試験は、短答式による試験に合格した者につき、次の六科目について行ふ。

- 一 憲法
二 民法
三 商法
四 刑法
五 民事訴訟法
六 刑事訴訟法

3 口述試験は、筆記試験に合格した者につき、次の五科目について行ふ。

- 一 憲法
二 民法
三 刑法
四 民事訴訟法
五 刑事訴訟法

4 法務大臣は、試験科目中相当と認めるものについて、法務省令で、その範囲を定めることができる。

5 第二次試験においても、知識を有するかどうかの判定に偏することなく、理解力、推理力、判断力等の判定に意を用いなければならない。

6 筆記試験に合格した者に対しては、その申請により、次回の司法試験の筆記試験を免除する。

学予科又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校を卒業し、又は修了した者

三 旧高等試験令(昭和四年勅令第十五号)による高等試験(以下高等試験と略称する。)予備試験に合格した者又はその免除を受けていた者

四 前三号に該当する者のほか、法務省令の定めるところにより、前三号に該当する者と同等以上の教養と一般的学力を有すると認められた者

2 第一次試験に合格した者に対しては、その後第二次試験を免除する。

(昭三三法一八〇・平三三法三・平四三法三六・一部改正)

(第二次試験)

第五条 第二次試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することをもつてその目的とし、次条に定めるところによつて、短答式及び論文式による筆記並びに口述の方法により行ふ。

2 第二次試験は、第一次試験に合格した者又は第四条の規定により第一次試験を免除せられた者に限り、受けることができる。

(昭三三法一八〇・一部改正)

(第二次試験の試験科目等)

第六条 短答式による試験は、次の三科目について行ふ。

- 一 憲法
二 民法

(昭三三法一八〇・令改 平三三法四・平〇四四八・平四三法三六・一部改正)

(司法試験委員会の意見の聴取)

第六条の二 法務大臣は、第四条第一項第四号又は前条第四項の法務省令を制定し、又は改廃しようとするときは、司法試験委員会の意見を聴かなければならない。

(平一四三法三三・追加)

附 則

2 高等試験の行政科試験に合格した者(昭和十六年勅令第一号附則第二項の規定により行政科の本試験に合格した者とみなされた者を含む。)で司法試験を受けようとする者に対しては、第二次試験中短答式による筆記試験並びに次の四科目以外の科目についての論文式による筆記試験及び口述試験を免除する。

- 一 憲法
二 刑法
三 民法及び商法のうち受験者のあらかじめ選択する一科目
四 民事訴訟法及び刑事訴訟法のうち受験者のあらかじめ選択する一科目

(昭二八法五・昭三三法一八〇・一部改正 平一四三法三六・旧第四項 繰上)

# ○法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律

(平成十四年十二月六日  
法律第百二十九号)

改正 平成十九年 六月七日法律第九十号  
同 二十四年 八月 三日同 第四号

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律をここに公布する。

## 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律

### (目的)

第一条 この法律は、法曹の養成に関し、その基本理念並びに次条第一号に規定する法科大学院における教育の充実、法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習との有機的連携の確保に関する事項その他の基本となる事項を定めることにより、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する多数の法曹の養成を図り、もって司法制度を支える人的体制の充実強化に資することを目的とする。

### (法曹養成の基本理念)

第二条 法曹の養成は、国の規制の撤廃又は緩和の一層の進展その他の内外の社会経済情勢の変化に伴い、より自由かつ公正な社会

第九編 司法 (法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律)

三六五三

第九編 司法 (法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律)

三六五四

実務に必要な能力を修得させること。

(一九九六・一改正)

### (国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「法曹養成の基本理念」という。)のっとり、法科大学院における教育の充実並びに法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習との有機的連携を図る責務を有する。

2 国は、法曹の養成が国の機関、大学その他の法曹の養成に関係する機関の密接な連携の下に行われることを確保するため、これらの機関の相互の協力の強化に必要な施策を講ずるものとする。

3 国は、法科大学院において将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を涵養するための教育が行われることを確保するため、法科大学院における法曹である教員の確保及び教員の教育上の能力の向上のために必要な施策を講ずるとともに、関係する審議会等における調査審議に法曹である委員を参画させるものとする。

4 国は、法科大学院における教育に関する施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、大学における教育の特性に配慮しなければならない。

5 政府は、法曹養成の基本理念のっとり、法曹の養成のための施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

### (大学の責務)

の形成を図る上で法及び司法の果たすべき役割がより重要なものとなり、多様かつ広範な国民の要請にこたえることができる高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹が求められていることにかんがみ、国の機関、大学その他の法曹の養成に関係する機関の密接な連携の下に、次に掲げる事項を基本として行われるものとする。

一 法科大学院(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十九条第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。以下同じ)において、法曹の養成のための中核的な教育機関として、各法科大学院の創意をもつて、入学者の適性の適確な評価及び多様性の確保に配慮した公平な入学者選抜を行い、少人数による密度の高い授業により、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力(弁論の能力を含む。次条第三項において同じ)並びに法律に関する実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育を体系的に実施し、その上で厳格な成績評価及び修了の認定を行うこと。

二 司法試験において、前号の法科大学院における教育との有機的連携の下に、裁判官、検察官又は弁護士とならうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかの判定を行うこと。

三 司法修習生の修習において、第一号の法科大学院における教育との有機的連携の下に、裁判官、検察官又は弁護士としての

第四条 大学は、法曹養成の基本理念ののっとり、法科大学院における教育の充実自主的かつ積極的に努めるものとする。

### (法科大学院の適格認定等)

第五条 文部科学大臣は、法科大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況(以下単に「教育研究活動の状況」という。)についての評価を行う者の認証の基準に係る学校教育法第百十条第三項に規定する細目を定めるときは、その者の定める法科大学院に係る同法第百九条第四項に規定する大学評価基準(以下この条において「法科大学院評価基準」という。)の内容が法曹養成の基本理念(これを踏まえて定められる法科大学院に係る同法第三条に規定する設置基準を含む。)を踏まえたものとなるように意を用いなければならない。

2 学校教育法第百九条第二項に規定する認証評価機関(以下この条において単に「認証評価機関」という。)が行う法科大学院の教育研究活動の状況についての同条第三項の規定による認証評価(第四項において単に「認証評価」という。)においては、当該法科大学院の教育研究活動の状況が法科大学院評価基準に適合しているか否かの認定をしなければならない。

3 大学は、その設置する法科大学院の教育研究活動の状況について法科大学院評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定(第五項において「適格認定」という。)を受けよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。

4 文部科学大臣は、法科大学院の教育研究活動の状況について認

証評価を行った認証評価機関から学校教育法第百十條第四項の規定によりその結果の報告を受けたときは、遅滞なく、これを法務大臣に通知するものとする。

5 文部科学大臣は、大学がその設置する法科大学院の教育研究活動の状況について適格認定を受けられなかったときは、当該大学に対し、当該法科大学院の教育研究活動の状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。

（一九九六・一改正）

（法務大臣と文部科学大臣との関係）

第六條 法務大臣及び文部科学大臣は、法科大学院における教育の充実及び法科大学院における教育と司法試験との有機的連携の確保を図るため、相互に協力しなければならない。

2 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、その旨を法務大臣に通知するものとする。この場合において、法務大臣は、文部科学大臣に対し、必要な意見を述べることができる。

一 法科大学院に係る学校教育法第三條に規定する設置基準を定め、又はこれを改廃しようとするとき。

二 法科大学院の教育研究活動の状況についての評価を行う者の認証の基準に係る学校教育法第百十條第三項に規定する細目を定め、又はこれを改廃しようとするとき。

三 学校教育法第百九條第二項の規定により法科大学院の教育研究活動の状況についての評価を行う者を認証し、又は同法第百十一條第二項の規定によりその認証を取り消そうとするとき。

第九編 司法（法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律）

三六五五

第九編 司法（法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律）

三六五六（修正）

育と司法試験等との連携等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第五十四号）の施行後一年以内に検討を加えて一定の結論を得た上、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

（二〇一四・一改正）

附 則 平成一九年六月七日法律第九六号 抄

（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成一九年政令第三六号で平成一九年二月六日から施行）

附 則 平成二四年八月三日法律第五四号 抄

この法律は、公布の日から施行する。

3 法務大臣は、特に必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、法科大学院について、学校教育法第十五條第四項の規定による報告又は資料の提出の要求、同條第一項の規定による報告、同條第二項の規定による命令その他の必要な措置を講ずることを求めることができる。

4 文部科学大臣は、法科大学院における教育と司法試験との有機的連携を確保するため、必要があると認めるときは、法務大臣に対し、協議を求めることができる。

（一九九六・一改正）

附 則

（施行期日）

第一條 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第三條第三項から第五項まで及び第六條第二項第一号の規定公布の日

二 第五條第二項、第四項及び第五項並びに第六條第二項第三号の規定 平成十六年四月一日

（検討）

第二條 政府は、法科大学院における教育、司法試験及び司法修習生の修習の実施状況等を勘案し、国民の信頼に足る法曹の養成に關する制度について、学識経験を有する者等により構成される合議制の組織の意見等を踏まえつつ、裁判所法及び法科大学院の教



- 二 大学の学部若しくは大学院の研究科又は第百八条第二項の大学の学科の廃止
- 三 前二号に掲げるもののほか、政令で定める事項
- ㊦ 文部科学大臣は、前項の届出があつた場合において、その届出に係る事項が、設備、授業その他の事項に関する法令の規定に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- ④ 第二項第一号の学位の種類及び分野の変更に関する基準は、文部科学大臣が、これを定める。

昭三八法二三・昭三六法二六六・昭三九法二〇・昭五一法五・平三法七九・平一〇法二〇一・平一一法八七・平一二法二六〇・平一四法一一八・平一四法二五六・平一七法八三・平一八法八〇・平一九法九六・平二三法三七・一部改正

第四条之二 市町村は、その設置する幼稚園の設置廃止等を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

（平三三法三七・追加）

第五条 学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する。

第六条 学校においては、授業料を徴収することができる。ただし、国立又は公立の小学校及び中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部における義務教育については、これを徴収することができない。

第二十六編 教育（学校教育法）

第二十六編 教育（学校教育法）

第十条 私立学校は、校長を定め、大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣に、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事に届け出なければならない。

（平一一法八七・平一二法二六〇・一部改正）

第十一条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

昭三六法二六六・平一一法八七・平一二法二六〇・平一九法九六・一部改正

第十二条 学校においては、別に法律で定めるところにより、幼児、児童、生徒及び学生並びに職員の健康の保持増進を図るため、健康診断を行い、その他その保健に必要な措置を講じなければならない。

昭三三法五六・令改 平一九法九六・一部改正

第十三条 第四条第一項各号に掲げる学校が次の各号のいずれかに該当する場合においては、それぞれ同項各号に定める者は、当該学校の閉鎖を命ずることができる。

- 一 法令の規定に故意に違反したとき
- 二 法令の規定によりその者がした命令に違反したとき
- 三 六箇月以上授業を行わなかつたとき
- ㊦ 前項の規定は、市町村の設置する幼稚園に準用する。この場合において、同項中「それぞれ同項各号に定める者」とあり、及び同項第二号中「その者」とあるのは、「都道府県の教育委員会

昭三八法二三・昭三五法二六・昭三五法二六六・平一〇法二〇一・平一八法八〇・平一九法九六・一部改正

第七条 学校には、校長及び相当数の教員を置かなければならない。

第八条 校長及び教員（教育職員免許法（昭和二十四年法律第五百四十七号）の適用を受ける者を除く。）の資格に関する事項は、別に法律で定めるもののほか、文部科学大臣がこれを定める。

昭三四法二四八・令改 昭三九法二五九・昭三六法二六六・平一一法八七・平一二法二六〇・一部改正

第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられた者
- 三 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者
- 四 教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者
- 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

昭三四法二四八・令改 昭三六法二六六・平一一法二五二・平一四法五五・平一九法九八・一部改正

と読み替えるものとする。

昭三六法二六六・平一二法八七・平一三法三七・一部改正

第十四条 大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事は、当該学校が、設備、授業その他の事項について、法令の規定又は都道府県の教育委員会若しくは都道府県知事の定める規程に違反したときは、その変更を命ずることができる。

（平一一法八七・平一二法二六〇・平一四法二一八・一部改正）

第十五条 文部科学大臣は、公立又は私立の大学及び高等専門学校が、設備、授業その他の事項について、法令の規定に違反していると認めるときは、当該学校に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

㊦ 文部科学大臣は、前項の規定による勧告によつてもなお当該勧告に係る事項（次項において「勧告事項」という。）が改善されない場合には、当該学校に対し、その変更を命ずることができる。

㊦ 文部科学大臣は、前項の規定による命令によつてもなお勧告事項が改善されない場合には、当該学校に対し、当該勧告事項に係る組織の廃止を命ずることができる。

㊦ 文部科学大臣は、第一項の規定による勧告又は第二項若しくは前項の規定による命令を行うために必要があると認めるときは、当該学校に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

平四四二・一八、令改、平四四二五六・一、部改定

第二章 義務教育 平一九九九六・通則

第十六条 保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。以下同じ。）は、次条に定めるところにより、子に九年の普通教育を受けさせる義務を負う。

平一九九九六・通則

第十七条 保護者は、子の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校又は特別支援学校の小学部に就学させる義務を負う。ただし、子が、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまでに小学校又は特別支援学校の小学部の課程を修了しないときは、満十五歳に達した日の属する学年の終わり（それまでの間において当該課程を修了したときは、その修了した日の属する学年の終わり）までとする。

② 保護者は、子が小学校又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十五歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に就学させる義務を負う。

③ 前二項の義務の履行の督促その他これらの義務の履行に関し必要な事項は、政令で定める。

平一九九九六・通則

第十八条 前条第一項又は第二項の規定によつて、保護者が就学させなければならない子（以下それぞれ「学齢児童」又は「学齢生

第二十六編 教育（学校教育法）

一〇五

第二十六編 教育（学校教育法）

一〇六

統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

四 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。

五 読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。

六 生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。

七 生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。

八 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通して体力を養い、心身の調和的発達を図ること。

九 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。

十 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

平一九九九六・通則

第三章 幼稚園 平一九九九六・通則

第二十二条 幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

平一九九九六・通則

徒」という。）で、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められる者の保護者に対しては、市町村の教育委員会は、文部科学大臣の定めるところにより、同条第一項又は第二項の義務を猶予又は免除することができる。

平一九九九六・通則

第十九条 経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

平一九九九六・通則

第二十条 学齢児童又は学齢生徒を使用する者は、その使用によつて、当該学齢児童又は学齢生徒が、義務教育を受けることを妨げてはならない。

平一九九九六・通則

第二十一条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第五条第二項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

二 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。

三 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝

第二十三条 幼稚園における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。

二 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。

三 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。

四 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。

五 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

平一九九九六・通則

第二十四条 幼稚園においては、第二十二条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼児期の教育に関する各級の問題につき、保護者及び地域住民その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うなど、家庭及び地域における幼児期の教育の支援に努めるものとする。

平一九九九六・通則

第二十五条 幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は、第二十二条及び第二十三条の規定に従い、文部科学大臣が定める。

①一九五九六・追加

第二十六条 幼稚園に入園することのできる者は、満三歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

①一九五九六・追加

第二十七条 幼稚園には、園長、教頭及び教諭を置かなければならない。

② 幼稚園には、前項に規定するもののほか、副園長、主任教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員、養護助教諭その他必要な職員を置くことができる。

③ 第一項の規定にかかわらず、副園長を置くときその他特別の事情のあるときは、教頭を置かないことができる。

④ 園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。

⑤ 副園長は、園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。

⑥ 教頭は、園長（副園長を置く幼稚園にあつては、園長及び副園長）を助け、園務を整理し、及び必要に応じ幼児の保育をつかさどる。

⑦ 主任教諭は、園長（副園長を置く幼稚園にあつては、園長及び副園長）及び教頭を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに幼児の保育をつかさどる。

⑧ 指導教諭は、幼児の保育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

⑨ 教諭は、幼児の保育をつかさどる。

⑩ 特別の事情のあるときは、第一項の規定にかかわらず、教諭に

第二十六編 教育（学校教育法）

一〇七

第二十六編 教育（学校教育法）

正

第三十一条 小学校においては、前条第一項の規定による目標の達成に資するよう、教育指導を行うに当たり、児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実を努めるものとする。この場合において、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない。

①一九五〇五・追加 ①一九五九六・旧第十八条の二後下・一部改

正

第三十二条 小学校の修業年限は、六年とする。

①一九五九六・旧第十九条後下

第三十三条 小学校の教育課程に関する事項は、第二十九条及び第三十条の規定に従い、文部科学大臣が定める。

①一九八七・平一法二六〇・一部改正 ①一九五九六・旧第二十条後下・一部改正

第三十四条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

② 前項の教科用図書以外の図書その他の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。

③ 第一項の検定の申請に係る教科用図書に関し調査審議させるための審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）については、政令で定める。

代えて助教諭又は講師を置くことができる。

⑪ 学校の事情に照らし必要があると認めるときは、第七項の規定にかかわらず、園長（副園長を置く幼稚園にあつては、園長及び副園長）及び教頭を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに幼児の養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主任教諭を置くことができる。

①一九五九六・追加・一部改正

第二十八条 第三十七条第六項、第八項及び第十二項から第十七項まで並びに第四十二条から第四十四条までの規定は、幼稚園に準用する。

①一九五九六・追加・一部改正

第四章 小学校 ①一九五九六・旧第二編（略）

第二十九条 小学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする。

①一九五九六・旧第十七条後下・一部改正

第三十条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

② 前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

①一九五九六・旧第十八条後下・一部改

一〇八

①一九八七・平一法二六〇・一部改正 ①一九五九六・旧第二十一条後下

第三十五条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返して行う等性行不良であつて他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- 三 施設又は設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

② 市町村の教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。

③ 前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手續に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。

④ 市町村の教育委員会は、出席停止の命令に係る児童の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

①一九五〇五・全改 ①一九五九六・旧第二十六条後下

第三十六条 学齢に達しない子は、小学校に入学させることができない。

①一九五九六・旧第二十七条後下・一部改正

第三十七条 小学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。

- ④ 小学校には、前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭その他必要な職員を置くことができる。
- ⑤ 第一項の規定にかかわらず、副校長を置くときその他特別の事情のあるときは教頭を、養護をつかさどる主幹教諭を置くときは養護教諭を、特別の事情のあるときは事務職員を、それぞれ置かないことができる。
- ⑥ 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。
- ⑦ 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- ⑧ 副校長は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。この場合において、副校長が二人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、その職務を代理し、又は行う。
- ⑨ 教頭は、校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童の教育をつかさどる。
- ⑩ 教頭は、校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）に事故があるときは校長の職務を代理し、校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）が欠けたときは校長の職務を行う。この場合において、教頭が二人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、校長の職務を代理し、又は行う。
- ⑪ 主幹教諭は、校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の教育をつかさどる。
- ⑫ 指導教諭は、児童の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職

第二十六編 教育（学校教育法）

第二十六編 教育（学校教育法）

できる。

（昭三六法二六六・令改 平六法四九・一部改正 平一九法九六・旧第三十條續下）

第四十条 市町村は、前二条の規定によることを不可能又は不適当と認めるときは、小学校の設置に代え、学齢児童の全部又は一部の教育事務を、他の市町村又は前条の市町村の組合に委託することができる。

⑬ 前項の場合においては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第二百五十二条の二第二項中「都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事及び都道府県の教育委員会」と読み替えるものとする。

（昭三三法二七〇・昭二八法二二三・昭三六法二六六・昭四四法二・一部改正 平一九法九六・旧第三十一条續下・一部改正 平二三法三七・一部改正）

第四十一条 町村が、前二条の規定による負担に堪えないと都道府県の教育委員会が認めるときは、都道府県は、その町村に対して、必要な補助を与えなければならない。

（昭三三法二七〇・昭三六法二六六・一部改正 平一九法九六・旧第三十二条續下）

第四十二条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

（平一九法九六・追加）

第四十三条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民そ

員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

- ⑭ 教諭は、児童の教育をつかさどる。
- ⑮ 養護教諭は、児童の養護をつかさどる。
- ⑯ 栄養教諭は、児童の栄養の指導及び管理をつかさどる。
- ⑰ 事務職員は、事務に従事する。
- ⑱ 助教諭は、教諭の職務を助ける。
- ⑲ 講師は、教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する。
- ⑳ 養護助教諭は、養護教諭の職務を助ける。
- ㉑ 特別の事情のあるときは、第一項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を、養護教諭に代えて養護助教諭を置くことができる。
- ㉒ 学校の実情に照らし必要があると認めるときは、第九項の規定にかかわらず、校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を置くことができる。

（昭三六法二六六・昭四九法七〇・平二六法四九・一部改正 平一九法九六・旧第三十八條續下・一部改正）

第三十八条 市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない。

（昭三三法二七〇・一部改正 平一九法九六・旧第三十九條續下）

第三十九条 市町村は、適当と認めるときは、前条の規定による事務の全部又は一部を処理するため、市町村の組合を設けることが

他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

（平一九法九六・追加）

第四十四条 私立の小学校は、都道府県知事の所管に属する。

（昭三三法二七〇・昭四四法二七〇・一部改正 平一九法九六・旧第三十四條續下）

第五章 中学校（平一九法九六・旧第三十三條續下）

第四十五条 中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする。

（平一九法九六・旧第三十五條續下・一部改正）

第四十六条 中学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、第二十一条各号に掲げる目標を達成するより行われるものとする。

（昭三六法二六六・一部改正 平一九法九六・旧第三十六條續下・一部改正）

第四十七条 中学校の修業年限は、三年とする。

（平一九法九六・旧第三十七條續下）

第四十八条 中学校の教育課程に関する事項は、第四十五条及び第四十六条の規定並びに次条において読み替えて準用する第三十条第三項の規定に従い、文部科学大臣が定める。

（平二一法八七・平二二法二六〇・一部改正 平一九法九六・旧第三十八條續下・一部改正）

第四十九条 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十五条及び第三十七条から第四十四条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第四十六条」と、第三十一条中「前条第二項」とあるのは「第四十六条」と読み替えるものとする。

（昭三六法二六六・平二五法二〇五・一部改正、平一九九六、旧第四十條續下、一部改正）

第六章 高等学校（一九九六、旧第四條續下）

第五十条 高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

（一九九六、旧第四十一條續下、一部改正）

第五十一条 高等学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。
- 二 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。
- 三 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。

（昭三六法二六六・一部改正、平一九九六、旧第四十二條續下、一部改正）

第二十六編 教育（学校教育法）

第二十六編 教育（学校教育法）

きも、同様とする。

④ 通信制の課程に関し必要な事項は、文部科学大臣が、これを定める。

（昭三六法二六六・令改、昭四五法一一・昭五七法六九、平二五法八七・平二五法二六〇・一部改正、平一九九六、旧第四十五條續下）

第五十五条 高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する生徒が、技能教育のための施設で当該施設の所在地の都道府県の教育委員会の指定するものにおいて教育を受けているときは、校長は、文部科学大臣の定めるところにより、当該施設における学習を当該高等学校における教科の一部の履修とみなすことができる。

② 前項の施設の指定に関し必要な事項は、政令で、これを定める。

（昭三六法二六六・令改、昭三五法八八・平二五法二六〇・一部改正、平一九九六、旧第四十五條の二續下）

第五十六条 高等学校の修業年限は、全日制の課程については、三年とし、定時制の課程及び通信制の課程については、三年以上とする。

（昭三六法二六六・令改、昭三五法八八・一部改正、平一九九六、旧第四十六條續下）

第五十七条 高等学校に入学することのできる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

五

第五十二条 高等学校の学科及び教育課程に関する事項は、前二条の規定及び第六十二条において読み替えて準用する第三十条第二項の規定に従い、文部科学大臣が定める。

（平二五法八七・平二五法二六〇・一部改正、平一九九六、旧第四十三條續下、一部改正）

第五十三条 高等学校には、全日制の課程のほか、定時制の課程を置くことができる。

② 高等学校には、定時制の課程のみを置くことができる。

（昭二五法二〇三・昭三六法二六六・一部改正、平一九九六、旧第四十四條續下）

第五十四条 高等学校には、全日制の課程又は定時制の課程のほか、通信制の課程を置くことができる。

② 高等学校には、通信制の課程のみを置くことができる。

③ 市町村の設置する高等学校については都道府県の教育委員会、私立の高等学校については都道府県知事は、高等学校の通信制の課程のうち、当該高等学校の所在する都道府県の区域内に住所を有する者のはか、全国的に他の都道府県の区域内に住所を有する者を併せて生徒とするものその他政令で定めるもの（以下この項において「広域の通信制の課程」とい。）に係る第四条第一項に規定する認可（政令で定める事項に係るものに限る。）を行うときは、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。都道府県の設置する高等学校の広域の通信制の課程について、当該都道府県の教育委員会がこの項前段の政令で定める事項を行うと

一一一

一一二

（平二〇法二〇一・平二五法八七・平二五法二六〇・一部改正、平一九九六、旧第四十七條續下）

第五十八条 高等学校には、専攻科及び別科を置くことができる。

② 高等学校の専攻科は、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

③ 高等学校の別科は、前条に規定する入学資格を有する者に対して、簡易な程度において、特別の技能教育を施すことを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

（平二〇法二〇一・平二五法八七・平二五法二六〇・一部改正、平一九九六、旧第四十八條續下）

第五十九条 高等学校に関する入学、退学、転学その他必要な事項は、文部科学大臣が、これを定める。

（昭二八法二六七・平二五法八七・平二五法二六〇・一部改正、平一九九六、旧第四十九條續下）

第六十条 高等学校には、校長、教頭、教諭及び事務職員を置かなければならない。

② 高等学校には、前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、養護助教諭、実習助手、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

③ 第一項の規定にかかわらず、副校長を置くときは、教頭を置かないことができる。

- ④ 実習助手は、実験又は実習について、教諭の職務を助ける。
- ⑤ 特別の事情のあるときは、第一項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を置くことができる。
- ⑥ 技術職員は、技術に従事する。

昭五五法二〇三・昭五五法二六六・昭四九法七〇・一部改正 平一九九  
九六・旧第五十條等、一部改正

第六十一条 高等学校に、全日制の課程、定時制の課程又は通信制の課程のうち二以上の課程を置くときは、それぞれの課程に関する校務を分担して整理する教頭を置かなければならない。ただし、命を受けて当該課程に関する校務をつかさどる副校長が置かれる一の課程については、この限りでない。

昭四九法七〇・追加 平一九九法九六・旧第五十條の二條下、一部改正

第六十二条 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十七条第四項から第十七項まで及び第十九項並びに第四十二条から第四十四条までの規定は、高等学校に準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第五十一条」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第五十一条」と読み替えるものとする。

昭五五法二〇三・昭三八法二六七・昭四九法七〇・平一三法一〇五・平一六法四九・一部改正 平一九九法九六・旧第五十條等、一部改正

第七章 中等教育学校

昭一〇法二〇一・追加 平一九九法九六・旧第四章の二條下

第六十三条 中等教育学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、義務教育として行われる普通教育

第二十六編 教育（学校教育法）

第二十六編 教育（学校教育法）

の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを実現するため、第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- ② 中等教育学校の後期課程における教育は、第六十三条に規定する目的のうち、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを実現するため、第六十四条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

昭一〇法二〇一・追加 平一九九法九六・旧第五十一條の六條下、一部改正

正

第六十八条 中等教育学校の前期課程の教育課程に関する事項並びに後期課程の学科及び教育課程に関する事項は、第六十三条、第六十四条及び前条の規定並びに第七十条第一項において読み替えて準用する第三十条第二項の規定に従い、文部科学大臣が定める。

昭一〇法二〇一・追加 平一三法八七・平一三法二六〇・一部改正 平一九九法九六・旧第五十一條の七條下、一部改正

第六十九条 中等教育学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。

- ② 中等教育学校には、前項に規定するもののほか、副校長、主任教諭、指導教諭、栄養教諭、実習助手、技術職員その他必要な職員を置くことができる。
- ③ 第一項の規定にかかわらず、副校長を置くときは教頭を、養護をつかさどる主任教諭を置くときは養護教諭を、それぞれ置かないことができる。

並びに高度な普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とする。

昭一〇法二〇一・追加 平一九九法九六・旧第五十一條の二條下、一部改正

正

第六十四条 中等教育学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。
- 二 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。
- 三 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。

昭一〇法二〇一・追加 平一九九法九六・旧第五十一條の三條下、一部改正

正

第六十五条 中等教育学校の修業年限は、六年とする。

昭一〇法二〇一・追加 平一九九法九六・旧第五十一條の四條下

第六十六条 中等教育学校の課程は、これを前期三年の前期課程及び後期三年の後期課程に区分する。

昭一〇法二〇一・追加 平一九九法九六・旧第五十一條の五條下

第六十七条 中等教育学校の前期課程における教育は、第六十三条に規定する目的のうち、小学校における教育の基礎の上に、心身

- ④ 特別の事情のあるときは、第一項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を、養護教諭に代えて養護助教諭を置くことができる。

昭一〇法二〇一・追加 平一六法四九・一部改正 平一九九法九六・旧第五十一條の八條下、一部改正

第七十条 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十七条第四項から第十七項まで及び第十九項、第四十二条から第四十四条まで、第五十九条並びに第六十条第四項及び第六項の規定は中等教育学校に、第五十三条から第五十五条まで、第五十八条及び第六十一条の規定は中等教育学校の後期課程に、それぞれ準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第六十四条」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第六十四条」と読み替えるものとする。

- ② 前項において準用する第五十三条又は第五十四条の規定により後期課程に定時制の課程又は通信制の課程を置く中等教育学校については、第六十五条の規定にかかわらず、当該定時制の課程又は通信制の課程に係る修業年限は、六年以上とする。この場合において、第六十六条中「後期三年の後期課程」とあるのは、「後期三年以上の後期課程」とする。

昭一〇法二〇一・追加 平一三法二〇五・平一六法四九・一部改正 平一九九法九六・旧第五十一條の九條下、一部改正

第七十一条 同一の設置者が設置する中学校及び高等学校においては、文部科学大臣の定めるところにより、中等教育学校に準じて、中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施す

ことができる。

（一九五〇年・昭和二十五二年七月二十一日法律六〇・一部改正  
一九五九六・旧第五十二条の十條下）

第八章 特別支援教育（一九五九六・追加）

第七十二条 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体障害者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

（一九五九六・追加）

第七十三条 特別支援学校においては、文部科学大臣の定めるところにより、前条に規定する者に対する教育のうち当該学校が行うものを明らかにするものとする。

（一九五九六・追加）

第七十四条 特別支援学校においては、第七十二条に規定する目的を實現するための教育を行はば、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第八十一条第一項に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。

（一九五九六・追加）

第七十五条 第七十二条に規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、政令で定める。

（一九五九六・追加）

第二十六編 教育（学校教育法）

第二十六編 教育（学校教育法）

病弱者で、その障害が第七十五条の政令で定める程度のものを就学させるに必要な特別支援学校を設置しなければならない。

（一九五九六・追加）

第八十一条 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

② 小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

- 一 知的障害者
- 二 肢体不自由者
- 三 身体障害者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

③ 前項に規定する学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

（一九五九六・追加）

第八十二条 第二十六条、第二十七条、第三十一条（第四十九条及び第六十二条において読み替えて準用する場合を含む）、第三十

第七十六条 特別支援学校には、小学部及び中学部を置かなければならない。ただし、特別の必要のある場合においては、そのいずれかのみを置くことができる。

② 特別支援学校には、小学部及び中学部のほか、幼稚部又は高等部を置くことができ、また、特別の必要のある場合においては、前項の規定にかかわらず、小学部及び中学部を置かないで幼稚部又は高等部のみを置くことができる。

（一九五九六・追加）

第七十七条 特別支援学校の幼稚部の教育課程その他の保育内容、小学部及び中学部の教育課程又は高等部の学科及び教育課程に関する事項は、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準じて、文部科学大臣が定める。

（一九五九六・追加）

第七十八条 特別支援学校には、寄宿舎を設けなければならない。ただし、特別の事情のあるときは、これを設けないことができる。

（一九五九六・追加）

第七十九条 寄宿舎を設ける特別支援学校には、寄宿舎指導員を置かなければならない。

② 寄宿舎指導員は、寄宿舎における幼児、児童又は生徒の日常生活上の世話及び生活指導に従事する。

（一九五九六・追加）

第八十条 都道府県は、その区域内にある学齢児童及び学齢生徒のうち、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は

二条、第三十四条（第四十九条及び第六十二条において準用する場合を含む）、第三十六条、第三十七条（第二十八条、第四十九条及び第六十二条において準用する場合を含む）、第四十二条から第四十四条まで、第四十七条及び第五十六条から第六十条までの規定は特別支援学校に、第八十四条の規定は特別支援学校の高等部に、それぞれ準用する。

（一九五九六・追加）

第九章 大学（一九五九六・旧第五條下）

第八十三条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道德的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

② 大学は、その目的を實現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

（一九五九六・旧第五十二条條下・一部改正）

第八十四条 大学は、通信による教育を行うことができる。

（一九三二〇五・追加、一九五九六・旧第五十二条の二條下）

第八十五条 大学には、学部を置くことを常例とする。ただし、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合においては、学部以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができる。

（昭四八法二〇三・全改、一九五九六・旧第五十三條條下）

第八十六条 大学には、夜間において授業を行う学部又は通信による教育を行う学部を置くことができる。

平二三法二〇五・一部改正、平一九法九六・旧第五十四条繰下

第八十七条 大学の修業年限は、四年とする。ただし、特別の専門事項を教授研究する学部及び前条の夜間において授業を行う学部については、その修業年限は、四年を超えるものとする事ができる。

② 医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程については、前項本文の規定にかかわらず、その修業年限は、六年とする。

昭三九法一九・昭三六法二六六・昭四八法一〇三・昭五八法五五・平三法五・平二三法二〇五・平二六法四九・一部改正、平一九法九六・旧第五十五条繰下

第八十八条 大学の学生以外の者として一の大学において一定の単位を修得した者が当該大学に入学する場合において、当該単位の修得により当該大学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、修得した単位数その他の事項を勘案して大学が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該大学の修業年限の二分の一を超えてはならない。

平一〇法一〇・追加、平一法二六〇・一部改正、平一九法九六・旧第五十五条の二繰下

第八十九条 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の学生（第八十七条第二項に規定する課程に在学するものを除く。）で当該大学に三年（同条第一項ただし書の規定により修業

第二十六編 教育（学校教育法）

第二十六編 教育（学校教育法）

法八七・平一法二六〇・平二三法二〇五・一部改正、平一九法九六・旧第五十六条繰下

第九十一条 大学には、専攻科及び別科を置くことができる。

② 大学の専攻科は、大学を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

③ 大学の別科は、前条第一項に規定する入学資格を有する者に対して、簡易な程度において、特別の技能教育を施すことを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

平一法八七・平一法二六〇・平二三法二〇五・一部改正、平一九法九六・旧第五十七条繰下

第九十二条 大学には学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置かなければならない。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を置かないことができる。

② 大学には、前項のほか、副学長、学部長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

③ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統轄する。

④ 副学長は、学長の職務を助ける。

⑤ 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。

⑥ 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

年限を四年を超えるものとする学部の学生にあつては、三年以上で文部科学大臣の定める期間）以上在学したもの（これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。）が、卒業の要件として当該大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、同項の規定にかかわらず、その卒業を認めることができる。

平一法五五・追加、平一法二六〇・一部改正、平一九法九六・旧第五十五条の三繰下、一部改正

第九十条 大学に入学することのできる者は、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

② 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する大学は、文部科学大臣の定めるところにより、高等学校に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、当該大学の定める分野において特に優れた資質を有すると認めるものを、当該大学に入学させることができる。

一 当該分野に関する教育研究が行われている大学院が置かれていること。

二 当該分野における特に優れた資質を有する者の育成を図るのにふさわしい教育研究上の実績及び指導体制を有すること。

昭四法七九・昭三九法一九・平三法五五・平一〇法一〇・平一一

⑦ 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

⑧ 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

⑨ 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

⑩ 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

昭三法二〇三・昭三六法二六六・昭四八法一〇三・平一一法五五・平一七法八三・一部改正、平一九法九六・旧第五十八条繰下

第九十三条 大学には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない。

② 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。

平一七法八三・一部改正、平一九法九六・旧第五十九条繰下

第九十四条 大学について第三条に規定する設置基準を定める場合及び第四条第四項に規定する基準を定める場合には、文部科学大臣は、審議会等で政令で定めるものに諮問しなければならない。

昭六法八八・追加、平一法八七・平一法二六〇・平一四法二一八・一部改正、平一九法九六・旧第六十条繰下、平三三法三七・一部改正

第九十五条 大学の設置の認可を行う場合及び大学に対し第四条第三項若しくは第十五条第二項若しくは第三項の規定による命令又は同条第一項の規定による勧告を行う場合には、文部科学大臣

は、審議会等で政令で定めるものに諮問しなければならない。

（旧三法三三三・昭五十六年八・一部改正 昭六十二年八・旧第六十条  
第一・一部改正 平一法八七・平一法二六〇・平一四法二一八・一部  
改正 平一五法九六・旧第六十一条（二條））

第九十六条 大学には、研究所その他の研究施設を附置することができる。

（平一五法九六・旧第六十一条（一））

第九十七条 大学には、大学院を置くことができる。

（平一五法九六・旧第六十二条（一））

第九十八条 公立又は私立の大学は、文部科学大臣の所轄とする。

（昭五十六年八〇・平一法二六〇・平一四法二一八・一部改正 平一五法  
九六・旧第六十四条（一））

第九十九条 大学院は、學術の理論及び応用を教授研究し、その深  
奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深  
い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目  
的とする。

② 大学院のうち、學術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門  
性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培  
うことを目的とするものは、専門職大学院とする。

（昭三十三法二六六・平一四法二一八・一部改正 平一五法九六・旧第六十  
五条（一））

第一百条 大学院を置く大学には、研究科を置くことを常例とする。  
ただし、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適  
切である場合においては、文部科学大臣の定めるところにより、

第二十六編 教育（学校教育法）

第二十六編 教育（学校教育法）

条の規定にかかわらず、学部を置くことなく大学院を置くものを  
大学とすることができる。

（昭五十二年五・追加 平一法三三三・旧第六十八条の二（一） 平一五法九  
六・旧第六十八條（一）一部改正）

第一百零四条 大学（第一百零八条第二項の大学（以下この条において「短  
期大学」という。）を除く。以下この条において同じ。）は、文部  
科学大臣の定めるところにより、大学を卒業した者に対し学士の  
学位を、大学院（専門職大学院を除く。）の課程を修了した者に対  
し修士又は博士の学位を、専門職大学院の課程を修了した者に対  
し文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

② 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、前項の規定によ  
り博士の学位を授与された者と同等以上の学力があると認める者  
に対し、博士の学位を授与することができる。

③ 短期大学は、文部科学大臣の定めるところにより、短期大学を  
卒業した者に対し短期大学士の学位を授与するものとする。

④ 独立行政法人大学評価・学位授与機構は、文部科学大臣の定め  
るところにより、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める  
学位を授与するものとする。

一 短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又はこれに準ず  
る者で、大学における一定の単位の修得又はこれに相当するも  
のとして文部科学大臣の定める学習を行い、大学を卒業した者  
と同等以上の学力を有すると認める者 学士

二 学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののう  
ち当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものに置  
かれる課程で、大学又は大学院に相当する教育を行うと認める

研究科以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができる。

（平一五法五五・追加 平一法二六〇・一部改正 平一五法九六・旧第  
六十六条（一））

第一百零一条 大学院を置く大学には、夜間において授業を行う研究科  
又は通信による教育を行う研究科を置くことができる。

（平一三法二〇五・追加 平一五法九六・旧第六十六条の二（一））

第一百零二条 大学院に入学することのできる者は、第八十三条の大学  
を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同  
等以上の学力があると認められた者とする。ただし、研究科の教  
育研究上必要がある場合においては、当該研究科に係る入学資格  
を、修士の学位若しくは第一百零四条第一項に規定する文部科学大臣  
の定める学位を有する者又は文部科学大臣の定めるところによ  
り、これと同等以上の学力があると認められた者として認めること  
ができる。

② 前項本文の規定にかかわらず、大学院を置く大学は、文部科学  
大臣の定めるところにより、第八十三条の大学に文部科学大臣の  
定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣  
が定める者を含む。）であつて、当該大学院を置く大学の定める  
単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、当該大学院に入学  
させることができる。

（昭三十九法二一〇・昭五十二年五・平一法八七・平一法二六〇・平一  
三法二〇五・平一四法二一八・一部改正 平一五法九六・旧第六十七條（一）  
下・一部改正）

第一百零三条 教育研究上特別の必要がある場合においては、第八十五

ものを修了した者 学士、修士又は博士

⑤ 学位に関する事項を定めるについては、文部科学大臣は、第九  
十四条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。

（平一三法三三三・追加 平一法二六〇・平一法二〇〇・平一四法二一八・  
平一五法二一七・平一七法八三・一部改正 平一五法九六・旧第六十八條  
の二（一）一部改正）

第一百零五条 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学  
の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了し  
た者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

（平一五法九六・追加）

第一百零六条 大学は、当該大学に学長、副学長、学部長、教授、准教  
授又は講師として勤務した者であつて、教育上又は學術上特に功  
績のあつた者に対し、当該大学の定めるところにより、名誉教授  
の称号を授与することができる。

（昭二五法二〇三・追加 昭四十八法二〇三・一部改正 昭五十二年五・旧  
第六十八條の二（一） 平一法五五・平一三法二〇五・平一七法八三・一  
部改正 平一五法九六・旧第六十八條の二（一））

第一百零七条 大学においては、公開講座の施設を設けることができ  
る。

② 公開講座に関し必要な事項は、文部科学大臣が、これを定め  
る。

（平一法八七・平一法二六〇・一部改正 平一五法九六・旧第六十九  
條（一））

第一百零八条 大学は、第八十三条第一項に規定する目的に代えて、深

- く専門の学芸を教授研究し、職業又は実生活中に必要な能力を養成することを主な目的とすることができる。
- ② 前項に規定する目的をその目的とする大学は、第八十七条第一項の規定にかかわらず、その修業年限を二年又は三年とする。
- ③ 前項の大学は、短期大学と称する。
- ④ 第二項の大学には、第八十五条及び第八十六条の規定にかかわらず、学部を置かないものとする。
- ⑤ 第二項の大学には、学科を置く。
- ⑥ 第二項の大学には、夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を置くことができる。
- ⑦ 第二項の大学を卒業した者は、文部科学大臣の定めるところにより、第八十三条の大学に編入することができる。
- ⑧ 第九十七条の規定は、第二項の大学については適用しない。

昭三九法二一〇・追加、昭五五法八〇・平三三三三・平三三三三・平一  
一法二六〇・平一三三三〇五・平一七五八三・一部改正、平一九九九六、  
旧第六十九条の二條下、一部改正

第九十条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

② 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が

第二十六編 教育（学校教育法）

第二十六編 教育（学校教育法）

していること。

四 認証評価を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次号において同じ。）であること。

五 次条第二項の規定により認証を取り消され、その取消の日から二年を経過しない法人でないこと。

六 その他認証評価の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

③ 前項に規定する基準を適用するに際して必要な細目は、文部科学大臣が、これを定める。

④ 認証評価機関は、認証評価を行ったときは、遅滞なく、その結果を大学に通知するとともに、文部科学大臣の定めるところにより、これを公表し、かつ、文部科学大臣に報告しなければならない。

⑤ 認証評価機関は、大学評価基準、評価方法その他文部科学大臣の定める事項を変更しようとするとき、又は認証評価の業務の全部若しくは一部を休止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。

⑥ 文部科学大臣は、認証評価機関の認証をしたとき、又は前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

昭一四法二一八・追加、平一九九九六・旧第六十九条の四條下

第九十一条 文部科学大臣は、認証評価の公正かつ適確な実施が確保されないおそれがあると認めるときは、認証評価機関に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

- ③ 専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。
- ④ 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。次条において同じ。）に従つて行うものとする。

昭一四法二一八・追加、平一九九九六・旧第六十九条の三條下

第一百十条 認証評価機関にならうとする者は、文部科学大臣の定めるところにより、申請により、文部科学大臣の認証を受けることができる。

② 文部科学大臣は、前項の規定による認証の申請が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認証をするものとする。

- 一 大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足りるものであること。
- 二 認証評価の公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制が整備されていること。
- 三 第四項に規定する措置（同項に規定する通知を除く。）の前に認証評価の結果に係る大学からの意見の申立ての機会を付与

一三三

一三四

② 文部科学大臣は、認証評価機関が前項の求めに心はず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき、又は前条第二項及び第三項の規定に適合しなくなつたと認めるときその他認証評価の公正かつ適確な実施に著しく支障を及ぼす事由があると認めるときは、当該認証評価機関に対してこれを改善すべきことを求め、及びその求めによつてもなお改善されないときは、その認証を取り消すことができる。

③ 文部科学大臣は、前項の規定により認証評価機関の認証を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

昭一四法二一八・追加、平一九九九六・旧第六十九条の五條下

第九十二条 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、第九十四条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。

- 一 認証評価機関の認証をするとき。
- 二 第一百十条第三項の細目を定めるとき。
- 三 認証評価機関の認証を取り消すとき。

昭一四法二一八・追加、平一九九九六・旧第六十九条の六條下、一部改正

第九十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

昭一九九九六・追加

第九十四条 第三十七条第十四項及び第六十条第六項の規定は、大学に準用する。

昭三五法二〇三・昭三六法二六六・昭四九法七〇・昭五二法二五・平一  
六法四九・一部改正、平一九九九六・旧第七十条條下、一部改正

第十章 高等専門学校

(昭三六法一四四・追加、平一九法九六・旧第五條の二條下)

第百十五條 高等専門学校は、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。

② 高等専門学校は、その目的を實現するための教育を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

(昭三六法一四四・追加、平一九法九六・旧第七十條の二條下、一部改

正)

第百十六條 高等専門学校には、学科を置く。

② 前項の学科に関し必要な事項は、文部科学大臣が、これを定める。

(昭三六法一四四・追加、昭四三法一八・平三三法五五・平二二法二六〇・

一部改正、平一九法九六・旧第七十條の三條下)

第百十七條 高等専門学校の修業年限は、五年とする。ただし、商船に関する学科については、五年六月とする。

(昭三三法五五・追加、平一九法九六・旧第七十條の四條下)

第百十八條 高等専門学校に入学することのできる者は、第五十七條に規定する者とする。

(昭三六法一四四・追加、平一九法九六・旧第七十條の五條下、一部改

正)

第百十九條 高等専門学校には、専攻科を置くことができる。

② 高等専門学校の専攻科は、高等専門学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、一年

第二十六編 教育 (学校教育法)

第二十六編 教育 (学校教育法)

るところにより、大学に編入学することができる。

(昭三三法一四四・追加、昭五三法五五・旧第七十條の八條下、平三三法二

五・旧第七十條の七條下、一部改正、平二二法二六〇・一部改正、平一九

法九六・旧第七十條の九條下)

第百二十三條 第三十七條第十四項、第五十九條、第六十條第六項、第九十四條(設置基準に係る部分に限る。)、第九十五條、第九十八條、第百五條から第百七條まで、第百九條(第三項を除く。)、及び第百十條から第百十三條までの規定は、高等専門学校に準用する。

(昭三三法一四四・追加、昭四九法七〇・昭五三法五五・一部改正、昭五

三法五五・旧第七十條の九條下、一部改正、昭五九法七八・昭六二法八

・一部改正、平三三法五五・旧第七十條の八條下、平二四法一八・平二六

法四九・一部改正、平一九法九六・旧第七十條の十條下、一部改正)

第十一章 専修学校

(昭五〇法五九・追加、平一九法九六・旧第八十條の二條下)

第百二十四條 第一条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの(当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。)は、専修学校とする。

- 一 修業年限が一年以上であること。
- 二 授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。
- 三 教育を受ける者が常時四十人以上であること。

(昭五〇法五九・追加、平二二法二六〇・一部改正、平一九法九六・旧第

以上とする。

(昭三三法五五・追加、平二二法二六〇・一部改正、平一九法九六・旧第七

十條六條下)

第百二十條 高等専門学校には、校長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置かなければならない。ただし、教育上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を置かないことができる。

② 高等専門学校には、前項のほか、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

③ 校長は、校務を掌り、所属職員を監督する。

④ 教授は、専攻分野について、教育上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授する。

⑤ 准教授は、専攻分野について、教育上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授する。

⑥ 助教は、専攻分野について、教育上又は実務上の知識及び能力を有する者であつて、学生を教授する。

⑦ 助手は、その所属する組織における教育の円滑な実施に必要な業務に従事する。

⑧ 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

(昭三六法一四四・追加、平三三法五五・旧第七十條の六條下、平二七法八

三・一部改正、平一九法九六・旧第七十條の七條下)

第百二十一條 高等専門学校を卒業した者は、進学士と称することができる。

(平三三法五五・追加、平一九法九六・旧第七十條の八條下)

第百二十二條 高等専門学校を卒業した者は、文部科学大臣の定め

一三五

一三六

八十二條の二條下)

第百二十五條 専修学校には、高等課程、専門課程又は一般課程を置く。

② 専修学校の高等課程においては、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者に対して、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて前条の教育を行うものとする。

③ 専修学校の専門課程においては、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれに準ずる学力があると認められた者に対して、高等学校における教育の基礎の上に、前条の教育を行うものとする。

④ 専修学校の一般課程においては、高等課程又は専門課程の教育以外の前条の教育を行うものとする。

(昭五〇法五九・追加、平一〇法二〇一・平二二法二六〇・一部改正、平

一九法九六・旧第八十二條の三條下)

第百二十六條 高等課程を置く専修学校は、高等専修学校と称することができる。

② 専門課程を置く専修学校は、専門学校と称することができる。

(昭五〇法五九・追加、平一九法九六・旧第八十二條の四條下)

第百二十七條 専修学校は、国及び地方公共団体のほか、次に該当する者でなければ、設置することができない。

- 一 専修学校を經營するために必要な経済的基礎を有すること。
- 二 設置者(設置者が法人である場合にあつては、その經營を担

当する当該法人の役員とする。次号において同じ。が専修学校を經營するために必要な知識又は経験を有すること。

三 設置者が社会的信望を有すること。

昭五〇法五九・追加 平一九法九六・旧第八十二條の五條下・一部改正

第二百二十八条 専修学校は、次に掲げる事項について文部科学大臣の定める基準に適合していなければならない。

一 目的、生徒の教又は課程の種類に於て置かなければならない教員の教

二 目的、生徒の教又は課程の種類に於て有しななければならない校地及び校舎の面積並びにその位置及び環境

三 目的、生徒の教又は課程の種類に於て有しななければならない設備

四 目的又は課程の種類に於てした教育課程及び編制の大綱

昭五〇法五九・追加 平一九法九六・一部改正 平一九法九六・旧第八十二條の六條下・一部改正

第二百二十九条 専修学校には、校長及び相当数の教員を置かなければならない。

② 専修学校の校長は、教育に関する識見を有し、かつ、教育、學術又は文化に関する業務に従事した者でなければならない。

③ 専修学校の教員は、その担当する教育に関する専門的な知識又は技能に関し、文部科学大臣の定める資格を有する者でなければならない。

第二十六編 教育 (学校教育法)

第二十六編 教育 (学校教育法)

に、私立の専修学校にあつては都道府県知事に届け出なければならない。

昭五〇法五九・追加 平一九法九六・旧第八十二條の九條下

第二百三十二条 専修学校の専門課程(修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(第九十条第一項に規定する者に限る。)は、文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入することができる。

平一九法九六・旧第八十二條の十條下・一部改正

平一九法九六・旧第八十二條の十條下・一部改正

第二百三十三条 第五条、第六条、第九条から第十二条まで、第十三条第一項、第十四条及び第四十二条から第四十四条までの規定は専修学校に、第二百五条の規定は専門課程を置く専修学校に準用する。この場合において、第十条中「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣に、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事に」とあるのは「都道府県知事に」と、同項中「第四条第一項各号に掲げる学校」とあるのは「市町村の設置する専修学校又は私立の専修学校」と、「同項各号に定める者」とあるのは「都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、同項第二号中「その者」とあるのは「当該都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、第十四条中「大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事」とあるのは「市町村の設置する専修学校については都道府県の教育委員会、

昭五〇法五九・追加 平一九法九六・一部改正 平一九法九六・旧第八十二條の七條下

第二百三十条 国又は都道府県が設置する専修学校を除くほか、専修学校の設置廃止(高等課程、専門課程又は一般課程の設置廃止を含む)、設置者の変更及び目的の変更は、市町村の設置する専修学校にあつては都道府県の教育委員会、私立の専修学校にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

② 都道府県の教育委員会又は都道府県知事は、専修学校の設置(高等課程、専門課程又は一般課程の設置を含む。)の認可の申請があつたときは、申請の内容が第二百二十四条、第二百五条及び前三条の基準に適合するかどうかを審査した上で、認可に関する処分をしなければならない。

③ 前項の規定は、専修学校の設置者の変更及び目的の変更の認可の申請があつた場合について準用する。

④ 都道府県の教育委員会又は都道府県知事は、第一項の認可をしない処分をするときは、理由を付した書面をもつて申請者にその旨を通知しなければならない。

昭五〇法五九・追加 平一九法九六・旧第八十二條の八條下・一部改正

第二百三十一条 国又は都道府県が設置する専修学校を除くほか、専修学校の設置者は、その設置する専修学校の名称、位置又は学則を変更しようとするときその他政令で定める場合に該当するときは、市町村の設置する専修学校にあつては都道府県の教育委員会

私立の専修学校については都道府県知事」と読み替えるものとする。

② 都道府県の教育委員会又は都道府県知事は、前項において準用する第十三条第一項の規定による処分をするときは、理由を付した書面をもつて当該専修学校の設置者にその旨を通知しなければならない。

昭五〇法五九・追加 平一九法九六・一部改正 平一九法九六・旧第八十二條の十條下・一部改正

平一九法九六・旧第八十二條の十條下・一部改正

第十二章 雑則 (平一九法九六・旧第八十二條下)

第二百三十四条 第一条に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うもの(当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び第二百二十四条に規定する専修学校の教育を行うものを除く。)は、各種学校とする。

② 第四条第一項前段、第五条から第七条まで、第九条から第十一条まで、第十三条第一項、第十四条及び第四十二条から第四十四条までの規定は、各種学校に準用する。この場合において、第四条第一項前段中「次の各号に掲げる学校」とあるのは「市町村の設置する各種学校又は私立の各種学校」と、「当該各号に定める者」とあるのは「都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、第十条中「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣に、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事に」とあるのは「都道府県知事に」と、第十三条第一項中「第四条第二項

各号に掲げる学校」とあるのは「市町村の設置する各種学校又は私立の各種学校」と、「同項各号に定める者」とあるのは「都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、同項第二号中「その者」とあるのは「当該都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、第十四条中「大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事」とあるのは「市町村の設置する各種学校については都道府県の教育委員会、私立の各種学校については都道府県知事」と読み替えるものとする。

③ 前項のほか、各種学校に関し必要な事項は、文部科学大臣が、これを定める。

昭三五法〇三・昭三六法二六六・昭五〇法五九・平一法七九・平一法八七・平一法一六〇・平一四法一八・一部改正 平一九法九六・旧第八十三條第一・一部改正 平一三法三七・一部改正

第三十五条 専修学校、各種学校その他第一条に掲げるもの以外の教育施設は、同条に掲げる学校の名称又は大学院の名称を用いてはならない。

② 高等課程を置く専修学校以外の教育施設は高等専修学校の名称を、専門課程を置く専修学校以外の教育施設は専門学校の名称を、専修学校以外の教育施設は専修学校の名称を用いてはならない。

昭五〇法五九・旧昭五二法五五・一部改正 平一九法九六・旧第八十三條之二(様下)

第二十六編 教育 (学校教育法)

第二十六編 教育 (学校教育法)

定めるものについては、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章の規定は、適用しない。

昭五法九六・旧第八十五條之二(様下)・一部改正

第三十九条 文部科学大臣がした大学又は高等専門学校の設置の認可に関する処分については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立てをすることができない。

昭三法六六・全部改正 平一法八七・平一法一六〇・一部改正 平一九法九六・旧第八十六條(様下)

第四十条 この法律における市には、東京都の区を含むものとする。

平一九法九六・旧第八十七條(様下)

第四十一条 この法律(第八十五条及び第百条を除く。)及び他の法令(教育公務員特例法(昭和三十四年法律第二号)及び当該法令に特別の定めのあるものを除く。)において、大学の学部には第八十五条ただし書に規定する組織を含む、大学の大学院の研究科には第百条ただし書に規定する組織を含むものとする。

昭四八法〇三・旧昭五三法三三・平一法五五・平一法二一七・一部改正 平一九法九六・旧第八十七條之二(様下)・一部改正

第四十二条 この法律に規定するもののほか、この法律施行のため必要な事項で、地方公共団体の機関が処理しなければならないものについては政令で、その他のものについては文部科学大臣が、これを定める。

昭三八法二三・昭三六法二六六・平一法八七・平一法一六〇・一部改正 平一九法九六・旧第八十八條(様下)

A [日法九六七四・五] ⑤

第三十六条 都道府県の教育委員会(私人の経営に係るものにあつては、都道府県知事)は、学校以外のもの又は専修学校若しくは各種学校以外のものが専修学校又は各種学校の教育を行うものと認める場合においては、関係者に対して、一定の期間内に専修学校設置又は各種学校設置の認可を申請すべき旨を勧告することができる。ただし、その期間は、一箇月を下ることができない。

② 都道府県の教育委員会(私人の経営に係るものにあつては、都道府県知事)は、前項に規定する関係者が、同項の規定による勧告に従わず引き続き専修学校若しくは各種学校の教育を行つてるとき、又は専修学校設置若しくは各種学校設置の認可を申請したがその認可が得られなかつた場合において引き続き専修学校若しくは各種学校の教育を行つてるときは、当該関係者に対して、当該教育をやめるべき旨を命ずることができる。

③ 都道府県知事は、前項の規定による命令をなす場合においては、あらかじめ私立学校審議会の意見を聞かなければならない。

昭四四法七〇・昭五法〇三・昭三六法二六六・昭五〇法五九・一部改正 平一九法九六・旧第八十四條(様下)

第三十七条 学校教育上支障のない限り、学校には、社会教育に関する施設を附置し、又は学校の施設を社会教育その他公共のために、利用させることができる。

平一九法九六・旧第八十五條(様下)

第三十八条 第十七条第三項の政令で定める事項のうち同条第一項又は第二項の義務の履行に関する処分は、該当するもので政令で

三一九

一四〇

第十三章 罰則 (平一九法九六・旧第九條(様下))

第四十三条 第十三条第一項(同条第二項、第百三十三条第一項及び第百三十四条第二項において適用する場合を含む。)の規定による閉鎖命令又は第百三十六条第二項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役若しくは禁錮又は二十万円以下の罰金に処する。

昭五法〇三・昭三六法二六六・昭五〇法五九・平一〇法一〇一・一部改正 平一九法九六・旧第八十九條(様下)・一部改正 平一三法三七・一部改正

第四十四条 第十七条第一項又は第二項の義務の履行の督促を受け、なお履行しない者は、十万円以下の罰金に処する。

② 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しても、同項の刑を科する。

平一九法九六・旧昭五三法三三・一部改正

第四十五条 第二十条の規定に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

平一〇法一〇一・一部改正 平一九法九六・旧第九十條(様下)・一部改正

第四十六条 第百三十五条の規定に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

昭五〇法五九・平一〇法一〇一・一部改正 平一九法九六・旧第九十二條(様下)・一部改正

附 則

A [日法九六七四・五] ⑤

A [日法九六七四・五] ㊦

第一条 この法律は、昭和二十二年四月一日から、これを施行する。ただし、第二十二條第一項及び第三十九條第一項に規定する盲学校、聾学校及び養護学校における就学義務並びに第七十四條に規定するこれらの学校の設置義務に関する部分の施行期日は、政令で、これを定める。

（昭和三年政令第七九号で第二十二條第一項に規定する盲学校及び聾学校における就学義務並びに第七十四條に規定するこれらの学校の設置義務に関する部分の規定は、昭和二十二年四月一日から施行）

（昭和八年政令第三十五号、第三十九條第一項に規定する盲学校及び聾学校における就学義務に関する部分の規定は、昭和二十九年四月一日から施行）

（昭和四年政令第三十五号で第二十二條第一項及び第三十九條第一項に規定する養護学校における就学義務並びに同法第七十四條に規定する養護学校の設置義務に関する部分の規定は、昭和五十四年四月一日から施行）

（昭三三法二三三・昭二九法一九・昭三六法一六六・一部改正 平一九法六六・旧第九十三條・一部改正）

第二条 この法律施行の際、現に存する従前の規定による国民学校、国民学校に類する各種学校及び国民学校に準ずる各種学校並びに幼稚園は、それぞれこれらによるこの法律によつて設置された小学校及び幼稚園とみなす。

（昭三三法二六六・一部改正 平一九法九六・旧第七十七條・一部改正）

第三条 この法律施行の際、現に存する従前の規定（国民学校令を除く。）による学校は、従前の規定による学校として存続することができる。

第二十六編 教育（学校教育法）

一四一

第二十六編 教育（学校教育法）

一四二

第九条 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第三十四條第一項（第四十九條、第六十二條、第七十條第一項及び第八十二條において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第三十四條第一項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

（昭二八法六七・令改 昭三五法一六六・平一〇法一〇一・平一五法一六〇・平一八法八〇・一部改正 平一九法九六・旧第七七條・一部改正）

第十条 第六六條の規定により名誉教授の称号を授与する場合においては、当分の間、旧大学令、旧高等学校令、旧専門学校令又は旧教員養成諸学校官制の規定による大学、大学予科、高等学校高等科、専門学校及び教員養成諸学校並びに文部科学大臣の指定するこれらの学校に準ずる学校の校長（総長及び学長を含む。）又は教員としての勤務を考慮することができるものとする。

（昭三五法一〇三・令改 昭三五法一五五・平一五法一六〇・一部改正 平一九法九六・旧第九八條の二・一部改正）

附則（昭三三年七月一〇日法律第三三三号）

この法律は、公布の日から、これを施行し、昭和二十三年四月一日から、これを適用する。但し、学校教育法第六十條及び第六十八條第二項の改正規定は、国家行政組織法施行の日から、これを施行する。

（施行の日 昭三四年六月一日）

附則（昭三三年七月一〇日法律第三三三号）

第六十九條 この法律は、公布の日からこれを施行する。

㉔ 前項の規定による学校に関し、必要な事項は、文部科学大臣が定める。

（平一五法一六〇・一部改正 平一九法九六・旧第九八條・一部改正）

第四條 従前の規定による学校の卒業者の資格に関し必要な事項は、文部科学大臣の定めるところによる。

（平一五法一六〇・一部改正 平一九法九六・旧第一條・一部改正）

第五條 地方独立行政法人法第六十八條第一項に規定する公立大学法人は、第二條第一項の規定にかかわらず、当分の間、大学及び高等専門学校以外の学校を設置することができない。

（平一五法一九・追加 平一九法九六・旧第一條の二・一部改正）

第六條 私立の幼稚園は、第二條第一項の規定にかかわらず、当分の間、学校法人によつて設置されることを要しない。

（昭三四法七〇・令改 昭三五法一六六・平一八法八〇・一部改正 平一九法九六・旧第一條・一部改正）

第七條 小学校、中学校及び中等教育学校には、第三十七條（第四十九條において準用する場合を含む。）及び第六十九條の規定にかかわらず、当分の間、養護教諭を置かないことができる。

（平一〇法一〇一・一部改正 平一九法九六・旧第九八條・一部改正）

第八條 中学校は、当分の間、尋常小学校卒業者及び国民学校初等科修了者に対して、通信による教育を行うことができる。

㉕ 前項の教育に関し必要な事項は、文部科学大臣の定めるところによる。

（昭二八法二三三・昭三五法一六六・平一五法一六〇・一部改正 平一九法九六・旧第九五條・一部改正）

附則（昭二四年五月二日法律第四八号）

1 この法律は、昭和二十四年九月一日から、施行する。

附則（昭二四年六月二日法律第七九号）

この法律中第五十六條の改正規定は、公布の日から、第九九條及び第一百十條の規定は、昭和二十五年三月一日から施行する。

附則（昭二四年八月二日法律第九〇号）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

附則（昭二五年四月一九日法律第一〇三号）

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。

附則（昭二八年八月五日法律第六七号）

この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭二八年八月二日法律第六七号）

1 この法律は、昭和二十八年九月一日から施行する。但し、第四條中学校教育法第三十一條の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この法律施行前従前の法令の規定によりなされた許可、認可その他の処分又は申請、届出その他の手続は、それぞれ改正後の相当規定に基づいてなされた処分又は手続とみなす。

3 この法律施行の際従前の法令の規定により置かれている機関又は職員は、それぞれ改正後の相当規定に基づいて置かれたものとみなす。

附則（昭二九年三月二日法律第九号）

A [日法九六七四・五] ㊦

この法律中、第九十三条の改正規定は昭和二十九年四月一日から、その他の規定は昭和三十年四月一日から施行する。

（空三三二五・旧第二項・一部改正）

附則（昭和二十九年六月三日法律第一五九号）抄

1 この法律は、教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第百五十八号）の施行の日から施行する。

（施行の日）昭和二十九年二月三日

附則（昭和三十三年六月一日法律第二四九号）

この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十三年四月一〇日法律第五六号）抄

（施行期日）

1 この法律中第十七条及び第十八条第一項の規定は昭和三十三年十一月一日から、その他の規定は同年六月一日から施行する。

附則（昭和三十三年三月三日法律第一六号）抄

1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

附則（昭和三十六年六月二七日法律第一四四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（高等専門学校設置）

第二条 高等専門学校は、昭和三十七年四月一日前には、設置することができない。ただし、同日前にその設置のため必要な手続その他の行為をすることを妨げない。

附則（昭和三十六年一〇月三日法律第一六六号）抄

第二十六編 教育（学校教育法）

第二十六編 教育（学校教育法）

又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

6 この法律の施行前にされた行政庁の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等を行うことができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかったものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

9 前八項に定めるものは、この法律の施行に因して必要な経過措置は、政令で定める。

附則（昭和三十九年六月二九日法律第二一〇号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（高等学校の通信教育の経過措置）

2 この法律の施行の際、現にこの法律による改正前の学校教育法（以下「旧法」という。）第四条の規定により高等学校の通信教育の開設についてされている認可は、文部大臣の定めるところにより、この法律による改正後の学校教育法（以下「新法」という。）第四条の規定により通信制の課程の設置についてされた認可とみなし、この法律の施行の日前において、旧法第四十五条第一項の規定により行なわれた高等学校の通信教育は、文部大臣の定めるところにより、新法第四十五条第一項の規定による通信制の課程で行なわれた教育とみなす。

附則（昭和三十三年九月一五日法律第一六二号）抄

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作为その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）

一四三

一四四

2 改正前の学校教育法（以下「旧法」という。）第百九条第一項の規定による大学は、改正後の学校教育法（以下「新法」という。）第六十九条の二第二項の大学として設置されたものとみなす。

3 この法律の施行の際現に旧法第百九条第一項の大学に置かれている学科については、新法第四条の規定による設置の認可を受けることを要しない。

附則（昭和四十三年五月三日法律第八八号）抄

1 この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

附則（昭和四十二年六月一日法律第一二〇号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十四年三月五日法律第一号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十五年五月六日法律第四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十六年一月一日から施行する。

附則（昭和四十五年六月一日法律第一二一号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十八年九月九日法律第一〇二号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げ

る規定は、それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。

一 第二条の規定、第三条の規定（次号及び第三号に掲げる規定を除く）、第五条の規定（教育公務員特例法第二十二條の改正規定を除く）並びに附則第三項及び第五項の規定 昭和四十八年十月一日

附則（昭和四十九年六月二日法律第七〇号）抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

附則（昭和五〇年七月二日法律第五九号）抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（各種学校等に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に存する各種学校（我が国に居住する外国人を専ら対象とする教育施設に該当するものを除く。）で学校教育法第二百二十四条の専修学校の教育を行おうとするものは、同法第二百三十条第一項の規定による高等課程、専門課程又は一般課程の設置の認可を受けることにより、同法の規定による専修学校となることができる。

2 前項に規定する各種学校に係る学校教育法第二百三十四條第一項の規定の適用については、当該各種学校が前項の規定により専修学校となるまでの間は、なお従前の例による。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、

第二十六編 教育（学校教育法）

第二十六編 教育（学校教育法）

一 前号に掲げる者のほか、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に大学に在学し、施行日以後に大学において獣医学を履修する課程に在学することとなつた者が監査庁が定めるもの

附則（昭和五八年二月二日法律第七八号）

1 この法律（第一条を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。

2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づき政令（以下「関係政令」という。）の規定により置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附則（昭和六三年九月一〇日法律第八八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和六三年二月二五日法律第八八号）

（施行期日）

1 この法律は、昭和六十四年四月一日から施行する。

（技能教育施設の指定についての経過措置）

2 この法律の施行前に改正前の学校教育法第四十五條の二第一項の規定により技能教育のための施設についてされた文部大臣の指定は、改正後の学校教育法第四十五條の二第一項の規定によりさ

なお従前の例による。

（平一九法九六・一第改正）

附則（昭和五二年五月二五日法律第二五号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（昭和五二年政令第二四号で昭和五二年六月一日から施行）

附則（昭和五三年五月三日法律第五五号）抄

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和五六年六月一日法律第八〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和五七年七月三日法律第六九号）抄

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和五八年五月二五日法律第五五号）抄

（施行期日）

1 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 次の各号の一に該当する者については、改正後の学校教育法第五十五條第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

一 昭和五十九年三月三十一日に大学において獣医学を履修する課程に在学し、引き続き当該課程に在学する者

一四五

れた都道府県の教育委員会の指定とみなす。

附則（平成三年四月二日法律第三三号）抄

（施行期日）

1 この法律は、平成三年七月一日から施行する。

（学士の学位に関する経過措置）

4 改正前の学校教育法第六十三條第一項の規定による学士の称号は、改正後の学校教育法第六十八條の二第二項の規定による学士の学位とみなす。

附則（平成三年四月二日法律第三三号）抄

（施行期日）

1 この法律は、平成三年七月一日から施行する。

（准学士の称号に関する規定の適用）

2 第一条の規定による改正後の学校教育法（以下「新学校教育法」という。）第六十九條の二第七項及び第七十條の八の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に学校教育法第六十九條の二第二項の大学又は高等専門学校を卒業した者についても適用があるものとする。

附則（平成三年五月二日法律第七九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（学校教育法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第二十二條の規定の施行の際現に同條の規定による改正前の学校教育法第四条の規定によりされている地方自治法第二百五十二條の十九第一項の指定都市の設置する幼稚園の設置廃止、設

置者の変更その他政令で定める事項についての認可の申請は、第二十二条の規定による改正後の学校教育法第四条第三項の規定によりされた届出とみなす。

附則（平成五年一月二日法律第八九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

（施行の日）平成五年一月二日

（諮問等がされた不利益処分に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置）

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴聞若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

（政令への委任）

第二十六編 教育（学校教育法）

第二十六編 教育（学校教育法）

2 学校教育法第八十九条の規定は、この法律の施行の日から引き続き大学に在学する者（同日前に大学に在学し、同日以後に再び大学に在学することとなった者のうち、文部科学大臣の定める者を含む。）については、適用しない。

（平成二二年七月二日法律第八七号）抄

附則（平成二二年七月二日法律第八七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第五百五十七条第四項から第六項まで、第六十条、第六十三条、第六十四條並びに第二百二条の規定 公布の日

（国等の事務）

第五百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成六年六月二九日法律第九九号）抄

（施行期日）

- 1 この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律（平成六年法律第四十八号）中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三編第十二章の改正規定の施行の日から、第二章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第三編第三章の改正規定の施行の日から施行する。

（第三編第三章の改正規定の施行の日）平成七年六月一日

附則（平成二〇年六月二日法律第二〇二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、第一条中学校教育法第五十五条の次に一条を加える改正規定は平成十年十月一日から、次条の規定は公布の日から施行する。

（中等教育学校の設置のため必要な行為）

第二条 中学教育学校の設置のため必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

附則（平成二〇年九月二日法律第二〇二号）抄

この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附則（平成二二年五月二日法律第五五号）抄

（施行期日）

- 1 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

（学校教育法の一部改正に伴う経過措置）

法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

- 2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の

相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれ法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という)があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(罰則に関する経過措置)

第百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で

第二十六編 教育 (学校教育法)

第二十六編 教育 (学校教育法)

附則 平成二年二月八日法律第二五二号 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第三条 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる養老財産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

一から二十五まで 略

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○中央省庁等改革関係法施行法(平成一一法律一六

〇)抄

(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百二条 中央省庁等改革関係法及びこの法律(以下「改革関係法等」と総称する。)の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

定める。

(検討)

第百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第二に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則 平成二年七月六日法律第二〇三号 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日)平成十三年一月六日

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(従前の例による処分等に関する経過措置)

第千三百二条 なお従前の例によることとする法令の規定により、従前の国の機関がすべき免許、許可、認可、承認、指定その他の処分若しくは通知その他の行為又は従前の国の機関に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の規定に基づくその任務及び所掌事務の区分に応じ、それぞれ、相当の国の機関がすべきものとし、又は相当の国の機関に対してすべきものとする。

(罰則に関する経過措置)

第一千三百三三条 改革関係法等の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(教科用図書等に関する経過措置)

第一千三百三十二條 高等学校、中等教育学校の後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部においては、改革関係法等の施行の日から平成十八年三月三十一日までの間は、第五百十一條の規定による改正後の学校教育法第五十一條、第五十一條の九第一項及び第七十六條において準用する同法第二十一條第一項の規定にかかわらず、第五百十一條の規定による改正前の学校教育法第五十一條、第五十一條の九第一項及び第七十六條において準用する同法第二十一條第一項に規定する教科用図書(文部省が著作の名義を有する教科用図書に限る。)を使用することができる。

(政令への委任)

第一千三百四十四條 第七十一條から第七十六條まで及び第十三百一條から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則(平成二年二月三日法律第一〇号)抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号

第二十六編 教育(学校教育法)

第二十六編 教育(学校教育法)

附則(平成十四年五月三日法律第五号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年一月一日から施行する。

(学校教育法の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 前条の規定による改正後の学校教育法第九条第四号の規定は、施行日以後に新法第十一条第一項又は第二項の規定により免許状取上げの処分を受けた者について適用し、施行日前に旧法第十一条に規定する免許状取上げの処分を受けた者及び施行日前に旧法第十一条ただし書に規定する処分を受けたことにより施行日以後に附則第四条又は第六条の規定により免許状取上げの処分を受けた者については、なお従前の例による。

附則(平成十四年二月九日法律第二十八号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第六十九條の二の次に四條を加える改正規定及び第七十條の十の改正規定(及び第六十九條)を「第六十九條 第六十九條の三(第三項を除く。)及び第六十九條の四から第六十九條の六まで」に改める部分に限る。平成十六年四月一日

- 二 附則第三條の規定 公布の日

(認可の申請に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に改正前の学校教育法第四条第一項の規定によりされている大学の学部若しくは大学院の研究科又は

に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五條(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第一千三百五條、第一千三百六條、第一千三百二十四條第二項、第一千三百二十六條第二項及び第一千三百四十四條の規定 公布の日

附則(平成二年三月三日法律第一〇号)抄

(施行期日)

1 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条及び附則第四項から第六項までの規定 平成十二年四月一日

附則(平成二年七月二日法律第一〇五号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二十六條の改正規定 公布の日から起算して六月を経過した日

- 二 第五十六條に一項を加える改正規定、第五十七條第三項の改正規定、第六十七條に一項を加える改正規定並びに第七十三條の三及び第八十二條の十の改正規定並びに次条及び附則第五条から第十六條までの規定 平成十四年四月一日

一五一

一五一・2

改正前の同法第六十九條の二第二項の大学の学科の設置廃止その他政令で定める事項についての認可の申請であつて、改正後の同法第四条第二項各号の規定に該当するものは、改正後の同項後段の規定によりされた届出とみなす。

(専門職大学院の設置のため必要な行為)

第三条 専門職大学院の設置のため必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

附則(平成十四年二月三日法律第二十五号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。

(政令への委任)

第十八條 この法律に規定するもののほか、新学國の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則(平成十五年七月二日法律第二十七号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第七條 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第八條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の

施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二五年七月二六日法律第一九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)の施行の日から施行する。

(施行の日)平成二六年四月一日

(その他の経過措置の政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二六年五月二日法律第九号) 抄

この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中学校教育法第五十五条第二項の改正規定 平成十八年四月一日

附則 (平成二七年七月二五日法律第八三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第四条、第六十八条の二及び第六十九条の二の改正規定並びに附則第三条、第六条、第七条(税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)第八条第一項第一号中「第六十八条の二第三項第二号」を「第六十八条の二第四項第二号」に改める改正規定に限る。)、第九条及び第十条の規定は、平成十七年十月一日から施行する。

(助教授の在職に関する経過措置)

第二条 この法律の規定による改正後の次に掲げる法律の規定の適

第二十六編 教育 (学校教育法)

第二十六編 教育 (学校教育法)

みなす。

第三条 この法律の施行の際現に旧学校教育法第一条に規定する盲学校、聾学校又は養護学校を設置している私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人は、前条第一項の規定により当該盲学校、聾学校又は養護学校が特別支援学校となることに伴い寄附行為を変更しようとするときは、同法第四十五条第一項の規定にかかわらず、同項の規定による寄附行為の変更の認可を受けることを要しない。この場合において、当該学校法人は、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第四条 この法律の施行前に旧学校教育法第一条に規定する盲学校、聾学校又は養護学校を卒業した者に対する職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第二十六条第一項及び船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第二十条第三項の規定の適用については、その者は、新学校教育法第一条に規定する特別支援学校を卒業した者とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成一九年六月二七日法律第九六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げ

用については、この法律の施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。

一 学校教育法第百六条

(平成一九年六月二七日法律第九六号) 抄

(短期大学士の学位に関する経過措置)

第三条 この法律による改正前の学校教育法第六十九条の二第七項の規定による進学士の称号は、この法律による改正後の学校教育法第六十八条の二第三項の規定による短期大学士の学位とみなす。

附則 (平成二八年六月二日法律第八〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

(学校教育法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に設置されている第一条の規定による改正前の学校教育法(以下「旧学校教育法」という。)第一条に規定する盲学校、聾学校及び養護学校は、この法律の施行の時に、第一条の規定による改正後の学校教育法(以下「新学校教育法」という。)第一条に規定する特別支援学校となるものとする。この場合において、旧学校教育法第四条第一項の規定による当該盲学校、聾学校又は養護学校の設置の認可は、新学校教育法第四条第一項の規定による特別支援学校の設置の認可とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧学校教育法第四条第一項の規定によりされている盲学校、聾学校又は養護学校の設置廃止、設置者の変更及び同項に規定する政令で定める事項についての認可の申請は、新学校教育法第四条第一項の規定によりされた認可の申請と

る規定は、当該各号に定める日から施行する。

(平成一九年政令第三三号で平成一九年二月二六日から施行)

一 第二条から第十四条まで及び附則第五十条の規定 平成二十年四月一日

附則 (平成一九年六月二七日法律第九八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。

附則 (平成三三年五月二日法律第三七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(学校教育法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に第九条の規定による改正前の学校教育法第四条第一項の規定によりされている市町村の設置する幼稚園に係る認可の申請は、第九条の規定による改正後の学校教育法第四条の二の規定によりされた届出とみなす。

2 この法律の施行前に第九条の規定による改正前の学校教育法第十三条の規定によりされた市町村の設置する幼稚園に係る閉鎖命令は、第九条の規定による改正後の学校教育法第十三条第二項の規定において準用する同条第一項の規定によりされた閉鎖命令とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第二十三条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、

なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十四条 附則第二条から前条まで及び附則第三十六条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成三年六月三日法律第六二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

(平成三年政令第三九五号で平成四年四月一日から施行)

第二十六編 教育 (学校教育法)

一五二・五

第二十六編 教育

一五二

○学校教育法施行規則

(昭和二十二年五月二十三日)
(文部省令第十一号)

改正

Table with columns for year, month, day, and department code. Includes entries for various years from 1915 to 1955.

第二十六編 教育 (学校教育法施行規則)

第二十六編 教育 (学校教育法施行規則)

Table with columns for year, month, day, and department code. Includes entries for various years from 1915 to 1955.

学校教育法施行規則を次のように定める。

学校教育法施行規則

目次

第一章 総則

第一節 設置廃止等 (第一条―第十九条)

第二節 校長、副校長及び教頭の資格 (第二十条―第二十三条)

第三節 管理 (第二十四条―第二十八条)

第二章 義務教育 (第二十九条―第三十五条)

第三章 幼稚園 (第三十六条―第三十九条)

第四章 小学校

Table with columns for year, month, day, and department code. Includes entries for various years from 1915 to 1955.

一八一

一八二

Table of contents for the Education Law Enforcement Regulations, including sections on equipment, curriculum, school years, staff, school evaluation, secondary schools, higher schools, middle schools, special support education, and universities.

第三節 履修証明書が交付される特別の課程 (第六百四十四条)

第四節 認証評価その他 (第六百四十五条―第七百三十二条)

第十章 高等専門学校 (第七百七十四条―第七百七十九条)

第十一章 専修学校 (第八百八十条―第八百八十九条)

第十二章 雑則 (第九百九十条・第九百九十一条)

附則

第二章 総則

第一節 設置廃止等

(昭二八法令五・改修)

第一条 学校には、その学校の目的を実現するために必要な校地、校舎、校具、運動場、図書館又は図書室、保健室その他の設備を設けなければならない。

② 学校の位置は、教育上適切な環境に、これを定めなければならない。

(昭五五法令二八・昭二八法令五・昭三三法令二四・一部改正)

第二条 私立の学校の設置者は、その設置する大学又は高等専門学校について次に掲げる事由があるときは、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

一 目的、名称、位置又は学則(収容定員に係るものを除く)を変更しようとするとき。

二 分校を設置し、又は廃止しようとするとき。

三 大学の学部、大学院の研究科、短期大学の学科その他の組織の位置を、我が国から外国に、外国から我が国に、又は一の外国から他の外国に変更するとき。

四 大学における通信教育に関する規程を変更しようとするとき。

第二十六編 教育 (学校教育法施行規則)

第二十六編 教育 (学校教育法施行規則)

- 二 部科及び課程の組織に関する事項
- 三 教育課程及び授業日時数に関する事項
- 四 学習の評価及び課程修了の認定に関する事項
- 五 収容定員及び職員組織に関する事項
- 六 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項
- 七 授業料、入学料その他の費用徴収に関する事項
- 八 賞罰に関する事項
- 九 寄宿舎に関する事項

② 前項各号に掲げる事項のほか、通信制の課程を置く高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。以下この項において同じ。)については、前条の学則中に、次の事項を記載しなければならない。

- 一 通信教育を行う区域に関する事項
- 二 通信教育について協力する高等学校に関する事項

③ 第一項各号に掲げる事項のほか、特別支援学校については、前条の学則中に、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第七十二条に規定する者に対する教育のうち当該特別支援学校が行うものに関する事項を記載しなければならない。

(昭二八法令五・改修 昭五九法令一六・昭三七法令二八・平三三法令七・平一〇法令三八・平二二法令九・平一九法令五・平一九法令四〇・一部改正)

第五条 学則の変更は、前条第一項各号、第二項第一号及び第二号、第三項並びに第八百八十七条第二項第一号及び第二号に掲げる事項に係る学則の変更とする。

④ 学校の目的、名称、位置、学則又は経費の見積り及び維持方法

き。

五 経費の見積り及び維持方法を変更しようとするとき。

六 校地、校舎その他直接教育の用に供する土地及び建物に関する権利を取得し、若しくは処分しようとするとき、又は用途の変更、改築等によりこれらの土地及び建物の現状に重要な変更を加えようとするとき。

(平二二法令九・令改 平二二法令五三・平二六法令四二・一部改正)

第三条 学校の設置についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、次の事項(市(特別区を含む。以下同じ。)町村立の小学校及び中学校については、第四号及び第五号の事項を除く。)を記載した書類及び校地、校舎その他直接保育又は教育の用に供する土地及び建物(以下「校地校舎等」という。)の図面を添えてしなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 位置
- 四 学則
- 五 経費の見積り及び維持方法
- 六 開設の時期

(昭二八法令五・令改 昭三三法令二二・昭三七法令一八・平二二法令九・一部改正)

第四条 前条の学則中には、少くとも、次の事項を記載しなければならない。

- 一 修業年限、学年、学期及び授業を行わない日(以下「休業日」という。)に関する事項

一八三

一八四

の変更についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、変更の事由及び時期を記載した書類を添えてしなければならない。

③ 私立学校の収容定員に係る学則の変更についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、前項の書類のほか、経費の見積り及び維持方法を記載した書類並びに当該変更後の収容定員に必要な校地校舎等の図面を添えてしなければならない。

(昭三三法令三二・追加 昭五二法令一四・平二二法令九・平一五法令一五・一部改正 平一九法令四〇・旧第四条の二(下)、平一〇法令二六・平二四法令二四・一部改正)

第六条 学校の校地校舎等に関する権利を取得し、若しくは処分し、又は用途の変更、改築等によりこれらの現状に重要な変更を加えることについての届出は、届出書に、その事由及び時期を記載した書類並びに当該校地校舎等の図面を添えてしなければならない。

(昭二八法令五・令改 平一九法令四〇・旧第五(修正))

第七条 分校(私立学校の分校を含む。第十五条において同じ。)の設置についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、次の事項(市町村立の小学校及び中学校については、第四号及び第五号の事項を除く。)を記載した書類及び校地校舎等の図面を添えてしなければならない。

- 一 事由
- 二 名称
- 三 位置

- 四 学則の変更事項
- 五 経費の見積り及び維持方法
- 六 開設の時期

昭二八文科五・令改、昭三三文科二二・昭三七文科二八・平二二文科

九・一部改正、平一九文科四〇・旧第七條の二條下・一部改正

第八条 第二条第三号に掲げる事由に係る届出は、届出書に、次の事項を記載した書類及び校地校舎等の図面を添えてしなければならない。

- 一 事由
- 二 名称
- 三 位置
- 四 学則の変更事項
- 五 経費の見積り及び維持方法
- 六 変更の時期

昭一六文科四二・追加、平一九文科四〇・旧第六條の二條下

第九条 二部授業を行うことについての届出は、届出書に、その事由、期間及び実施方法を記載した書類を添えてしなければならない。

昭二八文科二五・令改、平一九文科四〇・旧第七條の二條下

第十条 学級の編制についての認可の申請は、認可申請書に、各学年ごとの各学級別の生徒の数（教学年の生徒を一学級に編制する場合にあつては、各学級ごとの各学年別の生徒の教とする。本条中以下同じ。）を記載した書類を添えてしなければならない。

第二十六編 教育（学校教育法施行規則）

第二十六編 教育（学校教育法施行規則）

② 特別支援学校の高等部又は大学における通信教育に関する規程の変更についての届出は、届出書に、変更の事由及び時期を記載した書類を添えてしなければならない。

③ 特別支援学校の高等部又は大学における通信教育の廃止についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、廃止の事由及び時期並びに生徒又は学生の処置方法を記載した書類を添えてしなければならない。

昭三三文科二二・追加、昭三七文科二八・平二五文科令五・平一九文

科五・一部改正、平一九文科四〇・旧第七條の四條下・一部改正

第十三条 特別支援学校の幼稚部、小学部、中学部又は高等部の設置についての認可の申請は、認可申請書に、第七條各号の事項を記載した書類及びその使用に係る部分の校地校舎等の図面を添えてしなければならない。

昭二八文科二五・追加、昭三三文科二二・旧第七條の四條下、昭三七文

令六・平一九文科五五・一部改正、平一九文科四〇・旧第七條の五條

下・一部改正

第十四条 学校の設置者の変更についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、当該設置者の変更に関係する地方公共団体（公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八條第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。）を含む。以下この条において同じ。）又は学校法人（私立の幼稚園を設置する学校法人以外の法人及び私人を含む。）が連署して、変更前及び変更後の第三条第一号から第五号

④ 学級の編制の変更についての認可の申請は、認可申請書に、変更の事由及び時期並びに変更前及び変更後の各学年ごとの各学級別の生徒の数を記載した書類を添えてしなければならない。

昭二八文科二五・追加、平二二文科九・一部改正、平一九文科四〇・

旧第七條の二條下

第十一条 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の全日制の課程、定時制の課程、通信制の課程、学科、専攻科若しくは別科、特別支援学校の高等部の学科、専攻科若しくは別科、大学の学部、学部の学科、大学院、大学院の研究科若しくは研究科の専攻、短期大学の学科若しくは高等専門学校の学科の設置又は大学院の研究科の専攻に係る課程の変更についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、第七條各号の事項を記載した書類及びその使用に係る部分の校地校舎等の図面を添えてしなければならない。

昭二八文科二五・追加、昭三三文科二二・昭三六文科二二・昭三七文科

二八・昭三九文科二二・昭五二文科二四・昭五二文科二九・平一〇文科三

八・平二五文科令二五・平一九文科令五・一部改正、平一九文科令四〇・

旧第七條の三條下・一部改正

第十二条 特別支援学校の高等部又は大学における通信教育の開設についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、第七條各号の事項を記載した書類、通信教育に関する規程及びその使用に係る部分の校地校舎等の図面を添えてしなければならない。

一八五

まで（小学校又は中学校の設置者の変更の場合において、新たに設置者とならうとする者が市町村であるときは、第四号及び第五号を除く。）の事項並びに変更の事由及び時期を記載した書類を添えてしなければならない。ただし、新たに設置者とならうとする者が成立前の地方公共団体である場合においては、当該成立前の地方公共団体の連署を要しない。

昭二八文科二五・追加、昭三六文科二二・旧第七條の五條下、昭三七文

令二八・平二六文科令二五・平二七文科令二六・平一九文科令五・一部改

正、平一九文科令四〇・旧第七條の六條下・一部改正

第十五条 学校若しくは分校の廃止、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の全日制の課程、定時制の課程、通信制の課程、学科、専攻科若しくは別科の廃止、特別支援学校の幼稚部、小学部、中学部、高等部若しくは高等部の学科、専攻科若しくは別科の廃止、大学の学部、学部の学科、大学院、大学院の研究科若しくは研究科の専攻の廃止、短期大学の学科の廃止又は高等専門学校の学科の廃止についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、廃止の事由及び時期並びに幼児、児童、生徒又は学生（以下「児童等」という。）の処置方法を記載した書類を添えてしなければならない。

昭二八文科二五・追加、昭三三文科二二・一部改正、昭三六文科二二・

旧第七條の六條下・一部改正、昭三七文科二八・昭三九文科二二・昭五二

文科二四・昭五二文科二九・平一〇文科三六・平二五文科令二五・平一九

文科令五・一部改正、平一九文科令四〇・旧第七條の七條下・一部改正

第十六条 学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号)第二十四条の二第四号の文部科学省令で定める学則の記載事項は、第四条第一項第一号(修業年限に関する事項に限る)及び第五号並びに同条第二項第一号及び第二号に掲げる事項とする。

㊦ 学校教育法施行令第二十四条の二に規定する事項についての認可の届出は、認可申請書に係る書類の写しを添えてしなければならない。

(昭四五文令一八・令改 昭五七文令一九・平二二文令九・平二二文令五  
三・一部改正 平一九文科令四〇・旧第七条の八様下)

第十七条 学校教育法施行令第二十六条第三項の規定による都道府県の教育委員会の報告は、報告書に、市町村の教育委員会からの届出に係るものについては当該届出に係る書類の写しを、当該都道府県の設置する高等学校に係るものについては変更の事由及び時期を記載した書類を添えてしなければならない。

(平二二文令九・追加 平一九文科令四〇・旧第七条の八の二様下、平二二文科令一八・一部改正)

第十八条 学校教育法施行令第二十七条の二第二項の規定による都道府県知事の報告は、報告書に当該届出に係る書類の写しを添えてしなければならない。

(平二二文令九・追加 平一九文科令四〇・旧第七条の八の三様下)

第十九条 学校教育法、学校教育法施行令及びこの省令の規定に基づいてなすべき認可の申請、届出及び報告の手続その他の細則については、文部科学省令で定めるもののほか、公立又は私立の大学及び高等専門学校に係るものにあつては文部科学大臣、大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校に係るものにあつて

第二十六編 教育 (学校教育法施行規則)

一八七

第二十六編 教育 (学校教育法施行規則)

一八八

ハ 学校教育法第一条に規定する学校の事務職員(単純な労務に雇用される者を除く。本条中以下同じ)、実習助手、寄宿舎指導員及び学校栄養職員(学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)第七条に規定する職員のうち栄養教諭以外の者をいい、同法第六条に規定する施設の当該職員を含む。)の職

ニ 学校教育法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十六号)第一条の規定による改正前の学校教育法第九十四条の規定により廃止された従前の法令の規定による学校及び旧教員養成諸学校官制(昭和二十一年勅令第二百八号)第一条の規定による教員養成諸学校の長の職

ホ ニに掲げる学校及び教員養成諸学校における教員及び事務職員に相当する者の職

ヘ 海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設(以下「在外教育施設」という。)で、文部科学大臣が小学校、中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものであるイからハまでに掲げる者に準ずるものの職

ト ヘに規定する職のほか、外国の学校におけるイからハまでに掲げる者に準ずるものの職

チ 少年院法(昭和二十三年法律第百六十九号)による少年院又は児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による児童自立支援施設(児童福祉法等の一部を改正する法律(平成

は都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校に係るものにあつては都道府県知事が、これを定める。

(昭二八文令三五・追加、昭三六文令三二・旧第七条の七様下、昭三七文令八・旧第七条の八様下、一部改正、昭四五文令一八・旧第七条の十様上、一部改正、昭五七文令一九・平二二文令九・平二二文令五三・平二二文科令三九・平一九文科令五・一部改正、平一九文科令四〇・旧第七条の九様下)

第二節 校長、副校長及び教頭の資格

(昭一九文令一九・令改、昭三二文令三二・昭四九文令三八・平一九文科令四〇・改称)

第二十条 校長(学長及び高等専門学校の校長を除く。)の資格は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)による教諭の専修免許状又は一種免許状(高等学校及び中等教育学校の校長にあつては、専修免許状)を有し、かつ、次に掲げる職(以下「教育に関する職」という。)に五年以上あつたこと

イ 学校教育法第一条に規定する学校及び同法第二百二十四条に規定する専修学校の校長の職

ロ 学校教育法第一条に規定する学校の教授、准教授、助教、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師(常時勤務の者に限る。)及び同法第二百二十四条に規定する専修学校の教員(以下本条中「教員」という。)の職

九年法律第七十四号)附則第七条第一項の規定により証明書を発行することができるもので、同条第二項の規定によりその例によることとされた同法による改正前の児童福祉法第四十八条第四項ただし書の規定による指定を受けたものを除く。)において教育を担当する者の職

リ イからチまでに掲げるものほか、国又は地方公共団体において教育事務又は教育を担当する国家公務員又は地方公務員(単純な労務に雇用される者を除く。)の職

ス 外国の官公庁におけるリに準ずる者の職

二 教育に関する職に十年以上あつたこと

(平二二文令三・令改 平二二文令五三・平二四文科令七・平二七文科令一九・平一八文科令一一・一部改正 平一九文科令四〇・旧第八様下、一部改正 平二二文科令一〇・一部改正)

第二十一条 私立学校の設置者は、前条の規定により難い特別の事情のあるときは、五年以上教育に関する職又は教育、学術に関する業務に従事し、かつ、教育に関し高い識見を有する者を校長として採用することができる。

(昭五五文令一九・令改 昭三二文令一八・一部改正 平一九文科令四〇・旧第八様下)

第二十二条 国立若しくは公立の学校の校長の任命権者又は私立学校の設置者は、学校の運営上特に必要がある場合には、前二条に規定するもののほか、第二十条各号に掲げる資格を有する者と同等の資質を有すると認める者を校長として任命し又は採用すること

とができる。

昭二二文令三・追加 平一九文科令四〇・旧第九条の二以下・一部改

正

第二十三条 前三条の規定は、副校長及び教頭の資格について準用する。

昭二二文令三・改定 平一八文科令五・一部改正 平一九文科令四〇・

旧第十条以下・一部改正

第三節 管理 昭二八文令二五・改定

第二十四条 校長は、その学校に在学する児童等の指導要録（学校教育法施行令第三十一条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいち、以下同じ）を作成しなければならない。

② 校長は、児童等が進学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の抄本又は写しを作成し、これを進学先の校長に送付しなければならない。

③ 校長は、児童等が転学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の写しを作成し、その写し（転学してきた児童等については転学により送付を受けた指導要録の写しを含む。）及び前項の抄本又は写しを転学先の校長に送付しなければならない。

昭二八文令二五・追加、昭三二文令九・昭三六文令三・平三三令一・

一部改正 平一九文科令四〇・旧第十二条の三以下

第二十五条 校長（学長を除く。）は、当該学校に在学する児童等に

第二十六編 教育（学校教育法施行規則）

第二十六編 教育（学校教育法施行規則）

つては文部科学大臣、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事に届け出るに当たつては、その履歴書を添えなければならない。

昭二二文令九・平二二文令五三・一部改正 平一九文科令四〇・旧第十

四条以下

第二十八条 学校において備えなければならない表簿は、概ね次のとおりとする。

- 一 学校に関係のある法令
- 二 学則、日課表、教科用図書配当表、学校医執務記録簿、学校歯科医執務記録簿、学校薬剤師執務記録簿及び学校日誌
- 三 職員の名簿、履歴書、出勤簿並びに担任学級、担任の教科又は科目及び時間表
- 四 指導要録、その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿
- 五 入学者の選抜及び成績考査に関する表簿
- 六 資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿並びに図書機噐器具、標本、模型等の教具の目録
- 七 往復文書処理簿

② 前項の表簿（第二十四条第二項の抄本又は写しを除く。）は、別に定めるもののほか、五年間保存しなければならない。ただし、指導要録及びその写しのうち入学、卒業等の学籍に関する記録については、その保存期間は、二十年間とする。

③ 学校教育法施行令第三十一条の規定により指導要録及びその写

つて出席簿を作成しなければならない。

昭二八文令二五・追加 平一九文科令四〇・旧第十二条の四以下

第二十六条 校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当つては、児童等の心身の発達に応ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。

② 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長（大学にあつては、学長の委任を受けた学部長を含む。）が行う。

③ 前項の退学は、公立の小学校、中学校（学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。）又は特別支援学校に在学する学齡児童又は学齡生徒を除き、次の各号のいずれかに該当する児童等に対して行うことができる。

- 一 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- 二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- 三 正当の理由がなくて出席席でない者
- 四 学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者

④ 第二項の停学は、学齡児童又は学齡生徒に対しては、行うことができない。

昭三二文令二・改定、昭三七文令二八・昭三九文令五・平一〇文令三

八・平一九文科令五・一部改正 平一九文科令四〇・旧第十三条以下・一

部改正

第二十七条 私立学校が、校長を定め、大学及び高等専門学校にあ

しを保存しなければならない期間は、前項のこれらの書類の保存期間から当該学校においてこれらの書類を保存していた期間を控除した期間とする。

昭三五文令二八・昭二八文令二五・昭三二文令九・昭三三令一八・昭

三七文令二八・平三三令一・一部改正 平一九文科令四〇・旧第十五条

下・一部改正

第二章 義務教育（平一九文科令四〇・追加）

第二十九条 市町村の教育委員会は、学校教育法施行令第一条第三項（同令第二条において準用する場合を含む。）の規定により学籍簿を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製する場合には、電子計算機（電子計算機による方法に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる機器を含む。以下同じ。）の操作によるものとする。

2 市町村の教育委員会は、前項に規定する場合においては、当該学籍簿に記録されている事項が当該市町村の学齡児童又は学齡生徒に関する事務に従事している者以外の者に同項の電子計算機に接続された電気通信回線を通じて知られること及び当該学籍簿が滅失し又はき損することを防止するために必要な措置を講じなければならない。

平一九文科令四〇・追加

第三十条 学校教育法施行令第一条第一項の学籍簿に記載（同条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する学籍簿にあつて

は、記録、以下同じ。）をすべき事項は、次の各号に掲げる区分に  
応じ、当該各号に掲げる事項とする。

- 一 学齢児童又は学齢生徒に関する事項 氏名、現住所、生年月日及び性別
- 二 保護者に関する事項 氏名、現住所及び保護者と学齢児童又は学齢生徒との関係
- 三 就学する学校に関する事項
  - イ 当該市町村の設置する小学校又は中学校（併設型中学校を除く。）に就学する者について、当該学校の名称並びに当該学校に係る入学、転学及び卒業の年月日
  - ロ 学校教育法施行令第九条に定める手続により当該市町村の設置する小学校又は中学校（併設型中学校を除く。）以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学する者について、当該学校及びその設置者の名称並びに当該学校に係る入学、転学、退学及び卒業の年月日
  - ハ 特別支援学校の小学部又は中学部に就学する者について、当該学校及び部並びに当該学校の設置者の名称並びに当該部に係る入学、転学、退学及び卒業の年月日
- 四 就学の督促等に関する事項 学校教育法施行令第二十条又は第二十一条の規定に基づき就学状況が良好でない者等について、校長から通知を受けたとき、又は就学義務の履行を督促したときは、その旨及び通知を受け、又は督促した年月日
- 五 就学義務の猶予又は免除に関する事項 学校教育法第十八条

第二十六編 教育（学校教育法施行規則）

の規定により保護者が就学させる義務を猶予又は免除された者について、猶予の年月日、事由及び期間又は免除の年月日及び事由並びに猶予又は免除された者のうち復学した者については、その年月日

- 六 その他必要な事項 市町村の教育委員会が学齢児童又は学齢生徒の就学に関し必要と認める事項
- 2 学校教育法施行令第二条に規定する者について作成する学齢簿に記載をすべき事項については、前項第一号、第二号及び第六号の規定を準用する。

（一九九教科令四〇・追加）

第三十一条 学校教育法施行令第二条の規定による学齢簿の作成は、十月一日現在において行うものとする。

（一九九教科令四〇・追加）

第三十二条 市町村の教育委員会は、学校教育法施行令第五条第二項（同令第六条において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により就学予定者の就学すべき小学校又は中学校（次項において「就学校」という。）を指定する場合には、あらかじめ、その保護者の意見を聴取することができる。この場合においては、意見の聴取の手續に関し必要な事項を定め、公表するものとする。

2 市町村の教育委員会は、学校教育法施行令第五条第二項の規定による就学校の指定に係る通知において、その指定の変更についての同令第八条に規定する保護者の申立ができる旨を示すものと

第二十六編 教育（学校教育法施行規則）

する。

（一九九教科令四〇・追加）

第三十三条 市町村の教育委員会は、学校教育法施行令第八条の規定により、その指定した小学校又は中学校を変更することができる場合の要件及び手續に関し必要な事項を定め、公表するものとする。

（一九九教科令四〇・追加）

第三十四条 学齢児童又は学齢生徒で、学校教育法第十八条に掲げる事由があるときは、その保護者は、就学義務の猶予又は免除を市町村の教育委員会に願ひ出なければならない。この場合においては、当該市町村の教育委員会の指定する医師その他の者の証明書等その事由を証するに足る書類を添えなければならない。

（一九九教科令四〇・追加）

第三十五条 学校教育法第十八条の規定により保護者が就学させる義務を猶予又は免除された子について、当該猶予の期間が経過し、又は当該猶予若しくは免除が取り消されたときは、校長は、当該子を、その年齢及び心身の発達状況を考慮して、相当の学年に編入することができる。

（一九九教科令四〇・追加）

第三章 幼稚園（一九九教科令四〇・追加）

第三十六条 幼稚園の設備、編制その他設置に関する事項は、この章に定めるもののほか、幼稚園設置基準（昭和三十一年文部省令第三十二号）の定めるところによる。

（一九九教科令四〇・追加）

第三十七条 幼稚園の毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、三十九週を下つてはならない。

（一九九教科令四〇・追加）

第三十八条 幼稚園の教育課程その他の保育内容については、この章に定めるもののほか、教育課程その他の保育内容の基準として文部科学大臣が別に公示する幼稚園教育要領によるものとする。

（一九九教科令四〇・追加）

第三十九条 第四十八条、第四十九条、第五十四条、第五十九条から第六十八条までの規定は、幼稚園に準用する。

（一九九教科令四〇・追加）

第四章 小学校（一九九教科令四〇・追加）

第一節 設備編制（一九九教科令四〇・追加）

第四十条 小学校の設備、編制その他設置に関する事項は、この節に定めるもののほか、小学校設置基準（平成十四年文部科学省令第十四号）の定めるところによる。

（一九九教科令四〇・追加）

第四十一条 小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

（一九九教科令四〇・追加）

第四十二条 小学校の分校の学級数は、特別の事情のある場合を除き、五学級以下とし、前条の学級数に算入しないものとする。

（一九九文科令四〇・追加）

第四十三條 小学校においては、調和のとれた学校運営が行われるためにふさわしい校務分掌の仕組みを整えるものとする。

（一九九文科令四〇・追加）

第四十四條 小学校には、教務主任及び学年主任を置くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第四項に規定する教務主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは教務主任を、第五項に規定する学年主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは学年主任を、それぞれ置かないことができる。

3 教務主任及び学年主任は、指導教諭又は教諭をもって、これに充てる。

4 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

5 学年主任は、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

（一九九文科令四〇・追加）

第四十五條 小学校においては、保健主事を置くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第四項に規定する保健主事の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、保健主事を置かないことができる。

3 保健主事は、指導教諭、教諭又は養護教諭をもって、これに充てる。

第二十六編 教育（学校教育法施行規則）

第二十六編 教育（学校教育法施行規則）

校の設置者が委嘱する。

（一九九文科令四〇・追加）

第二節 教育課程（一九九文科令四〇・追加）

第五十條 小学校の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科（以下この節において「各教科」という。）、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間並びに特別活動によつて編成するものとする。

2 私立の小学校の教育課程を編成する場合は、前項の規定にかかわらず、宗教を加えることができる。この場合においては、宗教をもつて前項の道徳に代えることができる。

（一九九文科令四〇・追加、平二〇〇文科令五・一部改正）

第五十一條 小学校の各学年における各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第一に定める授業時数を標準とする。

（一九九文科令四〇・追加、平二〇〇文科令五・一部改正）

第五十二條 小学校の教育課程については、この節に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する小学校学習指導要領によるものとする。

（一九九文科令四〇・追加）

第五十三條 小学校においては、必要がある場合には、一部の各教科について、これらを含わせて授業を行うことができる。

（一九九文科令四〇・追加）

第五十四條 児童が心身の状況によつて履修することが困難な各教

4 保健主事は、校長の監督を受け、小学校における保健に関する事項の管理に当たる。

（一九九文科令四〇・追加）

第四十六條 小学校には、事務長又は事務主任を置くことができる。

2 事務長及び事務主任は、事務職員をもって、これに充てる。

3 事務長は、校長の監督を受け、事務職員その他の職員が行う事務を総括し、その他事務をつかさどる。

4 事務主任は、校長の監督を受け、事務をつかさどる。

（一九九文科令四〇・追加、平二〇〇文科令五・一部改正）

第四十七條 小学校においては、前三条に規定する教務主任、学年主任、保健主事及び事務主任のほか、必要に応じ、校務を分担する主任等を置くことができる。

（一九九文科令四〇・追加）

第四十八條 小学校には、設置者の定めるところにより、校長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置くことができる。

2 職員会議は、校長が主宰する。

（一九九文科令四〇・追加）

第四十九條 小学校には、設置者の定めるところにより、学校評議員を置くことができる。

2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。

3 学校評議員は、当該小学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、校長の推薦により、当該小学

一九三

科は、その児童の心身の状況に適合するように課さなければならない。

（一九九文科令四〇・追加）

第五十五條 小学校の教育課程に関し、その改善に資する研究を行うため特に必要があり、かつ、児童の教育上適切な配慮がなされていると文部科学大臣が認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十條第二項、第五十一条又は第五十二条の規定によらないことができる。

（一九九文科令四〇・追加）

第五十五條の二 文部科学大臣が、小学校において、当該小学校又は当該小学校が設置されている地域の事態に照らし、より効果的な教育を実施するため、当該小学校又は当該地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認め、かつ、当該特別の教育課程について、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）及び学校教育法第三十條第一項の規定等に照らして適切であり、児童の教育上適切な配慮がなされているものとして文部科学大臣が定める基準を満たしていると認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十條第一項、第五十一条又は第五十二条の規定の全部又は一部によらないことができる。

（平二〇〇文科令五・追加）

第五十六條 小学校において、学校生活への適応が困難であるため相当の期間小学校を欠席していると認められる児童を対象とし

て、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると文部科学大臣が認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第二項、第五十一条又は第五十二条の規定によらないことができる。

（一九九文科令四〇・追加）

第五十七条 小学校において、各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たっては、児童の平常の成績を評価して、これを定めなければならない。

（一九九文科令四〇・追加）

第五十八条 校長は、小学校の全課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与しなければならない。

（一九九文科令四〇・追加）

第三節 学年及び授業日（一九九文科令四〇・追加）

第五十九条 小学校の学年は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（一九九文科令四〇・追加）

第六十条 授業終始の時刻は、校長が定める。

（一九九文科令四〇・追加）

第六十一条 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、特別の必要がある場合は、この限りでない。

- 一 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する日

第二十六編 教育（学校教育法施行規則）

第二十六編 教育（学校教育法施行規則）

（一九九文科令四〇・追加）

第六十七条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

（一九九文科令四〇・追加）

第六十八条 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

（一九九文科令四〇・追加）

第五章 中学校（一九九文科令四〇・追加）

第六十九条 中学校の設備、編制その他設置に関する事項は、この章に定めるもののほか、中学校設置基準（平成十四年文部科学省令第十五号）の定めるところによる。

（一九九文科令四〇・追加）

第七十条 中学校には、生徒指導主事を置くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第四項に規定する生徒指導主事の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、生徒指導主事を置かないことができる。

3 生徒指導主事は、指導教諭又は教諭をもつて、これに充てる。

4 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

二 日曜日及び土曜日

三 学校教育法施行令第二十九条の規定により教育委員会が定める日

（一九九文科令四〇・追加）

第六十二条 私立小学校における学期及び休業日は、当該学校の学則で定める。

（一九九文科令四〇・追加）

第六十三条 非常震災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。この場合において、公立小学校についてはこの旨を教育委員会に報告しなければならない。

（一九九文科令四〇・追加）

第四節 職員（一九九文科令四〇・追加）

第六十四条 講師は、常時勤務に服しないことができる。

（一九九文科令四〇・追加）

第六十五条 学校用務員は、学校の環境の整備その他の用務に従事する。

（一九九文科令四〇・追加）

第五節 学校評価（一九九文科令四〇・追加）

第六十六条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

（一九九文科令四〇・追加）

第七十一条 中学校には、進路指導主事を置くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第三項に規定する進路指導主事の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときは、進路指導主事を置かないことができる。

3 進路指導主事は、指導教諭又は教諭をもつて、これに充てる。校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

（一九九文科令四〇・追加）

第七十二条 中学校の教育課程は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語の各教科（以下本章及び第七章中「各教科」という。）、道徳、総合的な学習の時間並びに特別活動によつて編成するものとする。

（一九九文科令四〇・追加、平二〇文科令五・一部改正）

第七十三条 中学校（併設型中学校及び第七十五条第二項に規定する連携型中学校を除く。）の各学年における各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第二に定める授業時数を標準とする。

（一九九文科令四〇・追加、平二〇文科令五・一部改正）

第七十四条 中学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する中学校

学習指導要領によるものとする。

（一九九文科令四〇・追加）

第七十五条 中学校（併設型中学校を除く。）においては、高等学校における教育との一貫性に配慮した教育を実施するため、当該中学校の設置者が当該高等学校の設置者との協議に基づき定めるところにより、教育課程を編成することができる。

2 前項の規定により教育課程を編成する中学校（以下「連携型中学校」という。）は、第八十七条第一項の規定により教育課程を編成する高等学校と連携し、その教育課程を実施するものとする。

（一九九文科令四〇・追加）

第七十六条 連携型中学校の各学年における各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第四に定める授業時数を標準とする。

（一九九文科令四〇・追加、平二〇文科令五・一部改正）

第七十七条 連携型中学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準の特例として文部科学大臣が別に定めるところによるものとする。

（一九九文科令四〇・追加）

第七十八条 校長は、中学校卒業後、高等学校、高等専門学校その他の学校に進学しようとする生徒のある場合には、調査書その他の必要な書類をその生徒が進学しようとする学校の校長に送付しなければならない。ただし、第九十条第三項（第百三十五条第五項

第二十六編 教育（学校教育法施行規則）

第二十六編 教育（学校教育法施行規則）

る。

2 前項の規定にかかわらず、第四項に規定する学科主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは学科主任を、第五項に規定する農場長の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは農場長を、それぞれ置かないことができる。

3 学科主任及び農場長は、指導教諭又は教諭をもつて、これに充てる。

4 学科主任は、校長の監督を受け、当該学科の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

5 農場長は、校長の監督を受け、農業に関する実習地及び実習施設の運営に関する事項をつかさどる。

（一九九文科令四〇・追加、平二二文科令三・一部改正）

第八十二条 高等学校には、事務長を置くものとする。

2 事務長は、事務職員をもつて、これに充てる。

3 事務長は、校長の監督を受け、事務職員その他の職員が行う事務を総括し、その他事務をつかさどる。

（一九九文科令四〇・追加、平二二文科令五・一部改正）

第八十三条 高等学校の教育課程は、別表第三に定める各教科に属する科目、総合的な学習の時間及び特別活動によつて編成するものとする。

（一九九文科令四〇・追加、平二二文科令三・一部改正）

第八十四条 高等学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する高等

校学習指導要領によるものとする。において準用する場合を含む。）及び同条第四項の規定に基づき、調査書を入学者の選抜のための資料としない場合は、調査書の送付を要しない。

（一九九文科令四〇・追加）

第七十九条 第四十一条から第四十九条まで、第五十条第二項、第五十四条から第六十八条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、第四十二条中「五学級」とあるのは「二学級」と、第五十五条から第五十六条までの規定中「第五十条第一項、第五十一条又は第五十二条」とあるのは「第七十二条、第七十三条（併設型中学校にあつては第七十七条において準用する第七七条、連携型中学校にあつては第七十六条）又は第七十四条」と、第五十五条の二中「第三十条第一項」とあるのは「第四十六条」と読み替えるものとする。

（一九九文科令四〇・追加、平二〇文科令五・一部改正）

第六章 高等学校（一九九文科令四〇・追加）

第一節 設備、編制、学科及び教育課程

（一九九文科令四〇・追加）

第八十条 高等学校の設備、編制、学科の種類その他設置に関する事項は、この節に定めるもののほか、高等学校設置基準（平成十六年文部科学省令第二十号）の定めるところによる。

（一九九文科令四〇・追加）

第八十一条 二以上の学科を置く高等学校には、専門教育を主とする学科（以下「専門学科」という。）ごとに学科主任を置き、農業に関する専門学科を置く高等学校には、農場長を置くものとする。

一一一

学校学習指導要領によるものとする。

（一九九文科令四〇・追加）

第八十五条 高等学校の教育課程に関し、その改善に資する研究を行うため特に必要があり、かつ、生徒の教育上適切な配慮がなされていると文部科学大臣が認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、前二条の規定によらないことができる。

（一九九文科令四〇・追加）

第八十五条の二 文部科学大臣が、高等学校において、当該高等学校又は当該高等学校が設置されている地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するため、当該高等学校又は当該地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要がある、かつ、当該特別の教育課程について、教育基本法及び学校教育法第五十一条の規定等に照らして適切であり、生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして文部科学大臣が定める基準を満たしていると認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第八十三条又は第八十四条の規定の全部又は一部によらないことができる。

（平二〇文科令五・追加）

第八十六条 高等学校において、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間高等学校を欠席していると認められる生徒、高等学校を退学し、その後高等学校に入学していないと認められる者又は学校教育法第五十七条に規定する高等学校の入学資格を有するが、高等学校に入学していないと認められる者を対象として、

一一一

一一一

その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると文部科学大臣が認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第八十三条又は第八十四条の規定によらないことができる。

（一九九文科令四〇・追加）

第八十七条 高等学校（学校教育法第七十一条の規定により中学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型高等学校」という。）を除く。）においては、中学校における教育との一貫性に配慮した教育を施すため、当該高等学校の設置者が当該中学校の設置者との協議に基づき定めるところにより、教育課程を編成することができる。

2 前項の規定により教育課程を編成する高等学校（以下「連携型高等学校」という。）は、連携型中学校と連携し、その教育課程を実施するものとする。

（一九九文科令四〇・追加）

第八十八条 連携型高等学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準の特例として文部科学大臣が別に定めるところによるものとする。

（一九九文科令四〇・追加）

第八十九条 高等学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書のない場合には、当該高等学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができる。

（一九九文科令四〇・追加）

第二十六編 教育（学校教育法施行規則）

第二十六編 教育（学校教育法施行規則）

支障がない場合には、転学を許可することができる。

2 全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程相互の間の転学又は転籍については、修得した単位に依りて、相当学年に転入することができる。

（一九九文科令四〇・追加）

第九十三条 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が外国の高等学校に留学することを許可することができる。

2 校長は、前項の規定により留学することを許可された生徒について、外国の高等学校における履修を高等学校における履修とみなし、三十六単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

3 校長は、前項の規定により単位の修得を認定された生徒について、第百四条第一項において準用する第五十九条又は第百四条第二項に規定する学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

（一九九文科令四〇・追加、平三文科令八・一部改正）

第九十四条 生徒が、休学又は退学をしようとするときは、校長の許可を受けなければならない。

（一九九文科令四〇・追加）

第九十五条 学校教育法第五十七条の規定により、高等学校入学に関し、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 外国において、学校教育における九年の課程を修了した者
- 二 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとし

第二節 入学、退学、転学、留学、休学及び卒業等

（一九九文科令四〇・追加）

第九十条 高等学校の入学は、第七十八条の規定により送付された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査（以下この条において「学力検査」という。）の成績等を資料として行う入学者の選抜に基づいて、校長が許可する。

2 学力検査は、特別の事情のあるときは、行わないことができる。

3 調査書は、特別の事情のあるときは、入学者の選抜のための資料としないことができる。

4 連携型高等学校における入学者の選抜は、第七十五条第一項の規定により編成する教育課程に係る連携型中学校の生徒については、調査書及び学力検査の成績以外の資料により行うことができる。

5 公立の高等学校に係る学力検査は、当該高等学校を設置する都道府県又は市町村の教育委員会が行う。

（一九九文科令四〇・追加）

第九十一条 第一学年の途中又は第二学年以上に入学を許可される者は、相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められた者とする。

（一九九文科令四〇・追加）

第九十二条 他の高等学校に転学を志望する生徒のあるときは、校長は、その事由を具し、生徒の在学証明書その他必要な書類を転学先の校長に送付しなければならない。転学先の校長は、教育上

二二三

二二四

て認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

三 文部科学大臣の指定した者

四 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和四十一年文部省令第三十六号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

五 その他高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

（一九九文科令四〇・追加）

第九十六条 校長は、生徒の高等学校の全課程の修了を認めるに当たっては、高等学校学習指導要領の定めるところにより、七十四単位以上を修得した者について行わなければならない。ただし、第八十五条、第八十五条の二又は第八十六条の規定により、高等学校の教育課程に関し第八十三条又は第八十四条の規定によらない場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより行うものとする。

（一九九文科令四〇・追加、平二〇文科令五・一部改正）

第九十七条 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が当該校長の定めるところにより他の高等学校又は中等教育学校の後期課程において一部の科目の単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該生徒の在学する高等学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。

2 前項の規定により、生徒が他の高等学校又は中等教育学校の後期課程において一部の科目の単位を修得する場合においては、当該他の高等学校又は中等教育学校の校長は、当該生徒について一

部の科目の履修を許可することができる。

- 3 同一の高等学校に置かれている全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程相互の間の併修については、前二項の規定を準用する。

平一九文科令四〇・追加

第九十八条 校長は、教育上有益と認めるときは、当該校長の定めるところにより、生徒が行う次に掲げる学修を当該生徒の在学する高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。

- 一 大学、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程における学修その他の教育施設等における学修で文部科学大臣が別に定めるもの
- 二 知識及び技能に関する審査で文部科学大臣が別に定めるものに係る学修
- 三 ボランティア活動その他の継続的に行われる活動（当該生徒の在学する高等学校の教育活動として行われるものを除く。）に係る学修で文部科学大臣が別に定めるもの

平一九文科令四〇・追加

第九十九条 第九十七条の規定に基づき加えることのできる単位数及び前条の規定に基づき与えることのできる単位数の合計数は二十六を超えないものとする。

平一九文科令四〇・追加

第一百条 校長は、教育上有益と認めるときは、当該校長の定めると

第二十六編 教育（学校教育法施行規則）

第二十六編 教育（学校教育法施行規則）

定めるに当たっては、勤労青年の教育上適切な配慮をするよう努めるものとする。

平一九文科令四〇・追加

第一百三条 高等学校においては、第百四条第一項において準用する第五十七条（各学年の課程の修了に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、学年による教育課程の区分を設けないことができる。

- 2 前項の規定により学年による教育課程の区分を設けない場合における入学等に関する特例その他必要な事項は、単位制高等学校教育規程（昭和六十三年文部省令第六号）の定めるところによる。

平一九文科令四〇・追加

第一百四条 第四十三條から第四十九條まで（第四十六條を除く）、第五十四條、第五十七條から第七十一條まで（第六十九條を除く。）の規定は、高等学校に準用する。

- 2 前項の規定において準用する第五十九條の規定にかかわらず、修業年限が三年を超える定時制の課程を置く場合は、その最終の学年は、四月一日に始まり、九月三十日に終わるものとすることができる。

- 3 校長は、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないときは、第一項において準用する第五十九條に規定する学年の途中においても、学期の区分に従い、入学（第九十一條に規定する入学を除く。）を許可し並びに各学年の課程の修了及び卒業を認めること

ころにより、生徒が行う次に掲げる学修（当該生徒が入学する前に行つたものを含む。）を当該生徒の在学する高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。

- 一 高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）の定めるところにより合格点を得た試験科目（同令附則第二条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和二十六年文部省令第十三号。以下「旧規程」という。）の定めるところにより合格点を得た受検科目を含む。）に係る学修

- 二 高等学校の別科における学修で第八十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する高等学校学習指導要領の定めるところに準じて修得した科目に係る学修

平一九文科令四〇・追加

第三節 定時制の課程及び通信制の課程並びに学年による教育課程の区分を設けない場合その他

平一九文科令四〇・追加

第一百一条 通信制の課程の設備、編制その他に關し必要な事項は、この章に定めるものは、高等学校通信教育規程（昭和三十七年文部省令第三十二号）の定めるところによる。

- 2 第八十条（施設、設備及び編制に係るものに限る。）並びに第百四条において準用する第五十九條及び第六十一條から第六十三條までの規定は、通信制の課程に適用しない。

平一九文科令四〇・追加

第一百二条 高等学校の定時制の課程又は通信制の課程の修業年限を

二一五

二一六

ができる。

平一九文科令四〇・追加

第七章 中等教育学校並びに併設理中学校及び併設理高等学校 校 平一九文科令四〇・追加

第一節 中等教育学校 平一九文科令四〇・追加

第一百五條 中等教育学校の設置基準は、この章に定めるものは、別に定める。

平一九文科令四〇・追加

第一百六條 中等教育学校の前期課程の設備、編制その他設置に関する事項については、中学校設置基準の規定を準用する。

- 2 中等教育学校の後期課程の設備、編制、学科の種類その他設置に関する事項については、高等学校設置基準の規定を準用する。

平一九文科令四〇・追加

第一百七條 次條第一項において準用する第七十二條に規定する中等教育学校の前期課程の各学年における各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第四に定める授業時数を標準とする。

平一九文科令四〇・追加 平二〇文科令五・一部改正

第一百八條 中等教育学校の前期課程の教育課程については、第五十条第二項、第五十五條から第五十六條まで及び第七十二條の規定並びに第七十四條の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指導要領の規定を準用する。この場合において、第五十五條

から第五十六条までの規定中「第五十条第二項、第五十一条又は第五十二条」とあるのは、「第百七条又は第百八条第一項において準用する第七十二条若しくは第七十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指導要領」と、第五十五条の二中「第三十条第二項」とあるのは「第六十七条第二項」と読み替えるものとする。

2 中等教育学校の後期課程の教育課程については、第八十三条及び第八十五条から第八十六条までの規定並びに第八十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する高等学校学習指導要領の規定を準用する。この場合において、第八十五条中「前二条」とあり、並びに第八十五条の二及び第八十六条中「第八十三条又は第八十四条」とあるのは、「第百八条第二項において準用する第八十三条又は第八十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する高等学校学習指導要領」と、第八十五条の二中「第五十一条」とあるのは「第六十七条第二項」と読み替えるものとする。

平一九文科令四〇・追加、平二〇文科令五・一部改正

第百九条 中等教育学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準の特例として文部科学大臣が別に定めるところによるものとする。

平一九文科令四〇・追加

第百十条 中等教育学校の入学は、設置者の定めるところにより、校長が許可する。

2 前項の場合において、公立の中等教育学校については、学力検

第二十六編 教育 (学校教育法施行規則)

二一七

第二十六編 教育 (学校教育法施行規則)

二一八

において準用する第八十三条又は第八十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する高等学校学習指導要領」と読み替えるものとする。

平一九文科令四〇・追加、平二〇文科令五・一部改正

第二節 併設型中学校及び併設型高等学校の教育課程及び入学 平一九文科令四〇・追加

第百十四条 併設型中学校の教育課程については、第五章に定めるもののほか、教育課程の基準の特例として文部科学大臣が別に定めるところによるものとする。

2 併設型高等学校の教育課程については、第六章に定めるもののほか、教育課程の基準の特例として文部科学大臣が別に定めるところによるものとする。

平一九文科令四〇・追加

第百十五条 併設型中学校及び併設型高等学校においては、中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施すため、設置者の定めるところにより、教育課程を編成するものとする。

平一九文科令四〇・追加

第百十六条 第九十条第一項の規定にかかわらず、併設型高等学校においては、当該高等学校に係る併設型中学校の生徒については入学者の選抜は行わないものとする。

平一九文科令四〇・追加

第百十七条 第百七条及び第百十条の規定は、併設型中学校に準用する。

査を行わないものとする。

平一九文科令四〇・追加

第百十一条 中等教育学校の後期課程の通信制の課程の設備、編制その他に関し必要な事項は、この章に定めるもののほか、高等学校通信教育規程の規定を準用する。

平一九文科令四〇・追加

第百十二条 次条第三項において準用する第百三条第一項の規定により学年による教育課程の区分を設けない場合における入学等に関する特例その他必要な事項は、単位制高等学校教育規程の規定を準用する。

平一九文科令四〇・追加

第百十三条 第四十三条から第四十九条まで(第四十六条を除く)、第五十四条、第五十七条、第五十八条、第五十九条から第七十一条まで(第六十九条を除く)、第八十二条、第九十一条及び第九十四条の規定は、中等教育学校に準用する。

2 第七十八条の規定は、中等教育学校の前期課程に準用する。

3 第八十一条、第八十九条、第九十二条、第九十三条、第九十六条から第百条まで、第百一条第二項、第百二条、第百三条第一項及び第百四条第二項の規定は、中等教育学校の後期課程に準用する。この場合において、第九十六条中「第八十五条、第八十五条の二又は第八十六条」とあるのは「第百八条第二項において読み替えて準用する第八十五条、第八十五条の二又は第八十六条」と、第八十三条又は第八十四条」とあるのは「第百八条第二項

平一九文科令四〇・追加

第八章 特別支援教育 平一九文科令四〇・追加

第百十八条 特別支援学校の設置基準及び特別支援学級の設備編制は、この章に規定するもののほか、別に定める。

平一九文科令四〇・追加

第百十九条 特別支援学校においては、学校教育法第七十二条に規定する者に対する教育のうち当該特別支援学校が行うものを学則その他の設置者の定める規則(次項において「学則等」という。)で定めるとともに、これについて保護者等に対して積極的に情報を提供するものとする。

2 前項の学則等を定めるに当たっては、当該特別支援学校の施設及び設備等の状況並びに当該特別支援学校の所在する地域における障害のある児童等の状況について考慮しなければならない。

平一九文科令四〇・追加

第百二十条 特別支援学校の幼稚部において、主幹教諭、指導教諭又は教諭(以下「教諭等」という。)一人の保育する幼児数は、八人以下を標準とする。

2 特別支援学校の小学部又は中学部の一学級の児童又は生徒の数は、法令に特別の定めのある場合を除き、視覚障害者又は聴覚障害者である児童又は生徒に対する教育を行う学級にあつては十人以下を、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。以下同じ。)である児童又は生徒に対する教育を行う学級にあつては十五人以下を標準とし、高等部の同時に授業を受ける一

学級の生徒数は、十五人以下を標準とする。

平一九文科令四〇・追加

第百二十一条 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。ただし、特別の事情がある場合においては、数学年の児童又は生徒を一学級に編制することができる。

2 特別支援学校の幼稚部における保育は、特別の事情のある場合を除いては、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者の別ことに行うものとする。

3 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部の学級は、特別の事情のある場合を除いては、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の別ことに編制するものとする。

平一九文科令四〇・追加

第百二十二条 特別支援学校の幼稚部においては、同時に保育される幼児数八人につき教諭等を一人置くことを基準とする。

2 特別支援学校の小学部においては、校長のほか、一学級当たり教諭等を一人以上置かなければならない。

3 特別支援学校の中学部においては、一学級当たり教諭等を二人置くことを基準とする。

4 視覚障害者である生徒及び聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部においては、自立教科(理療、理学療法、理容その他の職業についての知識技能の修得に関する教科をいう。)を担任するため、必要な数の教員を置かなければなら

第二十六編 教育 (学校教育法施行規則)

二一九

第二十六編 教育 (学校教育法施行規則)

二二〇

る。

2 主事は、その部に属する教諭等をもつて、これに充てる。校長の監督を受け、部に関する校務をつかさどる。

平一九文科令四〇・追加

第百二十六条 特別支援学校の小学部の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によつて編成するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、知的障害者である児童を教育する場合は、生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育の各教科、道徳、特別活動並びに自立活動によつて教育課程を編成するものとする。

平一九文科令四〇・追加 平二二文科令三三・一部改正

第百二十七条 特別支援学校の中学部の教育課程は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語の各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によつて編成するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、知的障害者である生徒を教育する場合は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育及び職業・家庭の各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によつて教育課程を編成するものとする。ただし、必要がある場合には、外国語科を加えて教育課程を編成することができる。

ない。

5 前四項の場合において、特別の事情があり、かつ、教育上支障がないときは、校長、副校長若しくは教頭が教諭等を兼ね、又は助教諭若しくは講師をもつて教諭等に代えることができる。

平一九文科令四〇・追加

第百二十三条 寄宿舎指導員の数は、寄宿舎に寄宿する児童等の数を六で除して得た数以上を標準とする。

平一九文科令四〇・追加

第百二十四条 寄宿舎を設ける特別支援学校には、寮務主任及び舎監を置かなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第四項に規定する寮務主任の担当する寮務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは寮務主任を、第五項に規定する舎監の担当する寮務を整理する主幹教諭を置くときは舎監を、それぞれ置かないことができる。

3 寮務主任及び舎監は、指導教諭又は教諭をもつて、これに充てる。

4 寮務主任は、校長の監督を受け、寮務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

5 舎監は、校長の監督を受け、寄宿舎の管理及び寄宿舎における児童等の教育に当たる。

平一九文科令四〇・追加

第百二十五条 特別支援学校には、各部に主事を置くことができ

平一九文科令四〇・追加 平二二文科令三三・一部改正

第百二十八条 特別支援学校の高等部の教育課程は、別表第三及び別表第五に定める各教科に属する科目、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によつて編成するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、知的障害者である生徒を教育する場合は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業、家庭、外国語、情報、家政、農業、工業、流通・サービス及び福祉の各教科、第百二十九条に規定する特別支援学校高等部学習指導要領で定めるこれら以外の教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によつて教育課程を編成するものとする。

平一九文科令四〇・追加 平二二文科令三三・一部改正

第百二十九条 特別支援学校の幼稚部の教育課程その他の保育内容並びに小学部、中学部及び高等部の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程その他の保育内容又は教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する特別支援学校幼稚部教育要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領によるものとする。

平一九文科令四〇・追加 平二二文科令三三・一部改正

第百三十条 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、特に必要がある場合は、第百二十六条から第百二十八条までに規定する各教科(次項において「各教科」という。)又は別表第三及び別表第五に定める各教科に属する科目の全部又は一部に

ついて、合わせて授業を行うことができる。

2 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。

（一九九教科令四〇・追加、平二二文科令三・一部改正）

第二百一十一条 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部において、複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合又は教員を派遣して教育を行う場合において、特に必要があるときは、第二百二十六条から第二百二十九条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

2 前項の規定により特別の教育課程による場合において、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用することが適当でないときは、当該学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができる。

（一九九教科令四〇・追加）

第二百一十二条 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部の教育課程に関し、その改善に資する研究を行うため特に必要があり、かつ、児童又は生徒の教育上適切な配慮がなされていると文部科学大臣が認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第二百二十六条から第二百二十九条までの規定によらないこ

第二十六編 教育（学校教育法施行規則）

一一一

第二十六編 教育（学校教育法施行規則）

一一三

（一九九教科令四〇・追加）

第二百一十五条 第四十三条から第四十九条まで（第四十六条を除く）、第五十四条、第五十九条から第六十三条まで、第六十五条から第六十八条まで及び第八十二条の規定は、特別支援学校に準用する。

2 第五十七条、第五十八条、第六十四条及び第八十九条の規定は、特別支援学校の小学部、中学部及び高等部に準用する。

3 第三十五条、第五十条第二項及び第五十二条の規定は、特別支援学校の小学部に準用する。

4 第三十五条、第五十条第二項、第七十条、第七十一条及び第七十八条の規定は、特別支援学校の中学部に準用する。

5 第七十条、第七十一条、第八十一条、第九十条第一項から第三項まで、第九十一条から第九十五条まで、第九十七条第一項及び第二項、第九十八条から第百条まで並びに第百四条第三項の規定は、特別支援学校の高等部に準用する。この場合において、第九十七条第一項及び第二項中「他の高等学校又は中等教育学校の後期課程」とあるのは「他の特別支援学校の高等部、高等学校又は中等教育学校の後期課程」と、同条第二項中「当該他の高等学校又は中等教育学校」とあるのは「当該他の特別支援学校、高等学校又は中等教育学校」と読み替えるものとする。

（一九九教科令四〇・追加）

第二百一十六条 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級の一学級の児童又は生徒の数は、法令に特

とができる。

（一九九教科令四〇・追加）

第二百一十二条の二 文部科学大臣が、特別支援学校の小学部、中学部又は高等部において、当該特別支援学校又は当該特別支援学校が設置されている地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するため、当該特別支援学校又は当該地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要がある、かつ、当該特別の教育課程について、教育基本法及び学校教育法第七十二条の規定等に照らして適切であり、児童又は生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして文部科学大臣が定める基準を満たしていると認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第二百二十六条から第二百二十九条までの規定の一部又は全部によらないことができる。

（二〇二〇教科令五・追加）

第二百一十三条 校長は、生徒の特別支援学校の高等部の全課程の修了を認めるに当たっては、特別支援学校高等部学習指導要領に定めるところにより行うものとする。ただし、前二条の規定により、特別支援学校の高等部の教育課程に関し第二百一十二条及び第二百一十九条の規定によらない場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより行うものとする。

（一九九教科令四〇・追加、平二〇二〇教科令五・一部改正）

第二百一十四条 特別支援学校の高等部における通信教育に関する事項は、別に定める。

別の定めのある場合を除き、十五人以下を標準とする。

（一九九教科令四〇・追加）

第二百一十七条 特別支援学級は、特別の事情のある場合を除いては、学校教育法第八十一条第二項各号に掲げる区分に従つて置くものとする。

（一九九教科令四〇・追加）

第二百一十八条 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第五十条第一項、第五十一条及び第五十二条の規定並びに第七十二条から第七十四条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

（一九九教科令四〇・追加）

第二百一十九条 前条の規定により特別の教育課程による特別支援学級においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書を使用することが適当でない場合には、当該特別支援学級を置く学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができる。

（一九九教科令四〇・追加）

第二百二十条 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第一項、第五十一条及び第五十

二条の規定並びに第七十二条から第七十四条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

- 一 言語障害者
- 二 自閉症者
- 三 情緒障害者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 学習障害者
- 七 注意欠陥多動性障害者
- 八 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

（平一九文科令四〇・追加）

第百四十一条 前条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、児童又は生徒が、当該小学校、中学校又は中等教育学校の設置者の定めるところにより他の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において受けた授業を、当該小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

（平一九文科令四〇・追加）

第九章 大学（平一九文科令四〇・旧第五五章下）

第一節 設備、編制、学部及び学科

第百四十二条 大学（大学院を含み、短期大学を除く。以下この項

第二十六編 教育（学校教育法施行規則）

第二十六編 教育（学校教育法施行規則）

る。  
2 前項の施設を他の大学の利用に供する場合において、当該施設が大学教育の充実特に資するときは、教育関係共同利用拠点として文部科学大臣の認定を受けることができる。

（平二二文科令三〇・追加）

第百四十三条の三 大学には、学校教育法第九十六条の規定により大学に附置される研究施設として、大学の教員その他の者で当該研究施設の目的たる研究と同一の分野の研究に従事する者に利用させるものを置くことができる。

2 前項の研究施設のうち学術研究の発展に特に資するものは、共同利用・共同研究拠点として文部科学大臣の認定を受けることができる。

（平二〇文科令三二・追加、平二二文科令三〇・旧第百四十三条の二繰下）

第二節 入学、退学、転学、留学、休学及び卒業等

（平一九文科令四〇・追加）

第百四十四条 学生の入学、退学、転学、留学、休学及び卒業は、教授会の議を経て、学長が定める。

（平一九文科令四〇・追加）

第百四十五条 学位に関する事項は、学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）の定めるところによる。

（平一九文科令四〇・追加）

第百四十六条 学校教育法第八十八条に規定する修業年限の通算

において同じ。）の設備、編制、学部及び学科に関する事項、教員の資格に関する事項、通信教育に関する事項その他大学の設置に関する事項は、大学設置基準（昭和三十二年文部省令第二十八号）、大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）及び専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）の定めるところによる。

㉔ 短期大学の設備、編制、学科、教員の資格、通信教育に関する事項その他短期大学の設置に関する事項は、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）及び短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）の定めるところによる。

（昭二五文科令二六・昭三二文科令二八・昭四九文科令二八・昭五〇文科令二一）

（昭五六文科令三三・昭五七文科令三三・平三三文科令三七・平二五文科令二五・一部

改正、平一九文科令四〇・旧第六十六條下）

第百四十三条 教授会は、その定めるところにより、教授会に属する職員のうちの一部の者をもつて構成される代議員会、専門委員会等（次項において「代議員会等」という。）を置くことができる。

2 教授会は、その定めるところにより、代議員会等の議決をもつて、教授会の議決とすることができる。

（平七文科令二一・追加、平一九文科令四〇・旧第六十六條の二繰下）

第百四十三条の二 大学における教育に係る施設は、教育上支障がないと認められるときは、他の大学の利用に供することができる

は、大学の定めるところにより、大学設置基準第三十一条第一項又は短期大学設置基準第十七条第一項に規定する科目等限修生（大学の学生以外の者に限る。）として一の大学において一定の単位（同法第九十条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を修得した者に対し、大学設置基準第三十条第一項又は短期大学設置基準第十六条第一項の規定により当該大学に入学した後に修得したものとみなすことのできる当該単位数、その修得に要した期間その他大学が必要と認める事項を勘案して行うものとする。

（平一九文科令四〇・追加）

第百四十七条 学校教育法第八十九条に規定する卒業の認定は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する場合（学生が授業科目の構成等の特別の事情を考慮して文部科学大臣が別に定める課程に在学する場合を除く。）に限り行うことができる。

一 大学が、学修の成果に係る評価の基準その他の学校教育法第八十九条に規定する卒業の認定の基準を定め、それを公表していること。

二 大学が、大学設置基準第二十七条の二に規定する履修科目として登録することができる単位数の上限を定め、適切に運用していること。

三 学校教育法第八十七条第一項に定める学部の課程を履修する学生が、卒業の要件として修得すべき単位を修得し、かつ、当該単位を優秀な成績をもって修得したと認められること。

四 学生が、学校教育法第八十九条に規定する卒業を希望していること。

（一九九九年法律四〇号）追加

第百四十八条 学校教育法第八十七条第一項ただし書の規定により修業年限を四年を超えるものとする学部在学する学生にあつては、同法第八十九条の規定により在学すべき期間は、四年とする。

（一九九九年法律四〇号）追加

第百四十九条 学校教育法第八十九条の規定により、一の大学（短期大学を除く。以下この条において同じ。）に三年以上在学したものに準ずる者を、次の各号のいずれかに該当する者であつて、在学期間が通算して三年以上となつたものと定める。

- 一 第百四十七条第一号及び第二号の要件を満たす一の大学から他の当該各号の要件を満たす大学へ転学した者
- 二 第百四十七条第一号及び第二号の要件を満たす大学を退学した者であつて、当該大学における在学期間以下の期間を別の当該各号の要件を満たす大学の修業年限に通算されたもの
- 三 第百四十七条第一号及び第二号の要件を満たす大学を卒業した者であつて、当該大学における修業年限以下の期間を別の当該各号の要件を満たす大学の修業年限に通算されたもの

（一九九九年法律四〇号）追加

第百五十条 学校教育法第九十条第一項の規定により、大学入学に關し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められ

第二十六編 教育（学校教育法施行規則）

第二十六編 教育（学校教育法施行規則）

り、同項の入学に關する制度が適切に運用されるよう工夫を行うものとする。

（一九九九年法律四〇号）追加

第百五十二条 学校教育法第九十条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に關する制度の運用の状況について、同法第九十条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。

（一九九九年法律四〇号）追加

第百五十三条 学校教育法第九十条第二項に規定する文部科学大臣の定める年数は、二年とする。

（一九九九年法律四〇号）追加

第百五十四条 学校教育法第九十条第二項の規定により、高等学校に文部科学大臣が定める年数以上在学した者に準ずる者を、次の各号のいずれかに該当する者と定める。

- 一 中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部又は高等専門学校に二年以上在学した者
- 二 外国において、学校教育における九年の課程に引き続く学校教育の課程に二年以上在学した者
- 三 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定したものを含む。）の当該課程に二年以上在学した者
- 四 第百五十条第三号の規定により文部科学大臣が別に指定する

る者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 外国において学校教育における十二年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したものと
- 二 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 三 専修学校の高等課程（修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 四 文部科学大臣の指定した者
- 五 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。）
- 六 学校教育法第九十条第二項の規定により大学に入学した者であつて、当該者をその後に入学者とする大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- 七 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、十八歳に達したものの

（一九九九年法律四〇号）追加

第百五十一条 学校教育法第九十条第二項の規定により学生を入学させる大学は、特に優れた資質を有すると認めるに当たつては、入学しようとする者の在学する学校の校長の推薦を求める等によ

二二五

二二六

専修学校の高等課程に同号に規定する文部科学大臣が定める日以後において二年以上在学した者

- 五 文部科学大臣が指定した者
- 六 高等学校卒業程度認定試験規則第四条に定める試験科目の全部（試験の免除を受けた試験科目を除く。）について合格点を得た者（旧規程第四条に規定する受験科目の全部（旧検定の一部免除を受けた者については、その免除を受けた科目を除く。）について合格点を得た者を含む。）で、十七歳に達したものの

（一九九九年法律四〇号）追加

第百五十五条 学校教育法第九十一条第二項又は第百二条第一項本文の規定により、大学（短期大学を除く。以下この項において同じ。）の専攻科又は大学院への入学に關し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、第七号及び第八号については、大学院への入学に係るものに限る。

- 一 学校教育法第百四条第四項の規定により学士の学位を授与された者
- 二 外国において、学校教育における十六年（医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程（当該課程に係る研究科の基礎となる学部の修業年限が六年であるものに限る。以下同じ。）又は獣医学を履修する博士課程への入学については、十八年）の課程を修了した者

- 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における十六年（医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、十八年）の課程を修了した者
- 四 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における十六年（医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、十八年）の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 五 専修学校の専門課程（修業年限が四年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 六 文部科学大臣の指定した者
- 七 学校教育法第百二条第二項の規定により大学院に入学した者であつて、当該者をその後に入学者とする大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
- 八 大学院において、個別の入学者資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、二十二歳（医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する

第二十六編 教育（学校教育法施行規則）

第二十六編 教育（学校教育法施行規則）

制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

- 六 その他短期大学の専攻科において、短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

（一九九九年四月二〇日）

第百五十六条 学校教育法第百二条第一項ただし書の規定により、大学院への入学に関し修士の学位又は同法第百四条第一項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 外国において修士の学位又は専門職学位（学校教育法第百四条第一項の規定に基づき学位規則第五条の二に規定する専門職学位をいう。以下この条において同じ。）に相当する学位を授与された者
- 二 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 三 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 四 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十一年法律第七十二号）第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会

- 博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、二十四歳）に達したものと
- 2 学校教育法第九十一条第二項の規定により、短期大学の専攻科への入学に関し短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
  - 一 高等専門学校を卒業した者（修業年限を二年とする短期大学の専攻科への入学に限る。）
  - 二 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第百三十二条の規定により大学に編入学することができるもの（修業年限を三年とする短期大学の専攻科への入学については、修業年限を三年以上とする専修学校の専門課程を修了した者に限る。）
  - 三 外国において、学校教育における十四年（修業年限を三年とする短期大学の専攻科への入学については、十五年）の課程を修了した者
  - 四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における十四年（修業年限を三年とする短期大学の専攻科への入学については、十五年）の課程を修了した者
  - 五 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における十四年（修業年限を三年とする短期大学の専攻科への入学については、十五年）の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育

二二七

二二八

決議に基づき設立された国際連合大学（次号及び第百六十二条において「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

- 五 外国の学校、第三号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第十六条の二に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- 六 文部科学大臣の指定した者
- 七 大学院において、個別の入学者資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、二十四歳に達したものと

（一九九九年四月二〇日、昭和五十七年四月六日）

五

第百五十七条 学校教育法第百二条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項に規定する大学の定める単位その他必要な事項をあらかじめ公表するなど、同項の入学に関する制度が適切に運用されるよう配慮するものとする。

（一九九九年四月二〇日）

第百五十八条 学校教育法第百二条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。

（一九九九年四月二〇日）



院の課程に係る分野について評価を行うもののうち、適正な評価を行うと国際的に認められたものとして文部科学大臣が指定した団体から、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について定期的に評価を受け、その結果を公表するとともに、文部科学大臣に報告することとする。

（平二三文科令二八・令改）

第百六十八条 学校教育法第百九条第二項の認証評価に係る同法第百十条第一項の申請は、大学又は短期大学の学校の種類に応じ、それぞれ行うものとする。

2 学校教育法第百九条第三項の認証評価に係る同法第百十条第一項の申請は、専門職大学院の課程に係る分野ごとに行うものとする。

（平二六文科令八・追加、平一九文科令四〇・旧第七十一条の四様下・一部改正）

第百六十九条 学校教育法第百十条第一項の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出して行うものとする。

- 一 名称及び事務所の所在地
- 二 役員（申請者が人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものである場合においては、当該代表者又は管理人の氏名）
- 三 評価の対象
- 四 大学評価基準及び評価方法
- 五 評価の実施体制

第二十六編 教育（学校教育法施行規則）

第二十六編 教育（学校教育法施行規則）

目を定める省令（平成十六年文部科学省令第七号）の定めるところによる。

（平二六文科令八・追加、平一九文科令四〇・旧第七十一条の六様下・一部改正、平二三文科令二五・一部改正）

第百七十一条 学校教育法第百十条第四項に規定する公表は、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

（平二六文科令八・追加、平一九文科令四〇・旧第七十一条の七様下・一部改正）

第百七十二条 学校教育法第百十条第五項に規定する文部科学大臣の定める事項は、第百六十九条第一項第一号から第三号まで及び第五号から第八号までに掲げる事項とする。

（平二六文科令八・追加、平一九文科令四〇・旧第七十一条の八様下・一部改正）

第百七十二条之二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

- 一 大学の教育研究上の目的に関する事
- 二 教育研究上の基本組織に関する事
- 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事
- 四 入学者に関する受入方針及び入学者の教、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事

- 六 評価の結果の公表の方法
- 七 評価の周期
- 八 評価に係る手数料の額
- 九 その他評価の実施に関し参考となる事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 定款若しくは章程行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
  - 一 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表（申請の日の属する事業年度に設立された法人（申請者が人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）にあつては、その設立時における財産目録）
  - 二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における大学の教育研究活動等の状況についての評価の業務の実施状況（当該評価の業務を実施していない場合にあつては、申請の日の属する事業年度及びその翌事業年度における認証評価の業務に係る実施計画）を記載した書面
- 四 認証評価の業務以外の業務を行っている場合には、その業務の種類及び概要を記載した書面

（平二六文科令八・追加、平一七文科令二・一部改正、平一九文科令四〇・旧第七十一条の五様下・一部改正）

第百七十条 学校教育法第百十条第三項に規定する細目は、学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細

二四二

二四二

- 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事
- 六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関する事
- 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する事
- 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する事
- 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事

2 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ、学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。

3 第一項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

（平二三文科令二五・追加）

第百七十三条 第五十八条の規定は、大学に準用する。

（昭二八文科令二五・昭三三文科令二四・昭五二文科令二九・平二二文科令一九・一部改正、平一九文科令四〇・旧第七十二条様下・一部改正）

第十章 高等専門学校（平一九文科令四〇・追加）

第百七十四条 高等専門学校の設備、編制、学科、教育課程、教員の資格に関する事項その他高等専門学校の設置に関する事項については、高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三

号)の定めるところによる。

甲一九文科令四〇・追加

第七十五條 高等専門学校には、教務主事及び学生主事を置くものとする。

- 2 高等専門学校には、寮務主事を置くことができる。
3 教務主事は、校長の命を受け、教育計画の立案その他教務に関することを掌理する。
4 学生主事は、校長の命を受け、学生の厚生補導に関すること(寮務主事を置く高等専門学校にあつては、寮務主事の所掌に属するものを除く。)を掌理する。
5 寮務主事は、校長の命を受け、寄宿舎における学生の厚生補導に関することを掌理する。

甲一九文科令四〇・追加

第七十六條 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が外国の高等学校又は大学に留学することを許可することができる。

2 校長は、前項の規定により留学することを許可された学生について、高等専門学校設置基準第二十條第三項により準用する同條第一項の規定により単位の修得を認定した場合においては、当該学生について、第七十九條において準用する第五十九條に規定する学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

甲一九文科令四〇・追加

第七十七條 学校教育法第九十九條第二項の規定により、高等専門学校の専攻科への入学に関し高等専門学校を卒業した者と同等

第二十六編 教育 (学校教育法施行規則)

第二十六編 教育 (学校教育法施行規則)

五條、第四百四條第三項、第六百六十四條から第六百六十六條まで並びに第六百六十九條から第七百七十二條の二までの規定は、高等専門学校に準用する。この場合において、第六百六十一條第三号中「教育委員会」とあるのは「教育委員会(公立大学法人の設置する高等専門学校にあつては、当該公立大学法人の理事長)」と、第六百六十四條第一項中「第五五條」とあるのは「第二百二十三條において準用する第五五條」と、同條第三項中「第九十條第一項の規定により大学」とあるのは「第一百八十八條の規定により高等専門学校」と、同條第四項中「大学設置基準、大学通信教育設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準及び短期大学通信教育設置基準」とあるのは「高等専門学校設置基準」と、同條第六項中「第五五條」とあるのは「第二百二十三條において準用する第五五條」と読み替えるものとする。

甲一九文科令四〇・追加、甲三三文科令二五・一部改正

第十一章 専修学校 甲一九文科令四〇・追加

第八十條 専修学校の設備、編制、授業、教員の資格その他専修学校の設置に関する事項は、専修学校設置基準(昭和五十一年文部省令第二号)の定めるところによる。

甲一九文科令四〇・追加

第八十一條 専修学校の生徒の入学、退学、休学等については、校長が定める。

甲一九文科令四〇・追加

第八十二條 学校教育法第二百五條第二項に規定する専修学校の高等課程の入学に関し中学校を卒業した者と同等以上の学力が

以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 短期大学を卒業した者
二 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第三百三十一條の規定により大学に編入学することができるもの
三 外国において、学校教育における十四年の課程を修了した者
四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における十四年の課程を修了した者
五 我が国において、外国の短期大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における十四年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するもの当該課程を修了した者
六 その他高等専門学校の専攻科において、高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

甲一九文科令四〇・追加

第七十八條 高等専門学校を卒業した者は、編入学しようとする大学の定めるところにより、当該大学の修業年限から、二年以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができる。

甲一九文科令四〇・追加

第七十九條 第五十七條から第六十二條まで、第九十條第一項及び第二項、第九十一條、第九十二條第一項、第九十四條、第九十

二四三

あると認められる者は、第九十五條各号のいずれかに該当する者とする。この場合において、同條第五号中「高等学校」とあるのは「専修学校」とする。

甲一九文科令四〇・追加

第八十三條 学校教育法第二百五條第三項に規定する専修学校の専門課程の入学に関し高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められる者は、同法第九十條第一項に規定する通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)若しくは第五百五十條第一号、第二号、第四号若しくは第五号に該当する者又は次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 修業年限が三年以上の専修学校の高等課程を修了した者
二 学校教育法第九十條第二項の規定により大学に入学した者であつて、当該者をその後に入學させる専修学校において、高等専門学校を卒業した者に準ずる学力があると認められたもの
三 専修学校において、個別の入學資格審査により、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められた者で、十八歳に達したものの

甲一九文科令四〇・追加

第八十三條の二 専修学校設置基準第三條第二項の規定により置かれる専修学校の学科のうち、同令第四條第一項に規定する昼間学科及び夜間等学科においては、学年による教育課程の区分を設け、各学年ごとに、当該学年における生徒の平常の成績を評価して、当該学年の課程の修了の認定を行ふものとする。

A [日法九八〇八・九] ㊦

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する学科においては、教育上有益と認めるときは、学年による教育課程の区分を設けないことができる。

(平二四文科令一四・追加)

第百八十三条の三 前条第二項に規定する学科において、全課程の修了を認めるに当たっては、専修学校設置基準第十七条(前条第二項の規定により学年による教育課程の区分を設けない学科にあつては同令第二十七条、同令第五条第二項に規定する通信制の学科にあつては同令第三十七条)に規定する要件を満たす者について行わなければならない。

(平二四文科令一四・追加)

第百八十四条 専修学校の学年の始期及び終期は、校長が定める。

(平一九文科令四〇・追加)

第百八十五条 専修学校には、校長及び教員のほか、助手、事務職員その他の必要な職員を置くことができる。

(平一九文科令四〇・追加)

第百八十六条 学校教育法第百三十二条に規定する文部科学大臣の定める基準は、次のとおりとする。

- 一 修業年限が二年以上であること。
- 二 課程の修了に必要な総授業時数が別に定める授業時数以上であること。ただし、第百八十三条の二第二項の規定により学年による教育課程の区分を設けない学科及び専修学校設置基準第五条第一項に規定する通信制の学科にあつては、課程の修了に必要な総単位数が別に定める単位数以上であること。

第二十六編 教育 (学校教育法施行規則)

第二十六編 教育 (学校教育法施行規則)

可の申請及び専修学校の学科の設置に係る学則の変更の届出について、第六条、第七条、第十四条、第十九条、第二十五条から第二十八条まで、第五十八条、第六十条及び第六十六条から第六十八条までの規定は専修学校について、第百六十四条の規定は専門課程を置く専修学校について、それぞれ準用する。この場合において、第十九条中「公立又は私立の大学及び高等専門学校に係るものにあつては文部科学大臣、大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校に係るものにあつては都道府県教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校に係るものにあつては都道府県知事」とあるのは「市町村の設置する専修学校に係るものにあつては都道府県教育委員会、私立の専修学校に係るものにあつては都道府県知事」と、第二十七条中「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第百六十四条第一項中「第百五条」とあるのは「第百三十三条第一項において準用する第百五条」と、同条第三項中「第九十条第一項の規定により大学」とあるのは「第百二十五条第三項に規定する専修学校の専門課程」と、同条第四項中「大学設置基準、大学通信教育設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準及び短期大学通信教育設置基準」とあるのは「専修学校設置基準」と、同条第六項中「第百五条」とあるのは「第百三十三条第一項において準用する第百五条」と読み替えるものとする。

(平一九文科令四〇・追加、平二四文科令一四・一部改正)

2 前項の基準を満たす専修学校の専門課程を修了した者は、編入学しようとする大学の定めるところにより、当該大学の修業年限から、修了した専修学校の専門課程における修業年限に相当する年数以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができる。ただし、在学すべき期間は、一年を下つてはならない。

(平一九文科令四〇・追加、平二四文科令一四・一部改正)

第百八十七条 第三条及び第四条第一項の規定は、専修学校の設置(高等課程、専門課程又は一般課程の設置を含む。)の認可の申請について準用する。

2 専修学校設置基準第五条第一項に規定する通信制の学科を置く専修学校については、前項で準用する第三条の学則中に、前項で準用する第四条第一項各号に掲げる事項のほか、次の事項を記載しなければならない。

- 一 通信教育を行う区域に関する事項
- 二 面接による指導の実施に係る体制に関する事項

(平一九文科令四〇・追加、平二四文科令一四・一部改正)

第百八十八条 第十五条の規定は、専修学校の廃止(高等課程、専門課程又は一般課程の廃止を含む。)の認可の申請、専修学校の分校の廃止の届出及び専修学校の学科の廃止に係る学則の変更の届出について準用する。

(平一九文科令四〇・追加)

第百八十九条 第五条の規定は専修学校の名称、位置又は学則の変更の届出について、第十一条の規定は専修学校の目的の変更の認

二四五

第十二章 雑則 (平一九文科令四〇・旧第八條以下)

第百九十条 第三条から第七条まで、第十四条、第十五条、第十九条、第二十六条から第二十八条まで及び第六十六条から第六十八条までの規定は、各種学校に準用する。この場合において、第十九条中「公立又は私立の大学及び高等専門学校に係るものにあつては文部科学大臣、大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校に係るものにあつては都道府県教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校に係るものにあつては都道府県知事」とあるのは「市町村の設置する各種学校に係るものにあつては都道府県教育委員会、私立の各種学校に係るものにあつては都道府県知事」と、第二十七条中「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

(昭二八文科令二五・令改、昭三八文科令二・昭四五文科令一八・昭六三文科令三八・平二二文科令九・平二二文科令五三・平二五文科令三九・平一九文科令三四・一部改正、平一九文科令四〇・旧第七十八條以下・一部改正)

第百九十一条 前条に規定するものほか、各種学校に関し必要な事項は、各種学校規程(昭和三十二年文部省令第三十一号)の定めるところによる。

(昭三二文科令三二・令改、昭三七文科令二八・一部改正、平一九文科令四〇・旧第七十九條以下)

附 則

第一条 この省令は、昭和二十二年四月一日から、これを適用す

A [日法九八〇八・九] ㊦



る。

（平一九文科令四〇・旧第八十一条・一部改正）

**第二条** 従前の規定による師範学校、高等師範学校及び女子高等師範学校の附属国民学校及び附属幼稚園は、それぞれこれを学校教育法による小学校及び幼稚園とみなす。

② 従前の規定による盲学校及び聾学校の初等部並びにその予科は、それぞれこれを学校教育法による特別支援学校の小学部及び幼稚園とみなす。

（昭三七文科二八・平一九文科令五・一部改正 平一九文科令四〇・旧第八十三条・一部改正）

**第三条** 従前の規定による高等師範学校の附属中学校、女子高等師範学校の附属高等女学校、中学校、高等女学校及び実業学校並びに盲学校及び聾学校の中等部には、それぞれ学校教育法による中学校並びに盲学校及び聾学校の中学部を併置したものとみなす。

（昭三七文科二八・一部改正 平一九文科令四〇・旧第八十四条・一部改正）

**第四条** 私立学校令によつてのみ設立された学校（別に定めるものを除く。）は、学校教育法第百三十四条の規定による各種学校とみなす。

（平一九文科令四〇・旧第八十九条・一部改正）

**第五条** この省令適用の際、左表の上欄に掲げる学校の課程を修了した者は、これを下欄のように編入することができる。

第二十六編 教育（学校教育法施行規則）

第二十六編 教育（学校教育法施行規則）

国民学校高等科（師範教育令による附属国民学校高等科を含む。）及び青年学校普通科（師範教育令による附属青年学校の普通科を含む。）の左記学年の課程を修了した者	学校教育法による中学校へ編入できる学年
第一学年を修了した者	第二学年
第二学年を修了した者	第三学年

国民学校特修科又は青年学校本科の左記学年の課程を修了した者	学校教育法による中学校へ編入できる学年
第一学年を修了した者	第三学年

③ 国民学校高等科修了を入学資格とする中学校、高等女学校及び実業学校の第一学年に入学した者は、学校教育法による中学校の第三学年に入学した者とみなす。

④ 幼稚園令による幼稚園（師範教育令による附属幼稚園及び盲学校及聾学校令による盲学校及び聾学校の初等部の予科を含む。）に在園する幼児は、これをそのまま学校教育法による幼稚園に編入する。

⑤ 私立学校令によつてのみ設立された学校（別に定めるものを除く。）に在学する者は、これを学校教育法第百三十四条の規定による各種学校の在学者として、編入する。

D〔日法八六六〇・一〕㊟

した者は、下欄のように編入し、又は入学させる。

国民学校（師範教育令による附属国民学校並びに盲学校及聾学校令による盲学校及び聾学校の初等部を含む。）、国民学校に準ずる各種学校又は国民学校に類する各種学校の初等科の左記学年の課程を修了した者	学校教育法による小学校又は中学校へ編入し、又は入学させる学年
第一学年を修了した者	小学校第二学年
第二学年を修了した者	小学校第三学年
第三学年を修了した者	小学校第四学年
第四学年を修了した者	小学校第五学年
第五学年を修了した者	小学校第六学年
第六学年を修了した者	中学校第一学年

国民学校初等科修了を入学資格とする中等学校（師範教育令による附属中学校及び附属高等女学校並びに盲学校及聾学校令による盲学校及び聾学校の中等部を含む。）の左記学年の課程を修了した者	学校教育法による中学校へ編入する学年
第一学年を修了した者	第二学年
第二学年を修了した者	第三学年

② この省令適用の際、左表の上欄に掲げる学校の課程を修了した者は、これを下欄のように編入することができる。

二四七

二四八

（平一九文科令四〇・旧第九十二条・一部改正）

**第六条** この省令適用の際、左表の上欄に掲げる学校の課程を修了した者は、これを下欄のように編入することができる。

国民学校初等科修了を入学資格とする中等学校（師範教育令による附属中学校及び附属高等女学校並びに盲学校及聾学校令による盲学校及び聾学校の中等部を含む。）の左記学年の課程を修了した者	学校教育法による高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）の全日制の課程へ編入することのできる学年
第四学年	第二学年
第五学年	第三学年
国民学校高等科修了を入学資格とする中等学校（夜間の課程を除く。）の左記学年の課程を修了した者	学校教育法による高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）の全日制の課程へ編入することのできる学年
第二学年	第二学年
第三学年	第三学年
修業年限四年の高等女学校卒業程度を入学資格とする高等女学校の高等科若しくは専攻科の左記学年の課程を修了した者	学校教育法による高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）の全日制の課程へ編入することのできる学年

D〔日法八六六〇・一〕㊟



② 左表の上欄に規定する者は、下欄に掲げる学校教育法による高等学校（学校教育法による特別支援学校の高等部を含む。）の全日制の課程の各学年の課程を修了した者とみなす。

高等学校高等科入学資格試験に合格した者及び文部科学大臣において高等学校高等科入学に關し中学校第四学年修了者と同等以上の学力を有する者と指定した者	第一学年
専門学校入学者検定規程による試験検定に合格した者、専門学校入学者検定規程により指定した専門学校入学者無試験検定を受験する資格を有する者、実業学校卒業程度検定規程による試験検定に合格した者及び高等試験令第七条により予備試験を受ける資格を有する者	第二学年

昭三三令一八・追加、昭三七令二八・平二二令五三・平一九文科令五・一部改正、平一九文科令四〇・旧第九十四条の二・一部改正

第十一条 従前の規定による中学校、高等女学校又は実業学校の各学年の課程を修了した者の資格については、附則第五条及び第六条の規定による。

昭三三令一八・追加、平一九文科令四〇・旧第九十四条の三・一部改正

第十二条 前三条に規定するものは、従前の規定による学校の卒業者の資格については、別に定める。

昭三三令一八・追加、昭二六令八・旧第九十四条の五續上・一部改正

第二十六編 教育（学校教育法施行規則）

第二十六編 教育（学校教育法施行規則）

用する。

附則（昭和二十五年九月二日文部省令第二四号）

この省令は、公布の日から施行する。但し、第八十六条の改正規定は、昭和二十五年四月一日から適用する。

附則（昭和二十五年一〇月九日文部省令第二八号）

1 この省令は、公布の日から施行し、昭和二十五年九月一日から適用する。

2 この省令施行の際、現に学校、国立及び公立学校の設置者又は私立学校の監督官において保存又は保管中の学籍簿の保存又は保管については、第十五条第二項及び第三項の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。但し、保存又は保管を要する期間は、十年以上とする。

附則（昭和二十六年四月二〇日文部省令第八号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十六年四月一日から適用する。

附則（昭和二十六年六月二三日文部省令第三号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和二十八年一月二七日文部省令第三号）

1 この省令は、公布の日から施行し、昭和二十八年十月三十一日から適用する。

2 昭和二十八年度以前に編製義務の生じた学脚簿の様式については、学校教育法施行規則第三十条の改正規定にかかわらず、なお

正 昭三十七令二八・一部改正、平一九文科令四〇・旧第九十四条の四・一部改正

第十三条 学校教育法附則第八条の規定による通信教育については、別に定める。

平一九文科令四〇・旧第九十一条・一部改正

附則（昭和二十三年一〇月二五日文部省令第二八号）

この省令は、公布の日から、これを施行し、昭和二十三年四月一日から、これを適用する。但し、第四十七条第一号の改正規定は、公布の日から、これを施行する。

附則（昭和二十四年九月二三日文部省令第三四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和二十四年一月二日文部省令第三九号）抄

1 この省令は、公布の日から施行し、昭和二十四年九月一日から適用する。

附則（昭和二十四年二月二九日文部省令第四四号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十四年三月三十一日から適用する。

附則（昭和二十五年三月十四日文部省令第二号）抄

1 この省令は、法施行の日（昭和二十五年三月十五日）から施行する。

附則（昭和二十五年四月十四日文部省令第三号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適

従前の例による。

附則（昭和二十九年六月二五日文部省令第二六号）

この省令は、昭和三十年四月一日から施行する。

附則（昭和二十九年七月一〇日文部省令第二九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和二十九年一〇月三〇日文部省令第二九号）

1 この省令は、昭和二十九年十二月三日から施行する。

2 この省令施行の際、現に私立学校の校長（学長を除く。）の職にある者は、改正後の学校教育法施行規則第二十条及び第二十一条の規定にかかわらず、引き続きその職にあることができる。

平一九文科令四〇・一部改正

附則（昭和三十年三月二六日文部省令第六号）

この省令は、昭和三十年四月一日から施行する。

附則（昭和三十三年四月一日文部省令第九号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令施行の際すでに転学により送付されている指導要録（進学により送付されているものを除く。）は、児童等が進学した場合におけるこの省令による改正後の学校教育法施行規則第十二条の三第二項の適用については、同条第三項の指導要録の写とみなす。

3 この省令施行の際すでに進学又は転学により送付されている指導要録は、児童等が転学した場合におけるこの省令による改正後

の学校教育法施行規則第十二条の第三項の適用については、同項の指導要録の写とみなす。

- 4 この省令施行の際すでに作成されている指導要録の抄本は、この省令による改正後の学校教育法施行規則第十五条第二項及び第三項の規定にかかわらず、なお、従前の例により保存するものとする。ただし、その保存の期間は、二十年とする。

附則 (昭和三十一年七月二十五日文部省令第三二号)

この省令は、昭和三十一年十月一日から施行する。

(平元文令三・旧第二項・一部改正)

附則 (昭和三十一年九月二十七日文部省令第三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十一年十月三日文部省令第二八号) 抄

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十一年二月五日文部省令第三二号) 抄

- 1 この省令は、昭和三十一年二月一日から施行する。

附則 (昭和三十一年二月三日文部省令第三号) 抄

- 1 この省令は、昭和三十一年二月一日から施行する。

附則 (昭和三十一年二月八日文部省令第三号) 抄

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十一年二月十四日文部省令第二二号)

この省令は、公布の日から施行する。

第二十六編 教育 (学校教育法施行規則)

附則 (昭和三十三年六月二日文部省令第一八号) 抄

(施行期日)

- 1 この省令中第二十六条から第二十八条まで、第二十九条第一項及び第三十条第一項の規定は昭和三十三年十月一日から、その他の規定は公布の日から施行する。

附則 (昭和三十三年八月十九日文部省令第二四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十三年八月二日文部省令第二五号) 抄

- 1 この省令は、昭和三十三年九月一日から施行する。ただし、小学校の教育課程(道徳に係る部分を除く。以下中学校の教育課程について同じ。)については、改正後の第二十四条から第二十五条の二まで及び第七十三条の十三の規定にかかわらず、昭和三十六年三月三十一日まで、中学校の教育課程については、改正後の第五十三条、第五十四条、第五十五条で準用する第二十五条の二及び第七十三条の十三の規定にかかわらず、昭和三十一年三月三十一日まで、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

(昭三五令六一・一部改正)

- 3 高等学校並びに盲学校、聾学校及び養護学校の教育課程については、改正後の第六十五条及び第七十三条の九第二項において準用する第二十五条の規定にかかわらず、当分の間、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附則 (昭和三十三年一月十五日文部省令第二六号) 抄

二五三

第二十六編 教育 (学校教育法施行規則)

二五四

- 1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、この省令による改正後の学校教育法施行規則第五十七条、第五十七条の二及び第六十三条の二の規定は、昭和三十八年四月一日以降高等学校の第一学年に入学した生徒に係る教育課程及び全課程の修了の認定から適用する。

- 2 前項の規定により、この省令による改正後の学校教育法施行規則第五十七条及び第五十七条の二の規定が適用されるまでの高等学校の教育課程については、なお従前の例による。

- 3 中学校の教育課程については、この省令による改正後の第五十三条及び第五十四条の二の規定にかかわらず、昭和三十一年三月三十一日まで、盲学校、聾学校若しくは養護学校又はこれらの学校の部の教育課程については、それぞれこの省令による改正後の第七十三条の十の規定に基づき教育課程の基準として公示された盲学校学習指導要領、聾学校学習指導要領又は養護学校学習指導要領が盲学校、聾学校若しくは養護学校又はこれらの学校の部の教育課程について適用されるまでの間は、同条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(昭三九文令五・昭四二文令三・一部改正)

附則 (昭和三十三年八月三日文部省令第三二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十三年三月二日文部省令第二二号)

この省令は、昭和三十三年四月一日から施行する。

附則 (昭和三十三年六月二日文部省令第二八号) 抄

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 学校教育法等の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第六十六号。以下「改正法」という。)の施行の際、現に改正法による改正前の学校教育法(以下「旧法」という。)第四条の規定により高等学校の通信教育の開設についてされている認可は、改正法による改正後の学校教育法第四条の規定により、当該高等学校の所在する都道府県の区域を通信教育を行う区域とする高等学校の通信制の課程の設置についてされた認可とみなす。

(平一九文科令四〇・一部改正)

- 3 改正法施行の際、現に高等学校の通信教育を受けている生徒が旧法第四十五条第一項の規定により行なわれた高等学校の通信教育により既に修得した科目の単位数及び指導を受けた特別教育活動の時間数は、学校教育法第五十四条第一項の規定による通信制の課程で行なわれた教育により修得した科目の単位数及び指導を受けた特別教育活動の時間数とみなす。

(平一九文科令四〇・一部改正)

附則 (昭和三十三年九月一日文部省令第三二号) 抄

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十三年三月二日文部省令第三号)

この省令は、昭和三十三年四月一日から施行する。

附則 昭和八年八月三日文部省令第二号

この省令は、公布の日から施行する。

附則 昭和九年五月九日文部省令第五号

この省令は、昭和二十九年四月一日から施行する。

附則 昭和九年七月一日文部省令第二号

この省令は、公布の日から施行する。

附則 昭和四〇年二月二日文部省令第五号

この省令は、昭和四十年四月一日から施行する。

附則 昭和四二年二月二日文部省令第三号 抄

1 この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の第七十三条の九及び第七十三条の十三第六項において準用する第六十三条の二の規定は、昭和四十一年四月一日以降高等学校又は高等学校の高等部の第一学年に入学した生徒に係る教育課程及び全課程の修了の認定から適用する。

附則 昭和四二年七月一日文部省令第三号

この省令は、昭和四十二年四月一日から施行する。

昭和三三文令三〇・一部改正、平一文科三五・旧第一項・一部改正

附則 昭和四二年八月一日文部省令第二号

この省令は、公布の日から施行する。

附則 昭和四二年一〇月六日文部省令第一八号

この省令は、昭和四十二年十一月十日から施行する。

附則 昭和四三年七月二日文部省令第二五号 抄

第二十六編 教育（学校教育法施行規則）

第二十六編 教育（学校教育法施行規則）

附則 昭和四七年一〇月二日文部省令第四号 抄

1 この省令は、昭和四十八年四月一日から施行する。  
2 改正後の学校教育法施行規則第七十三条の九、第七十三条の十一及び第七十三条の十四第一項（養護学校に係る部分に限る。）又は第二項並びに別表第四、別表第五及び別表第六の規定は、昭和四十八年四月一日以降高等学校、養護学校又は養護学校の高等部の第一学年に入学した生徒に係る教育課程及び全課程の修了の認定から適用する。

附則 昭和四九年三月九日文部省令第三号

この省令は、公布の日から施行する。

附則 昭和四九年六月二日文部省令第二号 抄

1 この省令は、昭和五十年四月一日から施行する。

附則 昭和四九年八月八日文部省令第三八号

この省令は、学校教育法の一部を改正する法律の施行の日（昭和四十九年九月一日）から施行する。

平一文令三・旧第一項・一部改正

附則 昭和五〇年四月二日文部省令第二号 抄

1 この省令は、昭和五十一年四月一日から施行する。

附則 昭和五〇年二月二日文部省令第四号

この省令は、昭和五十一年三月一日から施行する。

附則 昭和五二年一月一〇日文部省令第一号

この省令は、学校教育法の一部を改正する法律（昭和五十年法律

この省令は、昭和四十六年四月一日から施行する。

附則 昭和四三年一〇月二日文部省令第三〇号

この省令は、公布の日から施行する。

附則 昭和四四年四月二四日文部省令第一号

この省令は、昭和四十七年四月一日から施行する。

附則 昭和四五年六月一日文部省令第一八号

この省令は、公布の日から施行する。

附則 昭和四五年一〇月二五日文部省令第三三号 抄

1 この省令は、昭和四十八年四月一日から施行する。ただし、改正後の学校教育法施行規則第五十七条及び別表第三の規定は、同日以降高等学校の第一学年に入学した生徒に係る教育課程から適用する。

附則 昭和四六年三月二三日文部省令第六号

この省令は、公布の日から施行する。

附則 昭和四六年三月二日文部省令第二七号

この省令は、昭和四十六年四月一日から施行する。

附則 昭和四六年二月二四日文部省令第三二号

この省令は、昭和四十七年四月一日から施行する。

附則 昭和四七年二月一〇日文部省令第二号

この省令は、公布の日から施行する。

附則 昭和四七年三月一八日文部省令第六号

この省令は、昭和四十七年四月一日から施行する。

二五五

二五六

第五十九号）の施行の日（昭和五十一年一月十一日）から施行する。

附則 昭和五二年四月二日文部省令第二四号

この省令は、私立学校振興助成法の施行の日（昭和五十一年四月一日）から施行する。

附則 昭和五二年五月三日文部省令第二九号

この省令は、学校教育法の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十一年六月一日）から施行する。

附則 昭和五二年七月二四日文部省令第三三号

1 この省令は、昭和五十二年四月一日から施行する。  
2 第二条の規定による改正後の学校教育法施行規則第七十二条の四の規定は、昭和五十二年四月一日以降高等専門学校の第一学年に入学する学生に係る全課程修了の認定から適用する。

附則 昭和五二年七月三三日文部省令第三〇号

この省令は、昭和五十五年四月一日から施行する。ただし、中学校の教育課程については、改正後の学校教育法施行規則第五十三条第二項、第五十四条及び別表第二の規定にかかわらず、昭和五十六年三月三十一日まで、なお従前の例による。

附則 昭和五三年五月三〇日文部省令第三三号

この省令は、公布の日から施行する。

附則 昭和五三年八月一八日文部省令第三〇号

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定中

校教育法施行規則第七十三條の十二第二項及び第二項の改正規定並びに第二條の規定中学校保健法施行規則第七條第二項第五号の改正規定は、昭和五十四年四月一日から施行する。

附則 (昭和五三年八月三〇日文部省令第三号)

1 この省令は、昭和五十七年四月一日から施行する。ただし、第六十三條の二の改正規定は、昭和五十五年四月一日から施行する。

(昭五四文令二五・一部改正)

2 改正後の学校教育法施行規則第五十七條及び別表第三の規定は、昭和五十七年四月一日以降高等学校の第二学年に入学した生徒に係る教育課程から適用する。

(昭五四文令二五・追加)

3 前項の規定により改正後の学校教育法施行規則第五十七條及び別表第三の規定が適用されるまでの高等学校の教育課程については、なお従前の例による。

(昭五四文令二五・旧第三項繰下・一部改正)

附則 (昭和五三年一月九日文部省令第四二号) 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五四年七月二日文部省令第一九号)

1 この省令は、昭和五十五年四月一日から施行する。ただし、第七十三條の八の改正規定は昭和五十六年四月一日から、第七十三條の九、別表第四、別表第五及び別表第六の改正規定は昭和五十

第二十六編 教育 (学校教育法施行規則)

第二十六編 教育 (学校教育法施行規則)

附則 (昭和五八年四月一日文部省令第二五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五九年七月二〇日文部省令第三九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和六二年五月二七日文部省令第三〇号)

この省令は、昭和六十一年六月一日から施行する。

附則 (昭和六三年二月三日文部省令第四号)

この省令は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附則 (昭和六三年三月二日文部省令第五号)

この省令は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附則 (昭和六三年一〇月八日文部省令第三八号)

この省令は、昭和六十三年十一月一日から施行する。

附則 (平成元年三月二五日文部省令第一号)

1 この省令は、平成二年四月一日から施行する。ただし、第五十四條及び別表第二の改正規定は平成三年四月一日から、第二十四條、第二十四條の二及び別表第一の改正規定は平成四年四月一日から、第五十三條の改正規定は平成五年四月一日から、別表第三の改正規定は平成六年四月一日から施行する。

(平元文令四・一部改正)

2 改正後の学校教育法施行規則(以下「新令」という。)第五十四條及び別表第二の規定は、平成三年四月一日以降中学校の第二学年に入学した生徒に係る教育課程から適用する。

七年四月一日から施行する。

(昭五四文令二五・一部改正)

2 改正後の学校教育法施行規則第七十三條の九、別表第四、別表第五及び別表第六の規定は、昭和五十七年四月一日以降盲学校、聾学校又は養護学校の高等部の第一学年に入学した生徒に係る教育課程から適用する。

(昭五四文令二五・一部改正)

3 前項の規定により改正後の学校教育法施行規則第七十三條の九、別表第四、別表第五及び別表第六の規定が適用されるまでの盲学校、聾学校又は養護学校の高等部の教育課程については、なお従前の例による。

(昭五四文令二五・一部改正)

附則 (昭和五四年八月二日文部省令第二〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五四年一〇月二日文部省令第二三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五六年一〇月二九日文部省令第三三号) 抄

1 この省令は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附則 (昭和五七年三月三日文部省令第三五号) 抄

1 この省令は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附則 (昭和五七年七月三日文部省令第三九号)

この省令は、公布の日から施行する。

二五七

二五八(一七号)

(平元文令四・追加)

3 前項の規定により新令第五十四條及び別表第二の規定が適用されるまでの中学校の教育課程については、なお従前の例による。

(平元文令四・追加)

4 平成二年四月一日から新令第二十四條の二、第五十四條、別表第一及び別表第二の規定が適用されるまでの間における第二十四條の二及び第五十四條の規定の適用については、これらの規定中「学級会活動、クラブ活動及び学級指導(学校給食に係るものを除く。)」とあるのは、「学級活動(学校給食に係るものを除く。)」及び「クラブ活動」とする。

(平元文令四・追加)

5 新令別表第三の規定は平成六年四月一日以降高等学校の第二学年に入学した生徒(新令第六十四條の三第一項に規定する学年による教育課程の区分を設けない場合にあつては、同日以降に入学した生徒(新令第六十條の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。))に係る教育課程から適用する。

(平元文令四・旧第三項繰下・平元文令三・一部改正)

6 前項の規定により新令別表第三の規定が適用されるまでの高等学校の教育課程については、なお従前の例による。

(平元文令四・旧第三項繰下)

7 平成二年四月一日から新令別表第三の規定が適用されるまでの

D (日法六七五三) ㊦

間における別表第三の規定の適用については、同表国語の項中「古典」とあるのは「古典、国語に関するその他の科目」と、同表社会の項中「政治・経済」とあるのは「政治・経済、社会に関するその他の科目」と、同表数学の項中「確率・統計」とあるのは「確率・統計、数学に関するその他の科目」と、同表理科の項中「地学」とあるのは「地学、理科に関するその他の科目」と、同表保健体育の項中「保健」とあるのは「保健、保健体育に関するその他の科目」と、同表芸術の項中「書道Ⅲ」とあるのは「書道Ⅲ、芸術に関するその他の科目」と、同表家庭の項中「児童福祉」とあるのは「児童福祉、課題研究」と、同表農業の項中「総合農業」とあるのは「総合農業、課題研究」と、同表工業の項中「工業英語」とあるのは「工業英語、課題研究」と、同表商業の項中「経営数学」とあるのは「経営数学、課題研究」と、同表水産の項中「水産製造機器」とあるのは「水産製造機器、課題研究」とする。

平成文令四五・追加

附則 平成元年三月三日文部省令第三号 抄

- 1 この省令は、平成元年四月一日から施行する。
- 4 国立及び公立の幼稚園、高等学校及び中等教育学校の校長の資格についての学校教育法施行規則第二十条第一号の規定の適用については、当分の間、同号中「専修免許状又は一種免許状（高等学校及び中等教育学校の校長にあつては、専修免許状）」とある

第二十六編 教育（学校教育法施行規則）

第二十六編 教育（学校教育法施行規則）

附則 平成元年一〇月四日文部省令第四〇号

- 1 この省令は、平成二年四月一日から施行する。ただし、第七十三條の七の改正規定は平成四年四月一日から、第七十三條の八第一項の改正規定中「選択教科は」の下に、「国語、社会、数学、理科」を加える部分及び同条第三項の改正規定は平成五年四月一日から、第七十三條の九、別表第四、別表第五及び別表第六の改正規定は平成六年四月一日から施行する。
- 2 改正後の学校教育法施行規則（以下「新令」という。）第七十三條の九、別表第四、別表第五及び別表第六の規定は平成六年四月一日以降盲学校、聾学校又は養護学校の高等部の第一学年に入学した生徒に係る教育課程から適用する。
- 3 前項の規定により新令第七十三條の九、別表第四、別表第五及び別表第六の規定が適用されるまでの盲学校、聾学校又は養護学校の高等部の教育課程については、なお従前の例による。
- 4 平成二年三月三十一日までに盲学校の高等部の第一学年に入学した生徒に係る教育課程についての平成二年四月一日から新令別表第四の規定が適用されるまでの間における別表第四の規定の適用については、同表国語の項中「古典」とあるのは「古典、国語に関するその他の科目」と、同表社会の項中「政治・経済」とあるのは「政治・経済、社会に関するその他の科目」と、同表数学の項中「確率・統計」とあるのは「確率・統計、数学に関するその他の科目」と、同表理科の項中「地学」とあるのは「地学、理

科に関するその他の科目」と、同表保健体育の項中「保健」とあるのは「保健、保健体育に関するその他の科目」と、同表芸術の項中「書道Ⅲ」とあるのは「書道Ⅲ、芸術に関するその他の科目」と、同表家庭の項中「児童福祉」とあるのは「児童福祉、課題研究」と、同表調律の項中「楽器修理、課題研究」と、同表保健医療の項中「保健医療実習Ⅱ」とあるのは「保健医療実習Ⅱ、課題研究」と、同表療養の項中「療養実習Ⅱ」とあるのは「療養実習Ⅱ、課題研究」と、同表理学療法

平成文令四〇・全改

- 5 この省令の施行の際現に校長又は教員（学長及び大学の教員並びに高等専門学校の校長及び教員を除く。以下同じ。）である者については、小学校、中学校又は特別支援学校の校長の資格についての学校教育法施行規則第二十条第一号の規定の適用については、当分の間、同号中「専修免許状又は一種免許状（高等学校及び中等教育学校の校長にあつては、専修免許状）」とあるのは「専修免許状、一種免許状又は二種免許状」とする。

平成文令四〇・全改

- 6 前二項の規定は、副校長及び教頭の資格についての学校教育法施行規則第二十三條において準用する同令第二十条第一号の規定の適用について準用する。

平成文令四〇・全改 平成二〇文令三四・一部改正

附則 平成元年三月七日文部省令第四号

この省令は、公布の日から施行する。

附則 平成元年三月三十一日文部省第一〇号

この省令は、平成元年四月一日から施行する。

附則 平成元年九月一日文部省第三六号

この省令は、公布の日から施行する。

二七九

二八〇

療の項中「臨床実習」とあるのは「臨床実習、課題研究」とする。

平成文令四六・追加

- 5 平成二年四月一日から平成六年三月三十一日までの間に盲学校の高等部の第一学年に入学した生徒に係る教育課程についての平成二年四月一日から新令別表第四の規定が適用されるまでの間における別表第四の規定の適用については、同表国語の項中「古典」とあるのは「古典、国語に関するその他の科目」と、同表社会の項中「政治・経済」とあるのは「政治・経済、社会に関するその他の科目」と、同表数学の項中「確率・統計」とあるのは「確率・統計、数学に関するその他の科目」と、同表理科の項中「地学」とあるのは「地学、理科に関するその他の科目」と、同表保健体育の項中「保健」とあるのは「保健、保健体育に関するその他の科目」と、同表芸術の項中「書道Ⅲ」とあるのは「書道Ⅲ、芸術に関するその他の科目」と、同表家庭の項中「児童福祉」とあるのは「児童福祉、課題研究」と、同表調律の項中「楽

D〔日法六七五三〕㊦

器修理」とあるのは「楽器修理、課題研究」と、同表保健療法の項中「保健療概論、基礎医学Ⅰ、基礎医学Ⅱ、観察検査、保健療臨床各論、保健療理論、保健療実習Ⅰ、保健療実習Ⅱ」とあるのは「保健療概論、衛生・公衆衛生、解剖・生理、病理、臨床医学、リハビリテーション医学、東洋医学一般、保健療理論、保健療臨床論、保健療基礎実習、保健療臨床実習、課題研究」と、同表理療の項中「解剖学、生理学、病理学、衛生学、診察概論、理療臨床学、東洋医学概論、経絡概論、理療理論、理療実習Ⅰ、理療実習Ⅱ」とあるのは「衛生学・公衆衛生学、解剖学、生理学、病理学概論、臨床医学総論、臨床医学各論、リハビリテーション医学、東洋医学概論、経絡経穴概論、理療理論、理療臨床論、理療基礎実習、理療臨床実習、課題研究」と、同表理学療法の項中「病理学、臨床心理学、一般臨床医学、整形外科学、臨床神経学、精神医学、運動療法、日常生活動作、義肢装具、検査測定、物理療法、臨床実習」とあるのは「病理学概論、臨床心理学、リハビリテーション概論、リハビリテーション医学、一般臨床医学、内科学、整形外科学、神経内科学、精神医学、小児科学、人間発達学、理学療法概論、臨床運動学、理学療法評価法、運動療法、物理療法、日常生活活動、生活環境論、義肢装具学、理学療法技術論、臨床実習、課題研究」とする。

平成元年四月六日 通則

6 平成二年四月一日から新令別表第五の規定が適用されるまでの

第二十六編 教育（学校教育法施行規則）

第二十六編 教育（学校教育法施行規則）

「古典」とあるのは「古典、国語に関するその他の科目」と、同表社会の項中「政治・経済」とあるのは「政治・経済、社会に関するその他の科目」と、同表数学の項中「確率・統計」とあるのは「確率・統計、数学に関するその他の科目」と、同表理科の項中「地学」とあるのは「地学、理科に関するその他の科目」と、同表保健体育の項中「保健」とあるのは「保健、保健体育に関するその他の科目」と、同表芸術の項中「書道Ⅲ」とあるのは「書道Ⅲ、芸術に関するその他の科目」と、同表家庭の項中「手芸」とあるのは「手芸、課題研究」と、同表農業の項中「草花」とあるのは「草花、課題研究」と、同表工業の項中「木材工芸」とあるのは「木材工芸、課題研究」と、同表商業の項中「タイプライティング」とあるのは「タイプライティング、課題研究」とする。

平成元年四月六日 通則

附 則 平成元年〇月三〇日 教育省令第四四号

この省令は、平成二年四月一日から施行する。

附 則 平成元年一月三〇日 教育省令第四五号

この省令は、平成二年四月一日から施行する。

附 則 平成元年二月三〇日 教育省令第四六号

この省令は、平成二年四月一日から施行する。

附 則 平成三年三月一五日 教育省令第五号

1 この省令は、公布の日から施行する。

間における別表第五の規定の適用については、同表国語の項中「古典」とあるのは「古典、国語に関するその他の科目」と、同表社会の項中「政治・経済」とあるのは「政治・経済、社会に関するその他の科目」と、同表数学の項中「確率・統計」とあるのは「確率・統計、数学に関するその他の科目」と、同表理科の項中「地学」とあるのは「地学、理科に関するその他の科目」と、同表保健体育の項中「保健」とあるのは「保健、保健体育に関するその他の科目」と、同表芸術の項中「書道Ⅲ」とあるのは「書道Ⅲ、芸術に関するその他の科目」と、同表家庭の項中「児童福祉」とあるのは「児童福祉、課題研究」と、同表農業の項中「総合農業」とあるのは「総合農業、課題研究」と、同表工業の項中「工業英語」とあるのは「工業英語、課題研究」と、同表商業の項中「タイプライティング」とあるのは「タイプライティング、課題研究」と、同表印刷の項中「印刷実習」とあるのは「印刷実習、課題研究」と、同表美容・美容の項中「美容理論・実習」とあるのは「美容理論・実習、課題研究」と、同表クリーニングの項中「クリーニング実習」とあるのは「クリーニング実習、課題研究」と、同表歯科技工の項中「歯科技工実習」とあるのは「歯科技工実習、課題研究」とする。

平成元年四月六日 通則

7 平成二年四月一日から新令別表第六の規定が適用されるまでの間における別表第六の規定の適用については、同表国語の項中

二八一

二八二

2 改正後の学校教育法施行規則（以下「新令」という。）第十二条の三第二項及び第三項の規定は、幼稚園（盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部を含む。以下同じ。）、小学校（盲学校、聾学校及び養護学校の小学部を含む。以下同じ。）及び中学校（盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。以下同じ。）については、平成四年四月一日以降に児童等が進学又は転学した場合から適用し、高等学校（盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。以下同じ。）、大学、短期大学及び高等専門学校については、平成六年四月一日以降に生徒等が進学又は転学した場合から適用する。

平成五年三月一五日 改正

3 新令第十五条第二項の規定は、幼稚園については平成二年四月一日以降に作成された指導要録及びその写しから、小学校については平成四年四月一日以降に作成された指導要録及びその写しから、中学校については平成三年四月一日以降に第一学年に入学した生徒に係る指導要録及びその写しから、高等学校については平成六年四月一日以降に第一学年に入学した生徒（新令第六十四条の三第一項に規定する学年による教育課程の区分を設けない場合にあつては、同日以降に入学した生徒（新令第六十条の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る指導要録及びその写しから、大学、短期大学及び高等専門学校については、平成六年四月一日以降に作成された指導要録及びその写しから、それぞれ適用する。

D〔日法六七五三〕㊦

（平五文科三九・一部改正）

附 則（平成三年六月二五日文部省令第三七号）

この省令は、平成三年七月一日から施行する。

附 則（平成三年二月二四日文部省令第四五号）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正前の学校教育法施行規則第六十三條第二号又は第六十九條第二号の規定により指定されていた在外教育施設（以下この項において「施設」という。）の当該課程を修了した者（当該施設が学校教育法施行規則第九十五條第二号又は第五百五十條第二号の規定により認定された場合において、当該施設の当該課程を認定後に修了した者を除く。）は、それぞれ学校教育法施行規則第九十五條第二号又は第五百五十條第二号に掲げる者とみなす。

（平一九文科四〇・一部改正）

附 則（平成四年三月二三日文部省令第四号）

この省令は、平成四年九月一日から施行する。

附 則（平成五年二月二八日文部省令第一号）

この省令は、平成五年四月一日から施行する。

附 則（平成五年三月三日文部省令第二号）

この省令は、平成五年四月一日から施行する。

附 則（平成五年三月一〇日文部省令第三号）抄

- 1 この省令は、平成五年四月一日から施行する。

第二十六編 教育（学校教育法施行規則）

第二十六編 教育（学校教育法施行規則）

八条の次に一条を加える改正規定は平成十年十月一日から施行する。

附 則（平成一〇年二月二七日文部省令第三八号）抄

- 1 この省令は、平成十一年四月一日から施行する。
- 附 則（平成一〇年二月二四日文部省令第四四号）
- 1 この省令は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第二十五條の二の改正規定及び次項から附則第五項までの規定は、平成十二年四月一日から施行する。

（平一一文科三〇・旧附則・一部改正）

- 2 平成十二年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間における改正前の学校教育法施行規則（以下「旧令」という。）第二十四條第一項及び第五十三條第一項の規定の適用については、第二十四條第一項中「編成するものとする。」とあるのは「編成するものとする。ただし、第三学年から第六学年までの各学年においては、総合的な学習の時間を加えて教育課程を編成することができる。」とし、第五十三條第一項中「編成するものとする。」とあるのは「編成するものとする。ただし、総合的な学習の時間を加えて教育課程を編成することができる。」とする。

（平一一文科三〇・追加）

- 3 前項の規定により読み替えて適用される旧令第二十四條第一項又は第五十三條第一項の規定に基づき総合的な学習の時間を加えて教育課程を編成するときは、総合的な学習の時間に充てる授業

附 則（平成五年七月二九日文部省令第二九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年二月二七日文部省令第一号）

この省令は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成六年八月一〇日文部省令第三四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年二月二四日文部省令第四六号）

この省令は、平成七年四月一日から施行する。

附 則（平成六年二月三〇日文部省令第四八号）

この省令は、平成六年十二月一日から施行する。

附 則（平成七年三月二八日文部省令第四号）

この省令は、平成七年四月一日から施行する。

附 則（平成七年二月二六日文部省令第二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年三月二四日文部省令第六号）

この省令は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成九年七月三十一日文部省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年三月二七日文部省令第三号）

この省令は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成一〇年八月一四日文部省令第三号）

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、第六十

二八三

時数は、各学校が定めるものとする。

（平一一文科三〇・追加）

- 4 平成十二年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間における旧令別表第一の規定の適用については、同表備考第二号中「学級活動（学校給食に係るものを除く。）及びクラブ活動に充てるものとする。」とあるのは「学級活動（学校給食に係るものを除く。）に各学年において三五以上（第二学年については三四、第二学年及び第三学年については三五）を充てるほか、クラブ活動又は総合的な学習の時間に充てることができる。」とする。

（平一一文科三〇・追加）

- 5 平成十二年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間における旧令別表第二の規定の適用については、同表備考第二号中「学級活動（学校給食に係るものを除く。以下この号において同じ。）及びクラブ活動に充てるものとする。ただし、必要がある場合には、学級活動の授業時数のみで充てることができる。」とあるのは「学級活動（学校給食に係るものを除く。）に各学年において三五以上を充てるほか、総合的な学習の時間に充てることができる。」とし、同表備考第三号中「特別活動の授業時数の増加」とあるのは「特別活動の授業時数の増加又は総合的な学習の時間の授業時数」とする。

（平一一文科三〇・追加）

附 則（平成一二年二月一八日文部省令第一号）

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附則（平成十一年三月三日文部省令第五号）

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附則（平成十一年三月二十九日文部省令第七号）

1 この省令の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第七十三条の十六及び別表第一の改正規定 平成十一年四月一日

二 附則第四項から第九項までの規定及び附則第十二項から第十七項までの規定 平成十二年四月一日

三 第四十七条、第六十三条の二、第六十五条の四、第七十二条の七、第七十三条の七、第七十三条の八、第七十三条の十一及び別表第三の二の改正規定 平成十四年四月一日

四 第五十七条、第七十三条の九、別表第三及び別表第四の改正規定、別表第五及び別表第六を削る改正規定並びに次項、附則第三項、第十項及び第十一项の規定 平成十五年四月一日

（平一文科三〇・一部改正）

2 改正後の学校教育法施行規則（以下「新令」という。）第五十七条及び別表第三の規定は平成十五年四月一日以降高等学校の第一学年に入学した生徒（新令第六十四条の三第二項に規定する学年による教育課程の区分を設けない課程にあつては、同日以降に入学した生徒（新令第六十条の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る

第二十六編 教育（学校教育法施行規則）

二八五

第二十六編 教育（学校教育法施行規則）

二八六

美術に関するその他の科目」及び「英語に関するその他の科目」を削り、同表その他特に必要な教科の項を削り、同表に備考として次のように加える。

備考

一 この表の上欄に掲げる各教科について、それぞれの表の下欄に掲げる各教科に属する科目以外の科目を設けることができる。

二 この表の上欄に掲げる各教科以外の教科及び当該教科に関する科目を設けることができる。

（平一文科三〇・追加）

6 平成十二年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間における学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成十年文部省令第四十四号。次項において「平成十年文部省令第四十四号」という。）による改正前の学校教育法施行規則第六十五条の五第一項において準用する同令第五十三条第一項の規定の適用については、同項中「編成するものとする。」とあるのは「編成するものとする。ただし、総合的な学習の時間を加えて教育課程を編成することができる。」とする。

（平一文科三〇・追加）

7 前項の規定により読み替えて準用する平成十年文部省令第四十四号による改正前の学校教育法施行規則第五十三条第一項の規定に基づき総合的な学習の時間を加えて教育課程を編成するときは、総合的な学習の時間に充てる授業時数は、各学校が定めるも

る教育課程から適用する。

（平一文科三〇・一部改正）

3 前項の規定により新令第五十七条及び別表第三の規定が適用されるまでの高等学校の教育課程については、なお従前の例による。

（平一文科三〇・一部改正）

4 平成十二年四月一日から新令第五十七条の規定が適用されるまでの間における改正前の学校教育法施行規則（以下「旧令」という。）第五十七条の規定の適用については、同条中「編成するものとする。」とあるのは「編成するものとする。ただし、総合的な学習の時間を加えて教育課程を編成することができる。」とする。

（平一文科三〇・追加）

5 平成十二年四月一日から新令別表第三の規定が適用されるまでの間における旧令別表第三の規定の適用については、同表中「国語に関するその他の科目」、「地理歴史に関するその他の科目」、「公民に関するその他の科目」、「数学に関するその他の科目」、「理科に関するその他の科目」、「保健体育に関するその他の科目」、「芸術に関するその他の科目」、「外国語に関するその他の科目」、「家庭に関するその他の科目」、「農業に関するその他の科目」、「工業に関するその他の科目」、「商業に関するその他の科目」、「水産に関するその他の科目」、「看護に関するその他の科目」、「理数に関するその他の科目」、「体育に関するその他の科目」、「音楽に関するその他の科目」、「

のとする。

（平一文科三〇・追加）

8 平成十二年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間における旧令別表第三の二の規定の適用については、同表備考第二号中「学級活動（学校給食に係るものを除く。以下この号において同じ。）及びクラブ活動に充てるものとする。ただし、必要がある場合には、学級活動の授業時数にのみ充てることができる。」とあるのは「学級活動（学校給食に係るものを除く。）に各学年において三五以上を充てるほか、総合的な学習の時間に充てることことができる。」とし、同表備考第三号中「特別活動の授業時数の増加」とあるのは「特別活動の授業時数の増加又は総合的な学習の時間の授業時数」とする。

（平一文科三〇・追加）

9 平成十二年四月一日から新令第六十五条の五第二項において準用する新令第五十七条の規定が適用されるまでの間における旧令第六十五条の五第二項において準用する旧令第五十七条の規定の適用については、同条中「編成するものとする。」とあるのは「編成するものとする。ただし、総合的な学習の時間を加えて教育課程を編成することができる。」とする。

（平一文科三〇・追加）

10 新令第七十三条の九、第七十三条の十一（盲学校、聾学校及び養護学校の高等部に係る部分に限る。）、別表第三及び別表第四の規定は平成十五年四月一日以降盲学校、聾学校又は養護学校の高等部から適用する。

等部の第一学年に入学した生徒に係る教育課程から適用する。

（平一文科三〇・旧第四項下）

- 11 前項の規定により新令第七十三条の九、第七十三条の十一、別表第三及び別表第四の規定が適用されるまでの盲学校、聾学校又は養護学校の高等部の教育課程については、なお従前の例による。

（平一文科三〇・旧第五項下）

- 12 平成十二年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間における旧令第七十三条の七並びに旧令第七十三条の八第一項及び第二項の規定の適用については、旧令第七十三条の七中「養護・訓練によつて編成するものとする。」とあるのは「自立活動によつて編成するものとする。ただし、盲学校、聾学校及び養護学校（知的障害者を教育する場合を除く。）においては、総合的な学習の時間を加えて教育課程を編成することができる。」とし、旧令第七十三条の八第一項中「養護・訓練によつて編成するものとする。」とあるのは「自立活動によつて編成するものとする。ただし、総合的な学習の時間を加えて教育課程を編成することができる。」とし、旧令第七十三条の八第二項中「除く。」とあるのは「外国語とする。」とする。

（平一文科三〇・追加）

- 13 平成十二年四月一日から新令第七十三条の九の規定が適用されるまでの間における旧令第七十三条の九の規定の適用については、同条中「家庭」とあるのは「家庭、外国語」と「その他特に

第二十六編 教育（学校教育法施行規則）

第二十六編 教育（学校教育法施行規則）

とりテレビジョン、基礎理学療法学、理学療法評価学、理学療法治療学、地域理学療法学」とし、同表その他特に必要な教科の項を削り、同表に備考として次のように加える。

備考

- 一 この表の上欄に掲げる各教科について、それぞれの表の下欄に掲げる各教科に属する科目以外の科目を設けることができる。
- 二 この表の上欄に掲げる各教科以外の教科及び当該教科に関する科目を設けることができる。

（平一文科三〇・追加）

- 15 平成十二年四月一日から新令第七十三条の九の規定が適用されるまでの間における旧令別表第五の規定の適用については、同表中「国語に関するその他の科目」、「地理歴史に関するその他の科目」、「公民に関するその他の科目」、「数学に関するその他の科目」、「理科に関するその他の科目」、「保健体育に関するその他の科目」、「芸術に関するその他の科目」、「外国語に関するその他の科目」、「家庭に関するその他の科目」、「農業に関するその他の科目」、「工業に関するその他の科目」及び「商業に関するその他の科目」を削り、「印刷に関するその他の科目」とあるのは「印刷デザイン」とし、「理容・美容に関するその他の科目」とあるのは「理容・美容関係法規、衛生管理、理容・美容保健、理容・美容の物理・化学、理容・美容文化

必要な教科とする。」とあるのは「第七十三条の十に規定する盲学校、聾学校及び養護学校高等部学習指導要領で定めるこれら以外の教科とする。」と、「養護・訓練によつて編成するものとする。」とあるのは「自立活動によつて編成するものとする。ただし、総合的な学習の時間を加えて教育課程を編成することができる。」とする。

（平一文科三〇・追加）

- 14 平成十二年四月一日から新令第七十三条の九の規定が適用されるまでの間における旧令別表第四の規定の適用については、同表中「国語に関するその他の科目」、「地理歴史に関するその他の科目」、「公民に関するその他の科目」、「数学に関するその他の科目」、「理科に関するその他の科目」、「保健体育に関するその他の科目」、「芸術に関するその他の科目」、「外国語に関するその他の科目」、「家庭に関するその他の科目」及び「音楽に関するその他の科目」を削り、「調律に関するその他の科目」とあるのは「調律概論、整調・修理実習」とし、「保健医療に関するその他の科目」とあるのは「医療と社会、人体の構造と機能、疾病の成り立ちと予防、生活と疾病、基礎保健医療、臨床保健医療、地域保健医療と保健医療経営」とし、「理容に関するその他の科目」とあるのは「医療と社会、人体の構造と機能、疾病の成り立ちと予防、生活と疾病、基礎理学療法学、臨床理学療法学、地域理療と理療経営」とし、「理学療法に関するその他の科目」とあるのは「人体の構造と機能、疾病と障害、保健・医療、福祉

論、理容・美容技術理論、理容・美容運営管理、理容実習、美容実習、理容・美容情報処理」とし、「クリーニングに関するその他の科目」とあるのは「クリーニング関係法規」とし、「歯科技工に関するその他の科目」とあるのは「歯科技工学概論、歯の解剖学、顎口腔機能学、矯正歯科技工学」とし、同表その他特に必要な教科の項を削り、同表に備考として次のように加える。

備考

- 一 この表の上欄に掲げる各教科について、それぞれの表の下欄に掲げる各教科に属する科目以外の科目を設けることができる。
- 二 この表の上欄に掲げる各教科以外の教科及び当該教科に関する科目を設けることができる。

（平一文科三〇・追加）

- 16 平成十二年四月一日から新令第七十三条の九の規定が適用されるまでの間における旧令別表第六の規定の適用については、同表中「国語に関するその他の科目」、「地理歴史に関するその他の科目」、「公民に関するその他の科目」、「数学に関するその他の科目」、「理科に関するその他の科目」、「保健体育に関するその他の科目」、「芸術に関するその他の科目」、「外国語に関するその他の科目」、「家庭に関するその他の科目」、「農業に関するその他の科目」、「工業に関するその他の科目」及び「商業に関するその他の科目」を削り、同表その他特に必要な

教科の項を削り、同表に備考として次のように加える。  
備考

一 この表の上欄に掲げる各教科について、それぞれの表の下欄に掲げる各教科に属する科目以外の科目を設けることができる。

二 この表の上欄に掲げる各教科以外の教科及び当該教科に関する科目を設けることができる。

平一文教三〇、追加

17 平成十二年四月一日から新令第七十三条の十一の規定が適用されるまでの間における旧令第七十三条の十一第二項の規定の適用については、同項中「護謄・訓練」とあるのは「自立活動」とする。

平一文教三〇、追加

附則 平成二年六月三日文部省令第三〇号

この省令は、公布の日から施行する。

附則 平成二年八月三日文部省令第三号

この省令は、公布の日から施行する。

附則 平成二年八月三日文部省令第三五号 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則 平成二年九月四日文部省令第三七号

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成十一年法律第五十五号）の施行の日（平成十二年四月一日）から施行する。

附則 平成二年二月二日文部省令第三号 抄

第二十六編 教育（学校教育法施行規則）

二八九

第二十六編 教育（学校教育法施行規則）

二九〇

第二条 この省令による改正前の学校教育法施行規則第六十九条第五号の規定により大学に入学した者の大学への入学資格に関する取扱いについては、なお従前の例による。

第三条 この省令による改正前の学校教育法施行規則第七十条第五号又は第六号の規定により大学院に入学した者の大学院への入学資格に関する取扱いについては、なお従前の例による。

附則 平成四年三月二日文部省令第六号

1 この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

2 学校教育法の一部を改正する法律による改正前の学校教育法（昭和二十三年法律第二十六号）第七十三条の三第一項に規定する養母の職にあった者は、学校教育法施行規則第二十条第一号ハの規定の適用については、寄宿舎指導員の職にあった者とみなす。

平一九文教四〇、一部改正

附則 平成四年三月二日文部省令第四号 抄

（施行期日等）

1 この省令は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第二章及び第三章の規定、附則第三項の規定（学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第十六条の改正規定を除く。）並びに別表の規定は、平成十五年四月一日から施行する。

附則 平成四年三月二日文部省令第二五号 抄

（施行期日等）

1 この省令は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第二

（施行期日）

1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 児童福祉法等の一部を改正する法律による改正前の児童福祉法（以下「旧児童福祉法」という。）第四十四条の教護院（旧児童福祉法第四十八条第四項ただし書の規定により指定を受けたものを除く。）において教育を担当する者の職は、学校教育法施行規則第二十条第一号アの児童自立支援施設において教育を担当する者の職とみなす。

平一九文教四〇、一部改正

附則 平成二年三月九日文部省令第九号

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則 平成二年一月三十一日文部省令第五三号 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則 平成二年三月三〇日文部省令第四九号

この省令は、公布の日から施行する。

附則 平成二年一月二七日文部省令第八〇号 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

章及び第三章の規定、附則第三項の規定（学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第五十一条及び第六十五条の三の改正規定を除く。）並びに別表の規定は、平成十五年四月一日から施行する。

附則 平成四年三月二日文部省令第六号 抄

（施行期日）

1 この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

附則 平成四年三月二日文部省令第七号 抄

（施行期日）

1 この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

附則 平成五年三月二日文部省令第三号

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則 平成五年三月二日文部省令第二五号

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

（学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令附則第二条の文部科学大臣の定める要件）

第二条 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成十五年政令第七十四号）附則第二条の文部科学大臣の定める要件は、この省令による改正前の大学院設置基準第三十一条第一項に規定する修士課程であることとする。

附則 平成五年九月一六日文部省令第三五号 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

附則 平成十五年九月十九日文科省令第四号

この省令は、公布の日から施行する。

附則 平成十六年三月二日文科省令第八号 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附則 平成十六年三月二日文科省令第二十五号 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附則 平成十六年三月二日文科省令第二〇号 抄

(施行期日等)

1 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附則 平成十六年三月二日文科省令第三二号

この省令は、公布の日から施行し、平成十六年四月一日から適用する。

附則 平成十六年二月二日文科省令第四二号

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中学校教育法施行規則第二条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に一号を加える改正規定及び同令第六条の次に一条を加える改正規定、第二条中大学設置基準第十八条第一項の改正規定及び同令第四十五条を同令第四十六条とし、同令第四十四条を同令第四十五条とし、同令第四十三条を同令第四十四条とし、同令第十章中同条の前に一条を加える改正規定、第三条の

第二十六編 教育 (学校教育法施行規則)

第二十六編 教育 (学校教育法施行規則)

この省令は、不動産登記法の施行の日(平成十七年三月七日)から施行する。

附則 平成十七年三月二日文科省令第二十六号 抄

(施行期日)

1 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附則 平成十七年四月一日文科省令第二十五号

この省令は、公布の日から施行する。

附則 平成十七年七月六日文科省令第三十八号 抄

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則 平成十七年九月九日文科省令第四〇号

この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

附則 平成十七年九月九日文科省令第四二号 抄

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六十九条、第六十九條の五及び第七十七條の五の改正規定並びに附則第二項の規定は、平成十七年十二月一日から施行する。

附則 平成十八年三月二日文科省令第五号

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則 平成十八年三月二日文科省令第一号 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

(助教授の在職に関する経過措置)

規定並びに第四条中短期大学設置基準第四条第二項の改正規定及び同令第三十七條を同令第三十八條とし、同令第三十六條を同令第三十七條とし、同令第十章中同条の前に一条を加える改正規定は、平成十七年四月一日から施行する。

附則 平成十六年二月二日文科省令第四三号

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 次の各号のいずれかに該当する者については、学校教育法施行規則第百四十七條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

一 平成十八年三月三十一日に大学において薬学を履修する課程に在学し、引き続き当該課程に在学する者

二 前号に掲げる者のほか、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)前に大学に在学し、引き続き当該大学に在学する者であつて、施行日以後に薬学を履修する課程(臨床に係る実践的な能力を培うことを目的とするものを除く。)に在学することとなつたもの

平一九文科令四〇・一部改正

附則 平成十七年二月三日文科省令第一号 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附則 平成十七年三月三日文科省令第三号

二九一

二九二

第二条 この省令の規定による改正後の次に掲げる省令の規定の適用については、この省令の施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。

一 学校教育法施行規則第二十條第一号ロ

平一九文科令四〇・一部改正

附則 平成十八年三月三日文科省令第三号

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則 平成十九年三月三日文科省令第五号 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成十九年四月一日)から施行する。

(学校教育法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この省令の施行前に改正法第一条の規定による改正前の学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する盲学校、聾学校及び養護学校(以下「旧盲学校等」という。)に在学していた者に対する学校教育法施行規則第百五十四條第一号の規定の適用については、その者は、改正法第一条の規定による改正後の学校教育法第一条に規定する特別支援学校に在学していた者とみなす。

2 この省令の施行の際現に旧盲学校等に在学している者については、当該者の旧盲学校等における履修を当該旧盲学校等が改正法附則第二条第一項の規定によりなるものとされた特別支援学校に

おける履修とみなして、当該特別支援学校の課程の修了、単位の修得又は卒業の認定をすることができる。

- 3 この省令の施行前に旧盲学校等において単位を修得した者に対する学校教育法施行規則第三百三十五条第五項において読み替えて準用する同令第九十七条の規定の適用については、当該単位は、当該旧盲学校等が改正法附則第二条第一項の規定によりなるものとされた特別支援学校において修得した単位とみなす。

（平一〇文科令一九・一部改正）

附則（平成一九年一〇月三〇日文科科学省令第三三〇号）

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）の施行の日から施行する。

（施行の日：平成一九年二月二六日）

附則（平成一九年二月二四日文科科学省令第三三八号）

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附則（平成一九年二月二五日文科科学省令第四〇号）

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年十二月二十六日）から施行する。ただし、第一条中学校教育法施行規則第一章第二節の節名、第二十条第一号ロ、第二十三条、第四十四条第一項、第二項及び第三項、第四十五条第一項、第二項及び第三項、第七十条第一項、第二項及び第三項、第七十一条第二項及び第三項、第八十一条第一項、第二項及び第三項、第二百

第二十六編 教育（学校教育法施行規則）

第二十六編 教育（学校教育法施行規則）

- 2 平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間、小学校の教育課程は、学校教育法施行規則（以下「令」という。）第五十条第一項の規定にかかわらず、第五学年及び第六学年においては、外国語活動を加えて編成することができるものとする。

（平一〇文科令一九・追加）

- 3 平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間、小学校の各学年における算数、理科、体育及び総合的な学習の時間のそれぞれの授業時数並びに総授業時数は、令別表第一の規定にかかわらず、附則別表第一に定める授業時数を標準とする。ただし、前項の規定により外国語活動を加えて教育課程を編成するときは、総合的な学習の時間の授業時数から二十五を超えない範囲内の授業時数を減じ、外国語活動の授業時数に充てることのできるものとする。

（平一〇文科令一九・追加）

- 4 平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間、中学校の各学年における数学及び理科の授業時数、選択教科等に充てる授業時数並びに総合的な学習の時間の授業時数は、令別表第二及び別表第四の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間ごとに当該各号に定める附則別表に定める授業時数を標準とする。

十条、第二百二十二条、第二百二十四条第一項、第二項及び第三項並びに第二百二十五条第二項の改正規定、第五条中学校基本調査規則第三条第二項の改正規定、第八条中学校教員統計調査規則第三条第二項の改正規定、第九条中教育職員免許法施行規則第六十八条及び第六十九条の改正規定、第十二条幼稚園設置基準第五条第一項、第二項及び第三項並びに第六条の改正規定、第十七条中高等学校通信教育規程第五条第一項の改正規定、第二十三条中専修学校設置基準第十八条第三号の改正規定、第三十八条中小学校設置基準第六条第一項及び第二項の改正規定、第三十九条中学校設置基準第六条第一項及び第二項の改正規定並びに第四十七条中高等学校設置基準第八条第一項及び第二項並びに第九条の改正規定（副校長、主幹教諭又は指導教諭に係る部分に限る。）は、平成二十年四月一日から施行する。

附則（平成二〇年三月二八日文科科学省令第五号）

- 1 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次項から附則第六項までの規定は平成二十一年四月一日から、第五十条、第五十一条及び別表第一の改正規定は平成二十三年四月一日から、第七十二条、第七十三条、第七十六条、第七十七条、別表第二及び別表第四の改正規定は平成二十四年四月一日から施行する。

（平一〇文科令一九・旧附則、一部改正）

二九三

二九三・2

- 一 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで  
附則別表第一
- 二 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで  
附則別表第三
- 三 平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで  
附則別表第四

（平一〇文科令一九・追加）

- 5 平成二十一年四月から平成二十三年三月三十一日までの間における令第五十五条から第五十六条までの規定の適用については、これらの規定中「又は第五十二条」とあるのは「若しくは第五十二条又は学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年文科科学省令第五号）附則第三項」とする。

（平一〇文科令一九・追加）

- 6 平成二十一年四月から平成二十四年三月三十一日までの間における令第七十九条及び第八八条第一項において読み替えて準用する第五十五条から第五十六条までの規定の適用については、これらの規定中「又は第五十二条」とあるのは「若しくは第五十二条又は学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年文科科学省令第五号）附則第四項」とする。

（平一〇文科令一九・追加）

附別表第一 (附則第三項関係) (平二〇文科令一九・追加)

区 分		第一学年	第二学年	第三学年	第四学年	第五学年	第六学年
各 時 授 業 科 教 数	算 数	一三六	一七五	一七五	一七五	一七五	一七五
	理 科			九〇	一〇五	一〇五	一〇五
	体 育	一〇二	一〇五	九〇	九〇	九〇	九〇
総合的な学習の時間の授業時数				九五	一〇〇	一一〇	一一〇
総 授 業 時 数		八一六	八七五	九四五	九八〇	九八〇	九八〇

備考 この表の授業時数の一単位時間は、四十五分とする。

附別表第二 (附則第四項第二号関係) (平二〇文科令一九・追加)

区 分		第一学年	第二学年	第三学年
各 時 授 業 科 教 数	学 数	一四〇	一〇五	一〇五
	理 科	一〇五	一〇五	一〇五
選択教科等に充てる授業時数		〇～一五	五〇～八五	八〇～一四〇
総合的な学習の時間の授業時数		五〇～六五	七〇～一〇五	七〇～一三〇

備考 この表の授業時数の一単位時間は、五十分とする。

第二十六編 教育 (学校教育法施行規則)

二九三・三

第二十六編 教育 (学校教育法施行規則)

二九三・四

附別表第三 (附則第四項第二号関係) (平二〇文科令一九・追加)

区 分		第一学年	第二学年	第三学年
各 時 授 業 科 教 数	学 数	一四〇	一〇五	一四〇
	理 科	一〇五	一四〇	一〇五
選択教科等に充てる授業時数		〇～一五	一五～五〇	四五～一〇五
総合的な学習の時間の授業時数		五〇～六五	七〇～一〇五	七〇～一三〇

備考 この表の授業時数の一単位時間は、五十分とする。

附別表第四 (附則第四項第三号関係) (平二〇文科令一九・追加)

区 分		第一学年	第二学年	第三学年
各 時 授 業 科 教 数	学 数	一四〇	一〇五	一四〇
	理 科	一〇五	一四〇	一四〇
選択教科等に充てる授業時数		〇～一五	一五～五〇	一〇～七〇
総合的な学習の時間の授業時数		五〇～六五	七〇～一〇五	七〇～一三〇

備考 この表の授業時数の一単位時間は、五十分とする。

附則 平成二〇年六月二三日文科科学省令第一九号  
この省令は、公布の日から施行する。

附則 平成二〇年七月二二日文科科学省令第二二号  
この省令は、公布の日から施行する。

附則 平成二〇年八月二二日文科科学省令第二六号  
この省令は、公布の日から施行する。

附則 平成二〇年二月二二日文科科学省令第三四号 抄  
(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附則 平成二二年三月九日文科科学省令第三五号

1 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二百二十六条及び第三百二十条第二項の改正規定 平成二十二年四月一日

二 第二百二十七条第一項及び第二項の改正規定並びに第二百二十七条第三項を削る改正規定 平成二十四年四月一日

三 第八十一条、第八十二条、第二百二十八条、別表第三及び別表第五の改正規定 平成二十五年四月一日

2 改正後の学校教育法施行規則(以下「新令」という。)別表第三の規定は、平成二十五年四月一日以降高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。)に入

第二十六編 教育 (学校教育法施行規則)

第二十六編 教育 (学校教育法施行規則)

係る教育課程により履修するものを除く。)に係る教育課程についての平成二十四年四月一日から新令別表第三の規定が適用されるまでの間における旧令別表第三の規定の適用については、旧令別表第三(一)の表数学の項中「数学基礎、数学Ⅰ」とあるのは「数学Ⅰ」と、「数学C」とあるのは「数学活用」とし、同表理科の項中「理科基礎、理科総合A、理科総合B、物理Ⅰ、物理Ⅱ、化学Ⅰ、化学Ⅱ、生物Ⅰ、生物Ⅱ、地学Ⅰ、地学Ⅱ」とあるのは「科学と人間生活、物理基礎、物理、化学基礎、化学、生物基礎、生物、地学基礎、地学、理科課題研究」とし、旧令別表第三(二)の表理数の項中「理数数学探究」とあるのは「理数数学特論」と、「理数地学」とあるのは「理数地学、課題研究」とする。

6 平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間における旧令第二百二十六条及び第三百二十条第二項の規定の適用については、旧令第二百二十六条中「編成するものとする。」とあるのは「編成するものとする。ただし、第五学年及び第六学年においては、知的障害者である児童を教育する場合を除き、外国語活動を加えて編成することができる。」とし、旧令第三百二十条第二項中「道徳」とあるのは「道徳、外国語活動」とする。

7 新令第二百二十八条及び別表第五の規定は、平成二十五年四月一日以降特別支援学校の高等部に入学した生徒(新令第三百三十五条第五項で準用する新令第九十一条の規定により入学した生徒で

学した生徒(新令第九十一条(新令第三百三十五条第一項及び第三百三十五条第五項で準用する場合を含む。附則第四項及び第五項において同じ。)の規定により入学した生徒であつて同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。)に係る教育課程から適用する。

3 前項の規定により新令別表第三の規定が適用されるまでの高等学校の教育課程については、なお従前の例による。

4 平成二十一年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に高等学校に入学した生徒(新令第九十一条の規定により入学した生徒であつて平成二十一年三月三十一日までに入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。)に係る教育課程についての平成二十一年四月一日から新令別表第三の規定が適用されるまでの間における改正前の学校教育法施行規則(以下「旧令」という。)別表第三の規定の適用については、同表(一)の表福祉の項中「福祉情報処理」とあるのは、「福祉情報処理、介護福祉基礎、コミュニケーション技術、生活支援技術、介護過程、介護総合演習、介護実習、こころとからだの理解、福祉情報活用」とする。

5 平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に高等学校に入学した生徒(新令第九十一条の規定により入学した生徒であつて平成二十四年三月三十一日までに入学した生徒に

二九三・五

あつて同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。)に係る教育課程から適用する。

8 前項の規定により新令第二百二十八条及び別表第五の規定が適用されるまでの特別支援学校の高等部の教育課程については、なお従前の例による。

9 平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に特別支援学校の高等部に入学した生徒(新令第三百三十五条第五項で準用する新令第九十一条の規定により入学した生徒であつて平成二十二年三月三十一日までに入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。)に係る教育課程についての平成二十二年四月一日から新令第二百二十八条及び別表第五の規定が適用されるまでの間における旧令第二百二十八条及び別表第五の規定の適用については、同条中「及び流通・サービス」とあるのは「流通・サービス及び福祉」とし、旧令別表第五(一)の表保健医療の項中「課題研究」とあるのは「課題研究、保健医療情報活用」とし、同表理療の項中「課題研究」とあるのは「課題研究、理療情報活用」とし、同表理学療法法の項中「課題研究」とあるのは「課題研究、理学療法情報活用」とし、旧令別表第五(二)の表美容・美容の項中「課題研究」とあるのは「課題研究、美容・美容情報活用」とし、同表「歯科技工」の項中「課題研究」とあるのは「課題研究、歯科技工情報活用」とする。

二九三・六

- 附則 平成二年三月二六日文科科学省令第五号  
 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。
- 附則 平成二年三月二二日文科科学省令第二〇号  
 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。
- 附則 平成二年八月二〇日文科科学省令第三〇号  
 この省令は、平成二十一年九月一日から施行する。
- 附則 平成三年三月二四日文科科学省令第八号 抄  
 (施行期日)
- 1 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。
- 附則 平成三年六月二五日文科科学省令第二五号  
 この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。
- 附則 平成三年七月二五日文科科学省令第二七号  
 この省令は、公布の日から施行する。
- 附則 平成三年五月二二日文科科学省令第一八号  
 この省令は、公布の日から施行する。
- 附則 平成三年七月二九日文科科学省令第二八号  
 この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。
- 附則 平成四年三月二四日文科科学省令第六号  
 この省令は、公布の日から施行する。
- 附則 平成四年三月三〇日文科科学省令第二四号  
 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

第二十六編 教育 (学校教育法施行規則)

二九三・七

第二十六編 教育 (学校教育法施行規則)

二九四

別表第一 (第五十一条関係) 平二〇文科令五・全教

区 分	第一学年	第二学年	第三学年	第四学年	第五学年	第六学年	
時の授業科目	国 語	三〇六	三二五	二四五	二四五	一七五	一七五
	社 会			七〇	九〇	一〇〇	一〇五
	算 数	二二六	一七五	一七五	一七五	一七五	一七五
	理 科			九〇	一〇五	一〇五	一〇五
	生 活	一〇二	一〇五				
	音 楽	六八	七〇	六〇	六〇	五〇	五〇
	図画工作	六八	七〇	六〇	六〇	五〇	五〇
	家 庭 体 育	一〇二	一〇五	一〇五	一〇五	九〇	九〇
道徳の授業時数	三四	三五	三五	三五	三五	三五	
外国語活動の授業時数					三五	三五	
総合的な学習の時間 の授業時数			七〇	七〇	七〇	七〇	
特別活動の授業時数	三四	三五	三五	三五	三五	三五	
総 授 業 時 数	八五〇	九一〇	九四五	九八〇	九八〇	九八〇	

備考

- この表の授業時数の一単位時間は、四十五分とする。
- 特別活動の授業時数は、小学校学習指導要領で定める学級活動(学校給食に係るものを除く。)に充てるものとする。
- 第五十条第二項の場合において、道徳のはかに宗教を加えるときは、宗教の授業時数をもつてこの表の道徳の授業時数の一部に代えることができる。(別表第二及び別表第四の場合においても同様とする。)

A [日法九〇八・九] ㊟

別表第二 (第七十二条関係) (平一〇文科五・全数)

区 分		第 一 学 年	第 二 学 年	第 三 学 年
各教科 の授業 時数	国 語	一四〇	一四〇	一〇五
	社 会	一〇五	一〇五	一四〇
	教 学	一四〇	一〇五	一四〇
	理 科	一〇五	一四〇	一四〇
	音 楽	四五	三五	三五
	美 術	四五	三五	三五
	保 健 体 育	一〇五	一〇五	一〇五
	技 術・家 庭	七〇	七〇	三五
	外 国 語	一四〇	一四〇	一四〇
道 徳 の 授 業 時 数		三五	三五	三五
総 合 的 な 学 習 の 時 間 の 授 業 時 数		五〇	七〇	七〇
特 別 活 動 の 授 業 時 数		三五	三五	三五
総 授 業 時 数		一〇一五	一〇一五	一〇一五

第二十六編 教育 (学校教育法施行規則)

一九五

第二十六編 教育 (学校教育法施行規則)

一九六

備考

- 一 この表の授業時数の一単位時間は、五十分とする。
- 二 特別活動の授業時数は、中学校学習指導要領で定める学級活動(学校給食に係るものを除く)に充てるものとする。

A [日法九〇八・九] ㊟

別表第三(第八十三条、第八十条、第二百二十八条関係) (平二文科全三・全四)

(一) 各学科に共通する各教科

各教科	各教科に属する科目
国語	国語総合、国語表現、現代文A、現代文B、古典A、古典B
地理歴史	世界史A、世界史B、日本史A、日本史B、地理A、地理B
公民	現代社会、倫理、政治・経済
数学	数学Ⅰ、数学Ⅱ、数学Ⅲ、数学A、数学B、数学活用
理科	科学と人間生活、物理基礎、物理、化学基礎、化学、生物基礎、生物、地学基礎、地学、理科課題研究
保健体育	体育、保健
芸術	音楽Ⅰ、音楽Ⅱ、音楽Ⅲ、美術Ⅰ、美術Ⅱ、美術Ⅲ、工芸Ⅰ、工芸Ⅱ、工芸Ⅲ、書道Ⅰ、書道Ⅱ、書道Ⅲ
外国語	コミュニケーション英語基礎、コミュニケーション英語Ⅰ、コミュニケーション英語Ⅱ、コミュニケーション英語Ⅲ、英語表現Ⅰ、英語表現Ⅱ、英語会話
家庭	家庭基礎、家庭総合、生活デザイン
情報	社会と情報、情報の科学

(二) 主として専門学科において開設される各教科

各教科	各教科に属する科目
農業	農業と環境、課題研究、総合実習、農業情報処理、作物、野菜、果樹、草花、畜産、農業経営、農業機械、食品製造、食品化学、微生物利用、植物バイオテクノロジー、動物バイオテクノロジー、農業経済、食品流通、森林科学、森林経営、林産物利用、農業土木設計、農業土木施工、水循環、造園計画、造園技術、環境緑化材料、測量生物活用、グリーンライフ

第二十六編 教育 (学校教育法施行規則)

二九七

第二十六編 教育 (学校教育法施行規則)

二九八

工業	工業技術基礎、課題研究、実習、製図、工業教養基礎、情報技術基礎、材料技術基礎、生産システム技術、工業技術英語、工業管理技術、環境工学基礎、機械工作、機械設計、原動機、電子機械、電子機械応用、自動車工学、自動車整備、電気基礎、電気機器、電力技術、電子技術、電子回路、電子計測制御、通信技術、電子情報技術、プログラミング技術、ハードウェア技術、ソフトウェア技術、コンピュータシステム技術、建築構造、建築計画、建築構造設計、建築施工、建築法規、設備計画、空調調和設備、衛生、防災設備、測量、土木基礎力学、土木構造設計、土木施工、社会基礎工学、工業化学、化学工学、地球環境化学、材料製造技術、工業材料、材料加工、セラミック化学、セラミック技術、セラミック工業、繊維製品、繊維・染色技術、染織デザイン、インテリア計画、インテリア設備、インテリアエレメント生産、デザイン技術、デザイン材料、デザイン史
商業	ビジネス基礎、課題研究、総合実践、ビジネス事務、マーケティング、商品開発、広告と販売促進、ビジネス経済、ビジネス経済応用、経済活動と法、簿記、財務会計Ⅰ、財務会計Ⅱ、原価計算、管理会計、情報処理、ビジネス情報、電子商取引、プログラミング、ビジネス情報管理
水産	水産海洋基礎、課題研究、総合実習、海洋情報技術、水産海洋科学、漁業、航海・計器、船舶運用、船舶機関、機械設計工作、電気理論、移動体通信工学、海洋通信技術、資源増殖、海洋生物、海洋環境、小型船舶、食品製造、食品管理、水産流通、ダイビング、マリンスポーツ
家庭	生活産業基礎、課題研究、生活産業情報、消費生活、子どもの発達と教育、子ども文化、生活と福祉、リビングデザイン、服飾文化、ファッション造形基礎、ファッション造形、ファッションデザイン、服飾手芸、フードデザイン、食文化、調理、栄養、食品、食品衛生、公衆衛生
看護	基礎看護、人体と看護、疾病と看護、生活と看護、成人看護、老年看護、精神看護、在宅看護、母性看護、小児看護、看護の統合と実践、看護臨地実習、看護情報活用
情報	情報産業と社会、課題研究、情報の表現と管理、情報と問題解決、情報テクノロジー、アルゴリズムとプログラム、ネットワークシステム、データベース、情報システム実習、情報メディア、情報デザイン、表現メディアの編集と表現、情報コンテンツ実習
福祉	社会福祉基礎、介護福祉基礎、コミュニケーション技術、生活支援技術、介護過程、介護総合演習、介護実習、こころとからだの理解、福祉情報活用
理数	理数数学Ⅰ、理数数学Ⅱ、理数数学特論、理数物理、理数化学、理数生物、理数地学、課題研究

A [目法二〇〇九二・三] ㊦

体 育	スポーツ概論、スポーツI、スポーツII、スポーツIII、スポーツIV、スポーツV、スポーツVI、スポーツ総合演習
音 楽	音楽理論、音楽史、演奏研究、ソルフェージュ、声楽、器楽、作曲、鑑賞研究
美 術	美術概論、美術史、素描、構成、絵画、版画、彫刻、ビジュアルデザイン、クラフトデザイン、情報メディアデザイン、映像表現、環境造形、鑑賞研究
英 語	総合英語、英語理解、英語表現、異文化理解、時事英語

備考

- 一 ( )及び( )の表の上欄に掲げる各教科について、それぞれの表の下欄に掲げる各教科に属する科目以外の科目を設けることができる。
- 二 ( )及び( )の表の上欄に掲げる各教科以外の教科及び当該教科に関する科目を設けることができる。

第二十六編 教育 (学校教育法施行規則)

二九九

第二十六編 教育 (学校教育法施行規則)

三〇〇

別表第四 (第七十六条、第七十七条、第一百七十七条関係) (平二〇〇九五・全)

区 分		第 一 学 年	第 二 学 年	第 三 学 年
各教科の授業時数	国 語	一四〇	一四〇	一〇五
	社 会	一〇五	一〇五	一四〇
	数 学	一四〇	一〇五	一四〇
	理 科	一〇五	一四〇	一四〇
	音 楽	四五	三五	三五
	美 術	四五	三五	三五
	保 健 体 育	一〇五	一〇五	一〇五
	技 術・家 庭	七〇	七〇	三五
外 国 語	一四〇	一四〇	一四〇	
道 徳 の 授 業 時 数		三五	三五	三五
総 合 的 な 学 習 の 時 間 の 授 業 時 数		五〇	七〇	七〇
特 別 活 動 の 授 業 時 数		三五	三五	三五
総 授 業 時 数		一〇二五	一〇二五	一〇二五

A [目法二〇〇九二・三] ㊦

備考

- 一 この表の授業時数の一単位時間は、五十分とする。
- 二 特別活動の授業時数は、中学校学習指導要領（第八十八条第一項において準用する場合を含む。次号において同じ。）で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。
- 三 各学年においては、各教科の授業時数から七十を超えない範囲内の授業時数を減じ、文部科学大臣が別に定めるところにより中学校学習指導要領で定める選択教科の授業時数に充てることができる。ただし、各学年において、各教科の授業時数から減ずる授業時数は、一教科当たり三十五を限度とする。

第二十六編 教育（学校教育法施行規則）

三〇一

第二十六編 教育（学校教育法施行規則）

三〇二

別表第五（第二百二十八条関係）（五二五三三・三）

(一) 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の主として専門学科において開設される各教科

各教科	各教科に属する科目
保健医療	医療と社会、人体の構造と機能、疾病の成り立ちと予防、生活と疾病、基礎保健医療、臨床保健医療、地域保健医療と保健医療経営、保健医療基礎実習、保健医療臨床実習、保健医療情報活用、課題研究
医療	医療と社会、人体の構造と機能、疾病の成り立ちと予防、生活と疾病、基礎医療学、臨床医療学、地域医療と医療経営、医療基礎実習、医療臨床実習、医療情報活用、課題研究
理学療法	人体の構造と機能、疾病と障害、保健・医療・福祉とリハビリテーション、基礎理学療法学、理学療法評価学、理学療法治療学、地域理学療法学、臨床実習、理学療法情報活用、課題研究

(二) 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の主として専門学科において開設される各教科

各教科	各教科に属する科目
印刷	印刷概論、写真製版、印刷機械、材料、印刷デザイン、写真化学、光学、文書処理・管理、印刷情報技術基礎、画像技術、印刷総合実習、課題研究
理容・美容	理容・美容関係法規、衛生管理、理容・美容保健、理容・美容の物理・化学、理容・美容文化論、理容・美容技術理論、理容・美容運営管理、理容実習、理容・美容情報活用、課題研究
クリーニング	クリーニング関係法規、公衆衛生、クリーニング理論、繊維、クリーニング機器・装置、クリーニング実習、課題研究
歯科技工	歯科技工関係法規、歯科技工学概論、歯科理工学、歯の解剖学、顎口腔機能学、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学、小児歯科技工学、歯科技工実習、歯科技工情報活用、課題研究

備考

A [民法二〇〇九二・三] ㊟

- 一 (一)及び(二)の表の上覧に掲げる各教科について、それぞれの表の下欄に掲げる各教科に属する科目以外の科目を設けることができる。
- 二 (一)及び(二)の表の上覧に掲げる各教科以外の教科及び当該教科に関する科目を設けることができる。

第二十六編 教育 (学校教育法施行規則)

三〇三

第二十六編 教育

三〇四(一三〇)

A [民法二〇〇九二・三] ㊟





- 2 博士課程の標準修業年限は、五年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、五年を超えるものとすることができる。
- 3 博士課程は、これを前期二年及び後期三年の課程に区分し、又はこの区分を設けないものとする。ただし、博士課程を前期及び後期の課程に区分する場合において、教育研究上の必要があると認められるときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、前期の課程については二年を、後期の課程については三年を超えるものとする。
- 4 前期二年及び後期三年の課程に区分する博士課程においては、その前期二年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。前項ただし書の規定により二年を超えるものとした前期の課程についても、同様とする。
- 5 第二項及び第三項の規定にかかわらず、教育研究上必要がある場合においては、第三項に規定する後期三年の課程のみの博士課程を置くことができる。この場合において、当該課程の標準修業年限は、三年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、三年を超えるものとする。

(昭五二文科二九・平元文科三四・平五文科三二・平一九文科三九・一部改正)

第二章 教育研究上の基本組織 (平二一文科四二・改称)

第二十六編 教育 (大学院設置基準)

第二十六編 教育 (大学院設置基準)

(平一五文科一五・追加、平二〇文科三五・一部改正)

(研究科以外の基本組織)

- 第七条の三 学校教育法第百条ただし書に規定する研究科以外の教育研究上の基本となる組織(以下「研究科以外の基本組織」という。)は、当該大学院の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められるものであつて、次の各号に掲げる要件を備えるものとする。
  - 一 教育研究上適当な規模内容を有すること。
  - 二 教育研究上必要な相当規模の教員組織その他諸条件を備えること。
  - 三 教育研究を適切に遂行するためにふさわしい運営の仕組みを有すること。
- 2 研究科以外の基本組織に係る第九条に規定する教員の配置の基準は、当該研究科以外の基本組織における専攻に相当する組織の教育研究上の分野に相当すると認められる分野の専攻に係るこれらの基準(共同教育課程を編成する専攻に係るものを含む。)に準ずるものとする。
- 3 この命令において、この章及び第九条を除き、「研究科」には研究科以外の基本組織を、「専攻」には研究科以外の基本組織を置く場合における相当の組織を含むものとする。

(平二一文科四二・追加、平一五文科二五・旧第七条の二第一、平一九文科二二・平一九文科四〇・平二〇文科三五・一部改正)

第三章 教員組織

A [日法九八〇八・九] ㉞

(研究科)

第五条 研究科は、専門分野に応じて、教育研究上の目的から組織されるものであつて、専攻の種類及び数、教員数その他が大学院の基本となる組織として適当な規模内容を有すると認められるものとする。

(専攻)

第六条 研究科には、それぞれの専攻分野の教育研究を行うため、数個の専攻を置くことを常例とする。ただし、教育研究上適当と認められる場合には、一個の専攻のみを置くことができる。

2 前期及び後期の課程に区分する博士課程においては、教育研究上適当と認められる場合には、前期の課程と後期の課程で異なる専攻を置くことができるものとする。

(平一五文科一五・平一九文科三九・一部改正)

(研究科と学部等の関係)

第七条 研究科を組織するに当たつては、学部、大学附置の研究所等と適切な連携を図る等の措置により、当該研究科の組織が、その目的にふさわしいものとなるよう配慮するものとする。

(複数の大学が協力して教育研究を行う研究科)

第七条の二 大学院には、二以上の大学が協力して教育研究(第三十一条第二項に規定する共同教育課程(次条第二項、第十三条第二項及び第二十三条の二において単に「共同教育課程」という。)を編成して行うものを除く。第八条第四項において同じ。)を行う研究科を置くことができる。

二五〇七・33

(教員組織)

第八条 大学院には、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。

2 大学院は、教員の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。

3 大学院の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、学部、研究所等の教員等がこれを兼ねることができる。

4 第七条の二に規定する研究科の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、当該研究科における教育研究を協力して実施する大学の教員がこれを兼ねることができる。

5 大学院は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。

6 大学院は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。

(平一五文科一五・平一八文科二一・平一九文科三二・一部改正)

第九条 大学院には、前条第一項に規定する教員のうち次の各号に掲げる資格を有する教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める教置くものとする。

A [日法九八〇八・九] ㉞

A〔日法九八〇八・九〕⑧

- 一 修士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者
    - イ 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者
    - ロ 研究上の業績がイの者に準すると認められる者
    - ハ 芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者
    - ニ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者
  - 二 博士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者
    - イ 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者
    - ロ 研究上の業績がイの者に準すると認められる者
    - ハ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者
- 2 博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を担当する教員は、教育研究上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、修士課程を担当する教員のうち前項第二号の資格を有する者がこれを兼ねることができる。
- （平五文科三四・平二文科四二・平二文科五三・平二文科令一五・平一八文科令一一・平一九文科令三九、一部改正）

（一定規模数以上の入学定員の大学院研究科の教員組織）

第九條の二 研究科の基礎となる学部の学科の教を当該研究科の専攻の教とみなして算出される一個の専攻当たりの入学定員が、専

第二十六編 教育（大学院設置基準）

二五〇七・35

第二十六編 教育（大学院設置基準）

二五〇七・36

文の作成等に対する指導（以下「研究指導」といふ。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するより適切に配慮しなければならない。

（平一八文科令一一・追加、平一九文科令二二、旧第十條の二様下、一部改正）

（授業及び研究指導）

第十二條 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によつて行うものとする。

（平一八文科令一一・一部改正、平一九文科令三二、旧第十一條様上）

（研究指導）

第十三條 研究指導は、第九條の規定により置かれる教員が行うものとする。

- 2 大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導（共同教育課程を編成する専攻の学生が当該共同教育課程を編成する大学院において受けるものを除く。以下この項において同じ。）を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、一年を超えないものとする。

（平五文科三四・平二〇文科令三五、一部改正）

（教育方法の特例）

門分野ごとに文部科学大臣が別に定める数（以下「一定規模数」といふ。）以上の場合には、当該研究科に置かれる前条に規定する教員のうち、一定規模数を超える部分について当該一定規模数ごとに一人を、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第十三条に定める専任教員の数に算入できない教員とする。

（平二文科四二・追加、平二文科五三・平一八文科令一一、一部改正）

第四章 収容定員（平三文科五・改称）

（収容定員）

第十條 収容定員は、教員組織及び施設設備その他の教育研究上の諸条件を総合的に考慮し、課程の区分に応じ専攻を単位として研究科ごとに定めるものとする。

- 2 前項の場合において、第三十七條の規定により外国に研究科、専攻その他の組織を設けるときは、これに係る収容定員を明示するものとする。

3 大学院は、教育研究にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。

（平三文科二五・平一五文科令一五・平一六文科令四二・平二〇文科令三五（平二二文科令一）、一部改正）

第五章 教育課程（平一八文科令一一・改称）

（教育課程の編成方針）

第十一條 大学院は、当該大学院、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論

第十四條 大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

（平五文科三二、一部改正）

（成績評価基準等の明示等）

第十四條の二 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがつて適切に行うものとする。

（平一八文科令一一・追加）

（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

第十四條の三 大学院は、当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

（平一八文科令一一・追加）

（大学設置基準の準用）

第十五條 大学院の各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる

A〔日法九八〇八・九〕⑧

教育課程の履修並びに科目等履修生等については、大学設置基準第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む）、第三十条第二項及び第三項、第三十条の二並びに第三十一条（第三項を除く。）の規定を準用する。この場合において、第二十八条第一項中「六十単位」とあるのは「十単位」と、同条第二項中「及び外国の」とあるのは「外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十一年法律第七十二号）第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の教育課程における授業科目を」と、第三十条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、「第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位」とあるのは「十単位」と、第三十条の二中「修業年限」とあるのは「標準修業年限」と、「卒業」とあるのは「課程を修了」と読み替えるものとする。

（平成三十一年五月三十一日改正）  
 四文科令二〇・平一九文科令三二・平二〇文科令三五・平二二文科令一七  
 ・一部改正

第六章 課程の修了要件等

第二十六編 教育（大学院設置基準）

第二十六編 教育（大学院設置基準）

（博士課程の修了要件）

第十七条 博士課程の修了の要件は、大学院に五年（五年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限とし、修士課程（第三条第三項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした修士課程を除く。以下この項において同じ。）に二年（二年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限。以下この条本文において同じ。）以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における二年の在学期間を含む。）以上在学し、三十単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に三年（修士課程に一年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における二年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

2 第三条第三項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした修士課程を修了した者及び前条ただし書の規定による在学期間をもつて修士課程を修了した者の博士課程の修了の要件については、前項中「五年（五年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限とし、修士課程（第三条第三項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした修士課程を除く。以下この項において同じ。）に二年（二年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻

（修士課程の修了要件）

第十六条 修士課程の修了の要件は、大学院に二年（二年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、三十単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、当該大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に一年以上在学すれば足りるものとする。

（平成三十一年五月三十一日改正）

（博士課程の前期の課程の取扱い）

第十六条の二 第四条第四項の規定により修士課程として取り扱うものとする博士課程の前期の課程の修了の要件は、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、前条に規定する大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することに代えて、大学院が行う次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

- 一 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であつて当該前期の課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験
- 二 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であつて当該前期の課程において修得すべきものについての審査

（平二四文科令六・追加）

二五〇七・37

二五〇七・38

又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限。以下この条本文において同じ。）以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における二年の在学期間を含む。）」とあるのは「修士課程における在学期間に三年（第四条第三項ただし書の規定により博士課程の後期の課程について三年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）を加えた期間」と、「三年（修士課程に一年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における二年の在学期間を含む。）」とあるのは「三年（第三条第三項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした修士課程を修了した者にあつては、当該一年以上二年未満の期間を、前条ただし書の規定による在学期間をもつて修士課程を修了した者にあつては、当該課程における在学期間（二年を限度とする。）を含む。）」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3 第一項及び前項の規定にかかわらず、修士の学位若しくは専門職学位（学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位をいう。以下この項において同じ。）を有する者又は学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十六条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士課程の後期の課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院（専門職大学院を除く。以下この項において同じ。）に三年（第四条第三項ただし書の規定により博士課程の

A〔日法九八〇八・九〕⑧

後期の課程について三年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限とし、専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第十八条第二項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、二年（第四条第三項ただし書の規定により博士課程の後期の課程について三年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限から一年の期間を減じた期間）とする。）以上在学し、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に一年（第三条第三項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした修士課程を修了した者及び専門職大学院設置基準第二条第二項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした専門職学位課程を修了した者にあつては、三年から当該一年以上二年未満の期間を減じた期間とし、前条ただし書の規定による在学期間をもつて修士課程を修了した者にあつては、三年から当該課程における在学期間（二年を限度とする。）を減じた期間とする。）以上在学すれば足りるものとする。

（平元文科令三四・平二二文科令四二・平二五文科令二五・平一九文科令三九・平一九文科令四〇・一部改正）

第十八条 削除（平三文科令二五）

第七章 施設及び設備等（平二五文科令二五・改称）

（講義室等）

第二十六編 教育（大学院設置基準）

第二十六編 教育（大学院設置基準）

隣接している場合は、この限りでない。

（平一九文科令二二・追加）

（教育研究環境の整備）

第二十二條の三 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。

（平二五文科令二五・追加、平一九文科令二二・旧第二十二條の三繰下）

（研究科等の名称）

第二十二條の四 研究科及び専攻（以下「研究科等」という。）の名称は、研究科等として適当であるとともに、当該研究科等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。

（平二五文科令二五・追加、平一九文科令二二・旧第二十二條の三繰下）

第八章 独立大学院（平元文科令三四・追加）

（独立大学院）

第二十三條 学校教育法第百三条に定める大学に置く大学院（以下「独立大学院」という。）の研究科の種類及び数、教員数その他は、当該大学院の教育研究上の目的に応じ適当な規模内容を有すると認められるものとする。

（平元文科令三四・追加、平三文科令二五・平一九文科令四〇・一部改正）

第二十三條の二 独立大学院は、共同教育課程のみを編成することはできない。

（平一〇文科令三五・追加）

第二十四條 独立大学院は、当該大学院の教育研究上の必要に応じ

第十九條 大学院には、当該大学院の教育研究に必要な専用の講義室、研究室、実験・実習室、演習室等を備えるものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りではない。

（平一九文科令二二・一部改正）

（機械、器具等）

第二十条 大学院には、研究科又は専攻の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。

（図書等の資料）

第二十一条 大学院には、研究科及び専攻の種類に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を系統的に整理して備えるものとする。

（平三文科令二五・一部改正）

（学部等の施設及び設備の共用）

第二十二条 大学院は、教育研究上支障を生じない場合には、学部、大学附置の研究所等の施設及び設備を共用することができる。

（二以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備）

第二十二條の二 大学院は、二以上の校地において教育研究を行う場合においては、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。ただし、その校地が

二五〇七・39

二五〇七・40

十分な規模の校舎等の施設を有するものとする。

2 独立大学院が研究所等との緊密な連係及び協力の下に教育研究を行う場合には、当該研究所等の施設及び設備を共用することができる。ただし、その利用に当たっては、十分な教育上の配慮等を行うものとする。

（平元文科令三四・追加、平二五文科令二五・一部改正）

第九章 通信教育を行う課程を置く大学院

（平一〇文科令二二・追加、平一四文科令一〇・改称）

（通信教育を行う課程）

第二十五條 大学院には、通信教育を行う修士課程、博士課程及び専門職学位課程のうち二以上を併せ置き、又はそのいずれかを置くことができる。

（平一〇文科令二三・追加、平一四文科令一〇・平二五文科令二五・一部改正）

（通信教育を行い得る専攻分野）

第二十六條 大学院は、通信教育によつて十分な教育効果が得られる専攻分野について、通信教育を行うことができるものとする。

（平一〇文科令二三・追加）

（通信教育を併せ行う場合の教員組織）

第二十七條 昼間又は夜間において授業を行う大学院が通信教育を併せ行う場合においては、通信教育を行う専攻ごとに、第九条に規定する教員を、教育に支障のないよう相当数増加するものとする。

A〔日法九八〇八・九〕⑧

（平一〇文令二三・追加、平一四文科令一〇・一部改正）

（大学通信教育設置基準の準用）

第二十八条 通信教育を行う課程の授業の方法及び単位の計算方法等については、大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）第三条から第五条までの規定を準用する。

（平一〇文令二三・追加、平一四文科令一〇・平一五文科令二五・一部改正）

（通信教育を行う課程を置く大学院の施設）

第二十九条 通信教育を行う課程を置く大学院は、添削等による指導並びに印刷教材等の保管及び発送のための施設について、教育に支障のないようにするものとする。

（平一〇文令二三・追加、平一四文科令一〇・一部改正）

（添削等のための組織等）

第三十条 通信教育を行う課程を置く大学院は、添削等による指導及び教育相談を円滑に処理するため、適当な組織等を設けるものとする。

（平一〇文令二三・追加、平一四文科令一〇・一部改正）

第十章 共同教育課程に関する特例

（平一〇文科令三五・追加）

（共同教育課程の編成）

第三十一条 二以上の大学院は、その大学院、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、第十一条第一項の規定にかかわらず、当該二以上の大学院のうち

第二十六編 教育（大学院設置基準）

第二十六編 教育（大学院設置基準）

（共同教育課程に係る修了要件）

第三十三条 共同教育課程である修士課程の修了の要件は、第十六条（第四条第四項の規定により修士課程として取り扱うものとする博士課程の前期の課程にあつては、第十六条及び第十六条の二）に定めるもののほか、それぞれの大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

2 共同教育課程である博士課程の修了の要件（第十七条第三項本文に規定する場合を除く。）は、第十七条（第三項を除く。）に定めるもののほか、それぞれの大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

3 前二項の規定によりそれぞれの大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十五条において読み替えて準用する大学設置基準第二十八条第二項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第十五条において準用する同省令第三十条第一項又は前条の規定により修得したものとみなすことができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。

（平一〇文科令三五・追加、平一四文科令六・一部改正）

（共同教育課程を編成する専攻に係る施設及び設備）

第三十四条 第十九条から第二十一条までの規定にかかわらず、共同教育課程を編成する専攻に係る施設及び設備については、それぞれの大学院に置く当該共同教育課程を編成する専攻を合わせて

A〔日法九八〇八・九〕⑧

一の大学院が開設する授業科目を、当該二以上の大学院のうち他の大学院の教育課程の一部とみなして、それぞれの大学院ごとに同一内容の教育課程（通信教育に係るもの及び大学院を置く大学が外国に設ける研究科、専攻その他の組織において開設される授業科目の履修により修得する単位を当該課程に係る修了の要件として修得すべき単位の全部又は一部として修得するものを除く。）を編成することができる。

2 前項に規定する教育課程（以下「共同教育課程」という。）を編成する大学院（以下「構成大学院」という。）は、当該共同教育課程を編成し、及び実施するための協議の場を設けるものとする。

（平一〇文科令三五・追加）

（共同教育課程に係る単位の認定等）

第三十二条 構成大学院は、学生が当該構成大学院のうち一の大学院において履修した共同教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該構成大学院のうち他の大学院における当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとそれぞれみなすものとする。

2 構成大学院は、学生が当該構成大学院のうち一の大学院において受けた共同教育課程に係る研究指導を、当該構成大学院のうち他の大学院において受けた当該共同教育課程に係るものとそれぞれみなすものとする。

（平一〇文科令三五・追加）

二五〇七・41

二五〇七・42

一の研究科又は専攻とみなしてその種類、教員数及び学生数に心し必要な施設及び設備を備え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの大学院ごとに当該専攻に係る施設及び設備を備えることを要しない。

（平一〇文科令三五・追加）

第十一章 雑則

（平一〇文科令三四・旧第八條下、平一〇文令二三・旧第九條下、平一〇文令四二・旧第十七條下、平一五文科令五五・旧第十七條上、平一〇文科令三五・旧第十七條下）

（事務組織）

第三十五条 大学院を置く大学には、大学院の事務を処理するため、適当な事務組織を設けるものとする。

（平一〇文科令三四・旧第二十三條下、平一〇文令一三・旧第二十五條下、平一一文令四二・旧第三十一條下、平一五文科令二五・旧第三十七條上、平一〇文科令三五・旧第三十一條下）

（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する博士課程に関する特例）

第三十六条 医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程（当該課程に係る研究科の基礎となる学部の修業年限が六年であるものに限る。）又は獣医学を履修する博士課程については、第四条第二項中「五年」とあるのは「四年」と、第十七条第二項中「五年（五年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準

A〔日法九八〇八・九〕⑧

標準修業年限とし、修士課程（第三条第三項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした修士課程を除く。以下この項において同じ。）に二年（二年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限。以下この条本文において同じ。）以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における二年の在学期間を含む。）とあるのは「四年（四年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）」と、「三年（修士課程に一年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における二年の在学期間を含む。）」とあるのは「三年」と読み替えて、これらの規定を適用し、第四条第三項から第五項まで並びに第十七条第二項及び第三項の規定は、適用しない。

（昭五三法令四二・令改、平元法令三四・旧第二十四条繰下・一部改正、平元法令四二・一部改正、平一〇法令二三・旧第二十六条繰下、平一一法令四二・旧第三十二条繰下、平一五法令一五・旧第三十八条繰上、平一六法令四三・平一九法令三九・一部改正、平二〇法令三五・旧第三十二条繰下）

（外国に設ける組織）

第三十七条 大学院を置く大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国に研究科、専攻その他の組織を設けることができる。

（平一六法令四二・追加、平二〇法令三五・旧第三十三条繰下）

第二十六編 教育（大学院設置基準）

第二十六編 教育（大学院設置基準）

課程に在学し、引き続き当該課程に在学する者については、改正後の大学院設置基準第二十六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（平成三年六月三日文部省令第二五号）

この省令は、平成三年七月一日から施行する。

附則（平成五年一〇月一日文部省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一〇年三月三日文部省令第二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年五月三日文部省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二年九月二四日文部省令第四号）

- この省令は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定中第二章に係る部分、同章の章名の改正規定、第七条の次に一条を加える改正規定及び第八条の次に一条を加える改正規定は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成十一年法律第五十五号）の施行の日（平成十二年四月一日）から施行する。
- この省令の施行の際現にされている認可の申請に係る審査については、なお従前の例による。
- 平成十二年度に設置しようとする研究科以外の基本組織の設置認可に係る審査に当たっては、この省令の規定の適用があるものとする。
- 平成十二年度に設置しようとする研究科以外の基本組織及び専

（段階的整備）

第三十八条 新たに大学院及び研究科等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備については、別に定めるところにより、段階的に整備することができる。

（平一五文科令二五・追加、平一六文科令四二・旧第三十三条繰下、平二〇文科令三五・旧第三十四条繰下）

附則 抄

- この省令は、昭和五十年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 昭和五十年年度に開設しようとする大学院の設置認可の申請に係る審査に当たっては、この省令の規定の適用があるものとする。

附則（昭和五二年五月三十一日文部省令第二九号）

この省令は、学校教育法の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十一年六月一日）から施行する。

附則（昭和五三年一月九日文部省令第四号） 抄

- この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成元年九月二日文部省令第三四号） 抄

- この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成元年一〇月二六日文部省令第四号）

（施行期日）

- この省令は、平成二年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 平成二年三月三十一日に大学院において獣医学を履修する博士

二五〇七・43

二五〇七・44

門大学院の設置認可の申請に係る大学の設置等の認可の申請手続等に関する規則（平成三年文部省令第四十六号）第七条第一項及び私立学校法施行規則（昭和二十五年文部省令第十二号）第四条第三項の規定の適用については、同項中「六月三十日」とあるのは「十月三十一日」とする。

- この省令の施行の際、その修士課程において高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う教育を行っていると思われる研究科であつて第三十三条及び第三十四条に規定する要件を現に満たすものが専門大学院の設置認可を受ける場合にあつては、平成十六年度までの間に限り、第三十二条第二項の規定にかかわらず、大学設置基準第十三条に定める専任教員の教に算入される教員をもつて専門大学院の教員の一部とすることができる。

附則（平成二年一〇月二日文部省令第五号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十二年一月六日）から施行する。

附則（平成四年三月八日文部省令第二〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成五年三月二日文科省令第五号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則（平成一六年三月二日文科省令第八号） 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附則 (平成十六年二月三日文部科学省令第四二号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中学校教育法施行規則第二条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に一号を加える改正規定及び同令第六条の次に一条を加える改正規定、第二条中大学設置基準第十八条第一項の改正規定及び同令第四十五条を同令第四十六条とし、同令第四十四条を同令第四十五条とし、同令第四十三条を同令第四十四条とし、同令第十章中同条の前に一条を加える改正規定、第三条の規定並びに第四条中短期大学設置基準第四条第二項の改正規定及び同令第三十七条を同令第三十八条とし、同令第三十六条を同令第三十七条とし、同令第十章中同条の前に一条を加える改正規定は、平成十七年四月一日から施行する。

附則 (平成十六年二月二五日文部科学省令第四三号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則 (平成十八年三月二日文科科学省令第一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則 (平成十九年七月二日文科科学省令第二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

第二十六編 教育 (大学院設置基準)

第二十六編 教育

附則 (平成十九年二月二四日文科科学省令第三五号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成十九年二月二五日文科科学省令第四〇号) 抄

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年十二月二十六日)から施行する。

附則 (平成二十年一月二三日文科科学省令第三五号)

この省令は、平成二十一年三月一日から施行する。

附則 (平成二十二年二月二七日文科科学省令第二号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、平成二十一年三月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十二年六月二五日文科科学省令第二五号)

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附則 (平成二十三年七月二五日文科科学省令第二七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十四年三月二四日文科科学省令第六号)

この省令は、公布の日から施行する。

一五〇七.45

一五〇八

# ○専門職大学院設置基準

(平成十五年三月三十一日)  
(文部科学省令第十六号)

改正	平成十六年二月三日	文部科学省令第四号
同	十八年三月二日	第一号
同	十九年三月一日	第二号
同	十九年七月二日	第三号
同	十九年二月五日	第四号
同	二十年二月三日	第五号
同	二十三年三月二日	第四号
同	二十三年七月五日	第二七号
同	二十四年二月九日	第三八号
同	二十六年二月九日	第八号

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第三條、第八條、第八十八條の規定に基づき、専門職大学院設置基準を次のように定める。

## 専門職大学院設置基準

### 目次

- 第一章 総則(第一条-第三条)
- 第二章 教員組織(第四条・第五条)
- 第三章 教育課程(第六条-第十一条)
- 第四章 課程の修了要件等(第十二条-第十六条)
- 第五章 施設及び設備等(第十七条)

## 第二十六編 教育(専門職大学院設置基準)

### 第二十六編 教育(専門職大学院設置基準)

学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限が二年の課程にあっては一年以上二年未満の期間又は二年を超える期間とし、その標準修業年限が一年以上二年未満の期間の課程にあっては当該期間を超える期間とすることができる。

2 前項の場合において、一年以上二年未満の期間とすることができるのは、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法により教育上支障を生じない場合に限る。

### 第二章 教員組織

#### (教員組織)

第四条 専門職大学院には、研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員を置くものとする。

第五条 専門職大学院には、前条に規定する教員のうち次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める教置くものとする。

- 一 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- 二 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- 三 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

2 前項に規定する専任教員は、教育上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、博士課程(前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。)を担当する教員のうち同項

- 第六章 法科大学院(第十八条-第二十五条)
- 第七章 教職大学院(第二十六条-第三十一条)
- 第八章 共同教育課程に関する特例(第三十二条-第三十四条)
- 第九章 雑則(第三十五条)

### 附則

#### 第一章 総則

#### (趣旨)

第一条 専門職大学院の設置基準は、この省令の定めるところによる。

2 この省令で定める設置基準は、専門職大学院を設置するのに必要な最低の基準とする。

3 専門職大学院は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。

#### (専門職学位課程)

第二条 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

2 専門職学位課程の標準修業年限は、二年又は一年以上二年未満の期間(一年以上二年未満の期間は、専攻分野の特性により特に必要があると認められる場合に限る。)とする。

#### (標準修業年限の特例)

第三条 前条の規定にかかわらず、専門職学位課程の標準修業年限は、教育上の必要があると認められるときは、研究科、専攻又は

二五二三

二五二三・2(1・30)

の資格を有する者(大学院設置基準(昭和四十九年文部省令第二十八号)第八条第三項及び第九条第二項の規定の適用を受けられるものを除く。)がこれを兼ねることができる。

3 第一項に規定する専任教員のうちには、文部科学大臣が別に定めるところにより、専攻分野における実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を含むものとする。

(平一八文科令二・平一四文科令三八・平一六文科令八・一部改正)

### 第三章 教育課程

#### (教育課程)

第六条 専門職大学院は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

(平一九文科令二二・一部改正)

#### (授業を行う学生数)

第七条 専門職大学院が一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とするものとする。

#### (授業の方法等)

第八条 専門職大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮しなければならない。

2 大学院設置基準第十五条において準用する大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十五条第二項の規定により多様なメディアを高度に利用して授業を行う教室等以外の場所で履修させることは、これによって十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業について、行うことができるものとする。

（平二六文科令八・一部改正）

第九条 専門職大学院は、通信教育によって十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業等について、多様なメディアを高度に利用する方法による通信教育を行うことができるものとする。この場合において、授業の方法及び単位の計算方法等については、大学通信教育設置基準（昭和三十六年文部省令第三十三号）第三条中面接授業又はメディアを利用して行う授業に関する部分、第四条並びに第五条第二項第三号及び第二項の規定を準用する。

（成績評価基準等の明示等）

第十条 専門職大学院は、学生に対して、授業の方法及び内容、一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 専門職大学院は、学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

第二十六編 教育（専門職大学院設置基準）

第二十六編 教育（専門職大学院設置基準）

十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第二十一条第二項及び第二十七条第二項において「国際連合大学」といふ。）の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。

（平一六文科令四二・平二二文科令一七・一部改正）

（入学前の既修得単位数等の認定）

第十四条 専門職大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が当該専門職大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、当該専門職大学院に入学した後の当該専門職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該専門職大学院において修得した単位以外のものについては、前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該専門職大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて当該専門職大学院が修了要件として定める三十単位以上の単位数の二分の一を超えないものとする。

（平二〇文科令三五・一部改正）

（専門職学位課程の修了要件）

第十五条 専門職学位課程の修了の要件は、専門職大学院に二年（二年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修

A〔日法一〇五〇四・五〕⑧

第十一条 専門職大学院は、当該専門職大学院の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第四章 課程の修了要件等（平一九文科令二二・専攻規則）

（履修科目の登録の上限）

第十二条 専門職大学院は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

（他の大学院における授業科目の履修等）

第十三条 専門職大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が専門職大学院の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、当該専門職大学院が修了要件として定める三十単位以上の単位数の二分の一を超えない範囲で当該専門職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十一年法律第七十二号）第一条第二項に規定する十九百七十二年十二月

三五二二・31

三五二二・32

上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、当該専門職大学院が定める三十単位以上の修得その他の教育課程の履修により課程を修了することとする。

（専門職大学院における在学期間の短縮）

第十六条 専門職大学院は、第十四条第一項の規定により当該専門職大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第二百二条第一項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該専門職大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該専門職大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して当該専門職学位課程の標準修業年限の二分の一を超えない範囲で当該専門職大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該専門職大学院に少なくとも一年以上在学するものとする。

（平一九文科令四〇・一部改正）

第五章 施設及び設備等

（専門職大学院の諸条件）

第十七条 専門職大学院の施設及び設備その他諸条件は、専門職大学院の目的に照らし十分な教育効果をあげることができると認められるものとする。

第六章 法科大学院

（法科大学院の課程）

第十八条 第二条第一項の専門職学位課程のうち専ら法曹養成のた

A〔日法一〇五〇四・五〕⑧

A〔日法一〇五〇四・五〕㊟

めの教育を行うことを目的とするものを置く専門職大学院は、当該課程に関し、法科大学院とする。

2 法科大学院の課程の標準修業年限は、第二条第二項の規定にかかわらず、三年とする。

3 前項の規定にかかわらず、教育上の必要があると認められる場合は、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、三年を超えるものとする事ができる。

(法科大学院の入学者選抜)

第十九条 法科大学院は、入学者の選抜に当たっては、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めるものとする。

第二十条 法科大学院は、入学者の選抜に当たっては、入学者の適性を適確かつ客観的に評価するものとする。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第二十一条 法科大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が法科大学院の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、第十三条第一項の規定にかかわらず、三十単位を超えない範囲で当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、九十三単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、そのを超える部分の単位数に限り三十単位を超えてみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の

第二十六編 教育 (専門職大学院設置基準)

第二十六編 教育 (専門職大学院設置基準)

にかかわらず、法科大学院に三年(三年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在学し、九十三単位以上を修得することとする。

(法科大学院における在学期間の短縮)

第二十四条 法科大学院は、第二十二條第一項の規定により当該法科大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第五二條第一項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して一年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

(一九九〇文科令四〇・一部改正)

(法学既修者)

第二十五条 法科大学院は、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)に関しては、第二十三條に規定する在学期間については一年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間に在学し、同条に規定する単位については三十単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。ただし、九十三単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、そのを超える部分の単位数に限り三十単位を超えてみなすことができる。

大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。

(一九九〇文科令二・平二二文科令二七・一部改正)

(入学前の既修得単位数等の認定)

第二十二條 法科大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、当該法科大学院に入学した後の当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該法科大学院において修得した単位以外のものについては、第十四條第二項の規定にかかわらず、前條第一項(同條第二項において準用する場合を含む。)の規定により当該法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位(同條第一項ただし書の規定により三十単位を超えてみなす単位を除く。)を超えないものとする。

(二〇一〇文科令三五・一部改正)

(法科大学院の課程の修了要件)

第二十三條 法科大学院の課程の修了の要件は、第十五條の規定に

二五二三・33

二五二三・34

2 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、前條の規定により在学したものとみなす期間と合わせて一年を超えないものとする。

3 第一項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数(第一項ただし書の規定により三十単位を超えてみなす単位を除く。)は、第二十一條第一項(同條第二項において準用する場合を含む。)及び第二十二條第一項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位(第二十一條第一項ただし書の規定により三十単位を超えてみなす単位を除く。)を超えないものとする。

(二〇一〇文科令三五・平二二文科令四・一部改正)

第七章 教職大学院 (一九九〇文科令一・一部改正)

(教職大学院の課程)

第二十六條 第二條第一項の専門職学位課程のうち、専ら幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(以下「小学校等」という。)の高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための教育を行うことを目的とするものであつて、この章の規定に基づくものを置く専門職大学院は、当該課程に関し、教職大学院とする。

2 教職大学院の課程の標準修業年限は、第二條第二項の規定にかかわらず、二年とする。

3 前項の規定にかかわらず、教育上の必要があると認められる場合は、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修

A〔日法一〇五〇四・五〕㊟

業年限は、一年以上二年未満の期間又は二年を超える期間とすることができる。

4 前項の場合において、一年以上二年未満の期間とすることができるのは、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法により教育士支障を生じない場合に限る。

(平一九文科令二・追加、平一九文科令四〇・一部改正)

(他の大学院における授業科目の履修等)

第二十七条 教職大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が教職大学院の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、当該教職大学院が修了要件として定める四十五単位以上の単位数の二分の一を超えない範囲で当該教職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。

(平一九文科令二・追加、平二〇文科令一七・一部改正)

(入学前の既修得単位の認定)

第二十六編 教育 (専門職大学院設置基準)

第二十六編 教育 (専門職大学院設置基準)

入学する前の小学校等の教員としての実務の経験を有する者について、十単位を超えない範囲で、前項に規定する実習により修得する単位の全部又は一部を免除することができる。

(平一九文科令二・追加)

(教職大学院における在学期間の短縮)

第三十条 教職大学院における第十六条の適用については、「専門職大学院」とあるのは「教職大学院」と、「第十四条第一項」とあるのは「第二十八条第一項」と、「専門職学位課程」とあるのは「教職大学院の課程」と読み替えるものとする。

(平一九文科令二・追加)

(連携協力校)

第三十一条 教職大学院は、第二十九条第一項に規定する実習その他当該教職大学院の教育上の目的を達成するために必要な連携協力を行う小学校等を適切に確保するものとする。

(平一九文科令二・追加)

第八章 共同教育課程に関する特例

(平二〇文科令三五・追加)

(共同教育課程の編成)

第三十二条 二以上の専門職大学院は、その教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、第六条の規定にかかわらず、当該二以上の専門職大学院のうち一の専門職大学院が開設する授業科目を、当該二以上の専門職大学院のうち他の専門職大学院の教育課程の一部とみなして、それぞれの専門職大学院ご

A [日法一〇五〇四・五] ㉞

第二十八条 教職大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が当該教職大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む)を、当該教職大学院に入学した後の当該教職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該教職大学院において修得した単位以外のものについては、第十四条第二項の規定にかかわらず、前条第一項(同条第二項において準用する場合を含む)の規定により当該教職大学院において修得したものとみなす単位数及び次条第二項の規定により免除する単位数と合わせて当該教職大学院が修了要件として定める四十五単位以上の単位数の二分の一を超えないものとする。

(平一九文科令二・追加、平二〇文科令三五・一部改正)

(教職大学院の課程の修了要件)

第二十九条 教職大学院の課程の修了の要件は、第十五条の規定にかかわらず、教職大学院に二年(二年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在学し、四十五単位以上(高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校等その他の関係機関で行う実習に係る十単位以上を含む)を修得することとする。

2 教職大学院は、教育上有益と認めるときは、当該教職大学院に

二五二一三・三五

二五二一三・三六

と同一内容の教育課程(通信教育に係るもの及び専門職大学院を置く大学が外国に設ける研究科、専攻その他の組織において開設される授業科目の履修により修得する単位を当該専門職学位課程に係る修了の要件として修得すべき単位の全部又は一部として修得するものを除く。)を編成することができる。

2 前項に規定する教育課程(以下「共同教育課程」という。)を編成する専門職大学院(以下「構成専門職大学院」という。)は、当該共同教育課程を編成し、及び実施するための協議の場を設けるものとする。

(平二〇文科令三五・追加)

(共同教育課程に係る単位の認定)

第三十二条 構成専門職大学院は、学生が当該構成専門職大学院のうち一の専門職大学院において履修した共同教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該構成専門職大学院のうち他の専門職大学院における当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとそれぞれみなすものとする。

(平二〇文科令三五・追加)

(共同教育課程に係る修了要件)

第三十四条 共同教育課程である専門職学位課程の修了の要件は、第十五条に定めるもののほか、それぞれの専門職大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

2 前項の規定によりそれぞれの専門職大学院において当該共同教

A [日法一〇五〇四・五] ㉞

A〔日法二〇五〇四・五〕㊦

育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第十四条第一項又は前条の規定により修得したものとみなすことができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。

3 共同教育課程である法科大学院又は教職大学院の課程の修了の要件は、第一項の規定にかかわらず、第二十三条又は第二十九条に定めるもののほか、それぞれの法科大学院又は教職大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により七単位以上を修得することとする。

4 前項の規定によりそれぞれの法科大学院又は教職大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、法科大学院にあつては第二十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十三条第一項若しくは第二十五条第一項の規定により、教職大学院にあつては第二十七条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二十八条第二項の規定により、それぞれ修得したものとみなすことができる単位又は前条の規定により修得したものとみなすものとする。

（平二〇文科令三五・追加）

第九章 雑則

（平一九文科令一・旧第七條様下、平二〇文科令三五・旧第八條様下）

（その他の基準）

第二十五条 専門職大学院の組織、編制、施設、設備その他専門職

第二十六編 教育（専門職大学院設置基準）

第二十六編 教育（専門職大学院設置基準）

項に規定する教員の数の三分の一を超えないものとする。

（平二六文科令八・全意）

附則（平成二六年二月三日文科科学省令第四号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二八年三月二日文科科学省令第二号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平成一九年三月一日文科科学省令第三号）

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平成一九年七月二日文科科学省令第三号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附則（平成一九年二月二五日文科科学省令第四〇号）抄

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年十二月二十六日）から施行する。

附則（平成二〇年一月二三日文科科学省令第三五号）

この省令は、平成二十一年三月一日から施行する。

附則（平成二三年三月二〇日文科科学省令第四号）

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附則（平成二三年七月二五日文科科学省令第二七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二四年一月二九日文科科学省令第三八号）

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

大学院の設置に関する事項で、この省令に定めのないものについては、大学院設置基準（第九条の二、第十二条、第十三条及び第三十二条第三項を除く。）の定めるところによる。

2 この省令又は他の法令に別段の定めのあるものを除くほか、専門職大学院に関し必要な事項については、文部科学大臣が別に定める。

（平一九文科令二・旧第二六條様下、平一九文科令三三・一部改正、平

二〇文科令三五・旧第三二條様下・一部改正）

附則

1 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

2 平成三十年度までの間、教職大学院における第五条第二項の適用については、同項中「一個の専攻に限り、博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）」とあるのは「学部の専任教員又は修士課程若しくは博士課程」と、「同項の資格を有する者（大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第八条第三項及び第九条第二項の規定の適用を受けるものを除く。）」とあるのは「同項の資格を有する者」と読み替えるものとする。

（平二六文科令八・全意）

3 前項の規定により読み替えて適用する第五条第二項の規定により同条第一項に規定する専任教員を兼ねることのできる者の数は、博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を担当する教員以外のものについては、同

二五三・37

二五一四

附則（平成二六年三月九日文科科学省令第八号）

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。



○ 専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成十五年  
文部科学省告示第五十三号）

専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第五条第一項、同条第三項、第十九条及び第二十六条第二項の規定に基づき、専門職大学院に関し必要な事項について次のように定め、平成十五年四月一日から施行する。

なお、平成十一年文部省告示第七十七号（高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を専ら養うことを目的とする修士課程に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件）は、廃止する。

平成十五年三月三十一日

記

最終改正 平成二十年十一月十三日文部科学省告示第六十五号

（専攻ごとに置くものとする専任教員の数）

第一条 専門職学位課程には、専攻ごとに、平成十一年文部省告示第七十五号（大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件）の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の一・五倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第二号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員一人当たりの学生の収容定員に四分の三を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき一人の専任教員を置くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、共同教育課程を編成する専攻には、それぞれの専門職大学院に置く当該共同教育課程を編成する専攻を合わせて一の専攻とみなして同項の規定を適用して得られる専任教員の数（次項において「全体専任教員数」という。）をこれらの専攻に係る収容定員の割合に応じてそれぞれ按分した数（その数に一に満たない端数がある時はこれを切り捨てる。ただし、その数が一に満たないときは一とする。以下この条において「専門職大学院別専任教員数」という。）の専任教員を置くものとする。

3 前項の規定による当該共同教育課程を編成する専攻に係る専門職大学院別専任教員数の合計が全体専任教員数に満たないときは、その不足する数の専任教員をいずれかの専門職大学院の当該共同教育課程を編成する専攻に置くものとする。

4 第二項の規定による当該共同教育課程を編成する専攻に係る専門職大学院別専任教員数が、当該専攻の専門分野の別に応じ、最小専門職大学院別専任教員数に満たないときは、前二項の規定にかかわらず、当該専攻に係る専任教員の数は最小専門職大学

院別専任教員数以上とする。この場合において、当該最小専門職大学院別専任教員数から前二項の規定を適用するとしたならば当該専攻に置くものとされる専任教員の数を減じた数の専任教員については、他の専門職大学院に置く当該共同教育課程を編成する専攻の専任教員がこれを兼ねることができ。

5 第一項の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員又は第二項及び第三項若しくは前項の規定によりそれぞれの専門職大学院に置く当該共同教育課程を編成する専攻に置くものとされる専任教員は、専門職学位課程について一専攻に限り専任教員として取り扱うものとする。ただし、同項後段に規定する場合は、この限りでない。

6 第一項の規定により専攻ごとに置くものとされている専任教員の数又は第二項及び第三項若しくは第四項の規定によりそれぞれの専門職大学院に置く当該共同教育課程を編成する専攻に置くものとされる専任教員の数を合計した数の半数以上は、原則として教授でなければならない。

（専攻分野における実務の経験及び高度の実務の能力を有する教員）

第二条 前条第一項の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員の数又は同条第二項及び第三項若しくは同条第四項の規定によりそれぞれの専門職大学院に置く当該教育課程を編成する専攻に置くものとされる専任教員の数を合計した数のおおむね三割以上は、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者とする。

2 前項に規定するおおむね三割の専任教員の数に三分の二を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）の範囲内については、専任教員以外の者であっても、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の専門職学位課程を置く組織の運営について責任を担う者で足りるものとする。

3 法科大学院に対する前二項の規定の適用については、これらの項中「おおむね三割」とあるのは「おおむね二割」と読み替えるものとする。

4 法科大学院においては、第一項に規定する実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員は、法曹としての実務の経験を有する者を中心として構成されるものとする。

5 教職大学院に対する第一項及び第二項の規定の適用については、これらの項中「おおむね三割」とあるのは「おおむね四割」と読み替えるものとする。

6 教職大学院においては、第一項に規定する実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員は、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園の教員としての実務の経験を有する者を中心として構成されるものとする。（法科大学院の入学者選抜）

第三条 法科大学院は、入学者のうちに法学を履修する課程以外の課程を履修した者又は実務等の経験を有する者の占める割合が三割以上となるよう努めるものとする。

2 法科大学院は、前項の割合が二割に満たない場合は、当該法科大学院における入学者の選抜の実施状況を公表するものとする。（法科大学院の収容定員）

第四条 法科大学院においては、法学既修者を入学させるかどうかにかかわらず、その収容定員は当該法科大学院の入学定員の三倍の数とする。

(法科大学院の教育課程)

第五条 法科大学院は、次の各号に掲げる授業科目を開設するものとする。

一 法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）

二 法律実務基礎科目（法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。）

三 基礎法学・隣接科目（基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。）

四 展開・先端科目（先端的な法領域に関する科目その他の実定法に関する多様な分野の科目であつて、法律基本科目以外のものをいう。）

2 法科大学院は、前項各号のすべてにわたつて授業科目を開設するとともに、学生の授業科目の履修が同項各号のいずれかに過度に偏ることのないよう配慮するものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、共同教育課程を編成する法科大学院（以下この項において「構成法科大学院」という。）は、当該構成法科大学院のうち一の法科大学院が開設する授業科目を、当該構成法科大学院のうち他の法科大学院が開設したものとそれぞれみなすものとする。

(法科大学院の授業を行う学生数)

第六条 法科大学院は、一の授業科目について同時に授業を行う学生数を少数数とすることを基本とする。

2 前項の場合において、法律基本科目の授業については、五十人を標準として行うものとする。

(法科大学院の履修科目の登録の上限)

第七条 法科大学院の学生が履修科目として登録することができる単位数の上限は、一年につき三十六単位を標準として定めるものとする。

(教職大学院の教育課程)

第八条 教職大学院は、専門職大学院設置基準第二十九条第一項に規定する実習により行われる授業科目（次項及び第三項において「実習により行われる授業科目」という。）に加え、次の各号に掲げる領域について授業科目を開設するものとする。

一 教育課程の編成及び実施に関する領域

二 教科等の実践的な指導方法に関する領域

三 生徒指導及び教育相談に関する領域

四 学級経営及び学校経営に関する領域

五 学校教育と教員の在り方に関する領域

2 教職大学院は、前項各号のすべてにわたつて授業科目を開設するとともに、実習により行われる授業科目、その他各教職大学院において開設する科目を含め、体系的に教育課程を編成するものとする。

3 教職大学院は、学生の授業科目の履修が第一項各号に掲げる領域の授業科目、実習により行われる授業科目又は前項に規定するその他各教職大学院において開設する科目のいずれかに過度に偏ることのないよう配慮するものとする。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、共同教育課程を編成する教職大学院（以下この項において「構成教職大学院」という。）は、当該構成教職大学院のうち一の教職大学院が開設する授業科目を、当該構成教職大学院のうち他の教職大学院が開設したものとそれぞれみなすものとする。

附則（平成十九年三月一日文部科学省告示第三十一号）

この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平成二十年十一月十三日文部科学省告示第六十五号）

この告示は、平成二十一年三月一日から実施する。

# ○学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令

(平成十六年三月十二日 文部科学省令第七号)

改正 平成一九年三月二五日 文部科学省令第四〇号  
同 二三年三月二〇日 同 第四号  
同 二三年六月二五日 同 第二五号

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第六十九条の四第三項(同法第七十条の十において準用する場合を含む。)の規定に基づき、学校教育法第六十九条の四第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令を次のように定める。

学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令(平一九文科令四〇・改訂)

(法第百十条第二項各号を適用するに際して必要な細目)

第一条 学校教育法(以下「法」という。)第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

一 大学評価基準が、法及び学校教育法施行規則(昭和二十二年

第二十六編 教育(学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令)

一五三五 165

第二十六編 教育(学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令)

一五三五 166

当該認証評価に係る大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められているものとする。

- 一 教育研究上の基本となる組織に関すること。
- 二 教員組織に関すること。
- 三 教育課程に関すること。
- 四 施設及び設備に関すること。
- 五 事務組織に関すること。
- 六 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。
- 七 財務に関すること。
- 八 前各号に掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること。

3 第一項に定めるもののほか、法第百九条第三項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、当該認証評価に係る大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められているものとする。

- 一 教員組織に関すること。
- 二 教育課程に関すること。
- 三 施設及び設備に関すること。
- 四 前各号に掲げるもののほか、教育研究活動に関すること。

平一九文科令四〇・平二三文科令二五・一部改正

第二条 法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第六

文部省令第十一号)並びに大学(大学院を含み、短期大学を除く。)に係るものにあつては大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)、大学通信教育設置基準(昭和三十六年文部省令第三十三号)、大学院設置基準(昭和三十九年文部省令第二十八号)及び専門職大学院設置基準(平成十五年文部科学省令第十六号)に、短期大学に係るものにあつては短期大学設置基準(昭和三十五年文部省令第二十一号)及び短期大学通信教育設置基準(昭和三十七年文部省令第三号)に、それぞれ適合していること。

- 一 大学評価基準において、評価の対象となる大学における特色ある教育研究の進展に資する観点からする評価に係る項目が定められていること。
- 二 大学評価基準を定め、又は変更するに当たっては、その過程の公正性及び透明性を確保するため、その案の公表その他の必要な措置を講じていること。
- 四 評価方法に、大学が自ら行う点検及び評価の結果の分析並びに大学の教育研究活動等の状況についての実地調査が含まれていること。

2 前項に定めるもののほか、法第百九条第二項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、

号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 大学の教員及びそれ以外の者であつて大学の教育研究活動等に関し識見を有するものが認証評価の業務に従事していること。ただし、法第百九条第三項の認証評価にあつては、これらの者のほか、当該専門職大学院の課程に係る分野に関し実務の経験を有する者が認証評価の業務に従事していること。
- 二 大学の教員が、その所属する大学を対象とする認証評価の業務に従事しないよう必要な措置を講じていること。
- 三 認証評価の業務に従事する者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じていること。
- 四 法第百九条第二項の認証評価の業務及び同条第三項の認証評価の業務を併せて行う場合においては、それぞれの認証評価の業務の実施体制を整備していること。
- 五 認証評価の業務に係る経理については、認証評価の業務以外の業務を行う場合にあつては、その業務に係る経理と区分して整理し、法第百九条第二項の認証評価の業務及び同条第三項の認証評価の業務を併せて行う場合にあつては、それぞれの認証評価の業務に係る経理を区分して整理していること。

平一九文科令四〇・一部改正

第三条 法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第六号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 学校教育法施行規則第六十九条第一項第一号から第八号までに規定する事項を公表することとしていること。
  - 二 大学から認証評価を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該認証評価を行うこととしていること。
  - 三 大学の教育研究活動等の評価の実績があることその他により認証評価を公正かつ適確に実施することが見込まれること。
- 2 前項に定めるもののほか、法第百九条第三項の認証評価に係る認証評価機関にならうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第六号に関するものは、認証評価を行った後、当該認証評価の対象となった専門職大学院を置く大学が次の認証評価を受ける前に、当該専門職大学院の教育課程又は教員組織に重要な変更があったときは、変更に係る事項について把握し、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めることとしていることとする。

(平一九文科令四〇・平二二文科令一五・一部改正)

(法科大学院に係る法第百十条第二項各号を適用するに際して必要な細目)

第四条 第一条第一項及び第三項に定めるもののほか、専門職大学院設置基準第十八条第一項に規定する法科大学院(以下この項及

第二十六編 教育 (学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める場合)

一五三五・167

び次項において単に「法科大学院」という。)の認証評価に係る認証評価機関にならうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 大学評価基準が、第二条第三項の規定にかかわらず、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。
- イ 教育活動等の状況に係る情報の提供に関すること。
- ロ 入学者の選抜における入学者の多様性の確保及び適性の適確かつ客観的な評価に関すること。
- ハ 専任教員の適切な配置その他の教員組織に関すること。
- ニ 在学する学生の数の収容定員に基づき適正な管理に関すること。
- ホ 教育上の目的を達成するために必要な授業科目の開設その他の体系的な教育課程の編成に関すること。
- ヘ 一の授業科目について同時に授業を行う学生の数の設定に関すること。
- ト 授業の方法に関すること。
- チ 学修の成果に係る評価及び修了の認定の客観性及び厳格性の確保に関すること。
- リ 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び

第二十六編 教育 (学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める場合)

二五三五・168

研究の実施に関すること。

- ス 学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限の設定に関すること。
  - ル 専門職大学院設置基準第二十五条第一項に規定する法学既修者の認定に関すること。
  - ヲ 教育上必要な施設及び設備(アに掲げるものを除く。)に関すること。
  - ヱ 図書その他の教育上必要な資料の整備に関すること。
  - カ 法科大学院の課程を修了した者の進路(司法試験の合格状況を含む。)に関すること。
- 一 評価方法が、前号に掲げる事項のうち認証評価機関にならうとする者が法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律(平成十四年法律第百三十九号)第二条に規定する法曹養成の基本理念を踏まえて特に重要と認める事項の評価結果を勘案しつつ総合的に評価するものその他の同法第五条第二項に規定する認定を適確に行うに足りるものであること。
- 2 第二条に定めるもののほか、法科大学院の認証評価に係る認証評価機関にならうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第二号に関するものは、法曹としての実務の経験を有する者が認証評価の業務に従事していることとする。

(平一九文科令四〇・平二二文科令四・一部改正)

(高等専門学校への準用)

第五条 第一条第一項及び第二項、第二条並びに第三条第一項の規定は、高等専門学校に、これを準用する。この場合において、第一条第一項第一号中「並びに大学(大学院を含み、短期大学を除く。）」に係るものにあつては大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)、大学通信教育設置基準(昭和三十六年文部省令第三十三号)、大学院設置基準(昭和三十九年文部省令第二十八号)及び専門職大学院設置基準(平成十五年文部科学省令第十六号)に、短期大学に係るものにあつては短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号)及び短期大学通信教育設置基準(昭和五十七年文部省令第三号)に、それぞれとあるのは、「及び高等専門学校設置基準(昭和三十六年文部省令第二十三号)に」と読み替えるものとする。

附 則

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年二月五日文部科学省令第四〇号) 抄

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年十二月二十六日)から施行する。

附 則 (平成二三年三月一〇日文部科学省令第四号)

A [目次10091・3] ㊟

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。  
附 則 (平成二十二年五月五日政令第一五号)  
この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

第二十六編 教育 (学校教育法第一百条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令)

二五三五・169

第二十六編 教育

二五三六

A [目次10091・3] ㊟



# 第一章 総則

## ○教育基本法

(平成十八年十二月二十二日)  
(法律第百二十一号)

教育基本法をここに公布する。

教育基本法

教育基本法(昭和二十二年法律第二十五号)の全部を改正する。

### 目次

#### 前文

第一章 教育の目的及び理念(第一条―第四条)

第二章 教育の実施に関する基本(第五条―第十五条)

第三章 教育行政(第十六条・第十七条)

第四章 法令の制定(第十八条)

#### 附則

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた

### 第二十六編 教育 (教育基本法)

### 第二十六編 教育 (教育基本法)

五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

(生涯学習の理念)

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(教育の機会均等)

第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に依り、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

### 第二章 教育の実施に関する基本

(義務教育)

第五条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸

人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

### 第一章 教育の目的及び理念

(教育の目的)

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

(教育の目標)

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

一

二

ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。

4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

(学校教育)

第六条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(大学)

第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

(私立学校)

第八条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(教員)

第九条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

(家庭教育)

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

第二十六編 教育 (教育基本法)

三

第二十六編 教育 (教育基本法)

四(一三)

び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第三章 教育行政

(教育行政)

第十六条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

第十一条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(社会教育)

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

(政治教育)

第十四条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第十五条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及

い。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第四章 法令の制定

第十八条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

## 法科大学院に係る認証評価の見直しに関する留意事項

平成22年3月12日  
中央教育審議会大学分科会  
法科大学院特別委員会

中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会は、平成21年4月17日にとりまとめた「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」（以下「特別委員会報告」という。）の提言及び平成22年3月の学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成16年文部科学省令第7号）の一部改正などによる、認証評価機関の定める法科大学院の認証評価を行うための基準の見直しに関して、各認証評価機関に対し、次の事項に留意されるよう求めたい。

### 1. 認証評価項目の改正関係（第4条第1項第1号）

#### （1）「イ 教育活動等の状況に係る情報の提供に関すること。」

認証評価を受ける法科大学院（以下「受審法科大学院」という。）が、特別委員会報告において積極的に情報提供を行うべき事項として例示された事項などの基本的な情報について、法科大学院案内、入学者募集要項やホームページなどを通じて、自ら主体的に入学希望者をはじめとする社会一般に対して提供しているかを評価することが求められる。

#### （2）「ロ 入学者の選抜における入学者の多様性の確保及び適性の適確かつ客観的な評価に関すること。」

受審法科大学院が、入学者選抜における競争的な環境を整え、入学者の質を確保するよう取り組んでいるかを評価する必要がある。

その際、法科大学院適性試験について、実施機関により総受験者数や得点分布状況などを考慮した、法科大学院への入学に最低限必要と考えられる点数の基準が公表された場合には、受審法科大学院において当該基準が適切に活用されているかを評価することが求められる。

特に、受審法科大学院の実施する入学者選抜において、社会人を含めたすべての受験者に対し、当該基準が等しく適用されているかを確認する必要がある。

**(3) 「ハ 専任教員の適切な配置その他の教員組織に関すること。」**

受審法科大学院が、専任教員について、法律基本科目をはじめとした教育上主要な科目において、その年齢構成にも配慮しながら、十分な教育研究上の業績や実務上の実績及び教育を担当する能力を有する者を確保し、適切に配置しているかを評価することが求められる。

**(4) 「ホ 教育上の目的を達成するために必要な授業科目の開設その他の体系的な教育課程の編成に関すること。」**

受審法科大学院が、法科大学院修了者の共通的な到達目標が策定された場合には、当該目標を踏まえて、必要な教育課程の編成や適切な学修指導を実施しているかを評価することが求められる。

特に、受審法科大学院が、司法試験の解答の作成方法に傾斜した技術的教育などの司法試験の受験指導に過度に偏した教育や、法律基本科目や司法試験の選択科目となっている一部の授業科目に偏した教育を行っていないかを評価することが求められる。

**(5) 「ト 授業の方法に関すること。」**

受審法科大学院において、双方向・多方向的な授業方法を基本とした適切な授業方法により、教育が実施されているかを評価することが求められる。

**(6) 「チ 学修の成果に係る評価及び修了の認定の客観性及び厳格性の確保に関すること。」**

受審法科大学院において、GPA制度の活用などによる厳格な成績評価・修了認定が実施されているかを評価することが求められる。

その際、GPA制度や進級制度の導入状況について形式的に評価するのではなく、受審法科大学院において当該制度が実質的に機能し、厳格な成績評価・修了認定が実施されているかを評価することが重要である。

また、法科大学院修了者の共通的な到達目標が策定された場合には、受審法科大学院が、在籍する法科大学院生の当該目標の達成度について、厳格な成績評価・修了認定により適切に評価しているかを評価することが期待される。

**(7) 「リ 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に関すること。」**

受審法科大学院において、適切なファカルティ・ディベロップメント（教員の職能開発）が実施されるとともに、その充実が図られているかを評価することが求められる。

**（8）「又 学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限の設定に関すること。」**

履修登録単位数の上限の設定については、特別委員会報告において、引き続き36単位を標準とする考え方を維持しつつも、法学未修者教育の充実の観点から、各法科大学院の判断により法学未修者1年次については、配当する法律基本科目を6単位増加させ、最大42単位とすることを認めると提言されており、認証評価においては、当該提言を踏まえた評価を実施することが求められる。

法学未修者1年次における当該増加単位は、あくまで法律基本科目に係る学修を補完することを目的としていることを踏まえ、受審法科大学院において、司法試験の受験対策が実施されていないか、過剰な学修範囲の拡大などにより法科大学院生の自学自修を妨げられる結果となっていないかなどを評価することが求められる。

**（9）「ル 専門職大学院設置基準第二十五条第一項に規定する法学既修者の認定に関すること。」**

受審法科大学院の実施する法学既修者認定試験の内容が、認定により修得したものとみなす科目に対応して適切に実施されているかを評価する必要がある。

**（10）「カ 法科大学院の課程を修了した者の進路（司法試験の合格状況を含む。）に関すること。」**

法曹養成の中核的機関という法科大学院の設置目的にかんがみ、司法試験の合格状況などを含む、法科大学院修了者の進路について評価することが求められる。

法科大学院修了者の進路については、司法試験の合格状況や法曹三者（裁判官、検察官、弁護士）への進路のみではなく、受審法科大学院の掲げる人材育成の目標を踏まえた、企業や官公庁などの多様な職域への進路を含むものであることに留意する必要がある。

特に、司法試験の合格状況については、単に司法試験合格率などの数値的指標のみで判断するのではなく、合格状況の分析やその改善に向けた教育内容・教育体制の見直しが適切に実施されているかなど、法科大学院の取組について総合的に評価される必要がある。

また、法科大学院修了者の進路については、本人が進路に関する情報を提供しない場合や本人との連絡が取れない場合があるなど、全員の把握が難しい現状にあると考えられるが、各法科大学院においては可能な限りにおいてその把握に努めることが求められる。よって、法科大学院修了者の進路の評価にあたっては、単に把握状況についての数値的指標のみで判断するのではなく、受審法科大学院において把握のための適切な取組が行われているかどうかをあわせて評価する必要がある。

## 2. 評価方法関係（第4条第1項第2号）

「評価方法が、前号に掲げる事項のうち認証評価機関になろうとする者が法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成十四年法律第百三十九号）第二条に規定する法曹養成の基本理念を踏まえて特に重要と認める事項の評価結果を勘案しつつ総合的に評価するものその他の同法第五条第二項に規定する認定を適確に行うに足りるものであること。」

「特に重要と認める事項」（特別委員会報告における「重点評価項目」）については、特別委員会報告で例示された項目<sup>\*</sup>を踏まえて設定されることが期待される。また、それ以外についても、各認証評価機関の判断で、必要と思われる項目を付加することも考えられる。

※ 特別委員会報告において提言された「特に重要と認める事項」（重点評価項目）の例

- ・ 入学者の質（適性試験の状況（入学最低基準の運用状況など）、競争倍率等の入学者選抜状況など）
- ・ 修了者の質（教育課程の編成の状況（授業科目間のバランス、共通的な到達目標の達成状況など）、厳格な成績評価の実施状況、司法試験の合格状況など）
- ・ 教育体制の確保（教員の教育研究上の業績・能力、適正な入学定員の規模など）

「特に重要と認める事項」として設定されていない項目についても、適格認定にあたっての総合的な判定の要素として考慮することを可能とする必要がある。

明白かつ重大な法令違反については、適格認定にあたっての重要な判断要素であり、これについては、「特に重要と認める事項」に当たるか否かにかかわらず、評価結果の中で適切に取り扱われる必要がある。